

生活環境保全推進ガイドライン

年次報告書

(2019年度実績)

2021年1月

横浜市

はじめに

横浜市では、環境に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、環境分野の中長期的な目標や方針を掲げた「横浜市環境管理計画（2018年11月改定。以下「環境管理計画」といいます。）」を定めています。また、環境管理計画で定めた生活環境分野の目標達成に向けて、「生活環境保全推進ガイドライン（2019年3月策定。以下「ガイドライン」といいます。）」を策定しました。ガイドラインでは、生活環境の目指す姿や生活環境の分野ごとの環境目標を定めるとともに、その目標達成に向けた具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

市内の生活環境の状況について、環境基準が設定された項目の長期的な傾向を見ると、二酸化窒素等の大気汚染物質、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）、海域の全窒素・全りん等の多くの項目の環境中濃度は減少傾向を示し、良好な状況になってきています。また、道路交通騒音の環境基準適合率も改善傾向にあります。

一方、全国的にも環境基準非達成が継続している光化学オキシダントや、赤潮の発生など、未解決の課題も残されており、引き続き改善に向けて取り組んでいく必要があります。

横浜市では、従来から大気汚染防止法等の典型七公害に関する法令に基づく規制指導や環境監視を行うとともに、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「生活環境保全条例」といいます。）による総合的な取組を行ってきました。また、市民生活に関連した取組として、生活環境に関する苦情相談への対応や環境情報の公表を行っています。今後も、これらの取組を着実に推進していきます。

近年は典型七公害への対策に加えて、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応など、多種多様な課題が密接に関係するようになり、同時解決を図ることが必要になってきています。また、マイクロプラスチック等の新たな課題も出てきています。さらに、環境への負荷は市民・事業者などのあらゆる主体の活動に起因しています。そこで、このような課題の解決に向けて、環境・経済・社会をめぐる広域的な課題に総合的に取り組むSDGsの考え方を取り入れ、まちづくりや地球温暖化対策等の施策間との連携や事業活動・市民生活などのあらゆる主体間との連携による新たな取組を推進していきます。

生活環境保全推進ガイドライン年次報告書（2019年度実績）（以下「本報告書」といいます。）は、昨年度に作成した2018年度実績の報告書に引き続き、横浜市の生活環境の状況やガイドラインに基づく取組の実施状況について、2019年度実績をとりまとめて公表するものです。今後も、環境管理計画及びガイドラインの目標達成に向けて、ガイドラインに基づく取組を着実に進めていきます。

2021年1月

目次

第1章 ガイドラインの概要

1-1	生活環境の目指す姿と環境目標等	2
1-2	生活環境の保全にあたっての基本的な方向性と取組概要	3
1-3	評価・進捗管理・公表	3

第2章 生活環境の保全の基盤となる取組

2-1 大気環境の保全

(1)	環境目標の達成目安などの状況（2019年度）	6
(2)	2019年度の主な取組実績	7
ア	大気環境の監視	7
ア	大気汚染物質の測定	
イ	光化学スモッグ注意報への対応	
ウ	PM2.5の高濃度予報への対応	
エ	PM2.5成分調査	
オ	空間放射線量の測定	
カ	酸性雨調査	
イ	施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策	9
ア	届出指導及び立入検査等	
イ	大気汚染物質排出量調査	
ウ	光化学オキシダント対策	
エ	PM2.5対策	
オ	水銀の排出規制	
カ	ダイオキシン類対策	
キ	生活環境保全条例施行規則等の改正（バイオマス燃料の活用への対応）	
ウ	自動車の排出ガス対策	11
ア	ディーゼル車の運行規制	
イ	低公害車の普及促進	
ウ	エコドライブの促進	
エ	解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策	12
ア	届出指導及び立入検査	
イ	市民相談への対応	
ウ	アスベスト対策の推進	
エ	関係機関と連携した災害対策	

2-2 水環境の保全

(1) 環境目標の達成目安などの状況 (2019年度)	14
(2) 2019年度の主な取組実績	15
ア 水環境の監視	15
(ア) 公共用水域の水質測定	
(イ) 水質自動測定	
(ウ) 横浜市水と緑の基本計画に基づく調査	
(エ) 東京湾環境一斉調査	
(オ) 東京湾底質調査	
(カ) マイクロプラスチックへの対応	
イ 事業所等から公共用水域への排水対策	18
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 富栄養化対策 (総量規制)	
(ウ) 暫定排水基準の見直し	
(エ) 建設工事排水に対する規制	
(オ) ゴルフ場の農薬対策	
(カ) ダイオキシン類対策	
ウ 水再生センターへの流入水対策	19
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 除害施設等管理責任者資格認定講習	
(ウ) 除害施設等維持管理講習会	
(エ) 異常流入等への対応	
(オ) 事故防止の啓発	
エ 水質事故への対応	20
(ア) 水質事故の発生状況に応じた対応	
(イ) 未然防止のための取組	

2-3 地盤環境の保全

(1) 環境目標の達成目安などの状況 (2019年度)	22
(2) 2019年度の主な取組実績	23
ア 地盤環境の監視	23
(ア) 地下水質等の測定	
(イ) 精密水準測量による地盤沈下の監視	
(ウ) 地下水位観測等による地盤沈下の監視	
イ 土壌汚染対策	24
(ア) 土壌調査	
(イ) 土壌汚染が確認された区域の指定	
(ウ) 土壌汚染が確認された区域における措置等	

(エ) 汚染土壌処理業の許可	
(オ) 土壌汚染対策アドバイザー派遣制度	
(カ) 土壌汚染対策法の改正	
ウ 地下水質の保全.....	27
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 汚染された地下水の浄化対策	
エ 地盤沈下対策.....	28
(ア) 地下水採取の規制	
(イ) 掘削作業の規制	
2-4 音環境の保全	
(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019年度）.....	29
(2) 2019年度の主な取組実績.....	30
ア 騒音・振動の監視.....	30
(ア) 一般環境騒音の測定	
(イ) 道路交通騒音の測定	
(ウ) 新幹線鉄道による騒音・振動の測定	
(エ) 東海道貨物線（新貨物線）による騒音・振動の測定	
(オ) 航空機騒音の測定	
イ 事業所・建設工事等における騒音・振動対策.....	32
(ア) 届出指導及び立入検査	
ウ 交通に関する騒音・振動対策.....	33
(ア) 道路交通対策	
(イ) 鉄道交通対策	
(ウ) 航空機騒音対策	
(エ) 集合住宅等の新設における交通騒音対策	
2-5 分野横断の取組	
(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019年度）.....	34
(2) 2019年度の主な取組実績.....	35
ア 事業所等に対する包括的な施策.....	35
(ア) 指定事業所・環境管理事業所	
(イ) 環境保全協定	
(ウ) 非常時の措置	
(エ) 公害防止管理者制度	
(オ) 環境法令講習会	
(カ) 九都県市首脳会議 環境問題対策委員会	
(キ) 六大都市自動車技術評価委員会	

	(ク) 神奈川県公害防止推進協議会	
	(ケ) 神奈川県市環境研究機関協議会	
	(コ) 他制度と連動した取組	
イ	化学物質対策.....	38
	(ア) PRTR 制度	
	(イ) 環境リスクの低減に向けた啓発	
	(ウ) 化学物質環境実態調査	
	(エ) ダイオキシン類対策	
	(オ) ゴルフ場の農薬対策	
	(カ) PFOS 及び PFOA への対応	
	(キ) 関係機関と連携した災害対策	
	(ク) 市所有施設のアスベスト対策	
	(ケ) 市所有施設におけるフロン類の漏えい防止	
ウ	自動車交通環境対策.....	41
	(ア) 分野ごとの取組	
	(イ) 駐車場等におけるアイドリングストップ	
	(ウ) 環境と調和した交通施策の推進	
2-6 市民生活に関連した取組		
(1)	環境目標の達成目安などの状況 (2019 年度)	44
(2)	2019 年度の主な取組実績	44
ア	生活環境に関する苦情相談への対応.....	44
	(ア) 生活環境に関する苦情相談	
	(イ) 屋外燃焼行為への対応	
	(ウ) 飲食店等から発生するにおいへの対応	
	(エ) 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応	
	(オ) 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応	
	(カ) 夜間営業に係る騒音への対応	
	(キ) 生活騒音への対応	
	(ク) 騒音計・振動計の貸出制度	
イ	安全・安心な市民生活に向けた情報の公表.....	47
	(ア) 光化学スモッグ注意報への対応	
	(イ) PM2.5 の高濃度予報への対応	
	(ウ) 環境監視データの公表	
	(エ) 環境調査結果の公表	
	(オ) 空間放射線量の公表	
	(カ) 地質調査結果の公表	
	(キ) 水準測量成果の公表	
	(ク) 土壌汚染が確認された土地の公表	

- (ケ) 汚染井戸追跡調査結果の公表
- (コ) ダイオキシン類の測定結果の公表
- (ク) 指定事業所等の一覧表の公開

第3章 連携による新たな取組の方針

3-1 施策間の課題の同時解決

- (1) 2019年度の実施状況と今後の取組52
 - ア バイオマス燃料の活用への対応
 - イ 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応

3-2 多様な環境課題への対応

- (1) 2019年度の実施状況と今後の取組53
 - ア 光化学オキシダント対策
 - イ PM2.5 対策
 - ウ 放射線対策
 - エ マイクロプラスチックへの対応
 - オ 屋外燃焼行為への対応
 - カ 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応
 - キ 関係機関と連携した災害対策
 - ク 事業者との継続的なコミュニケーション
 - (ア) 里山ガーデンフェスタへのパネル展示
 - (イ) 事業所主催イベントへの参加
 - (ウ) 環境法令出前講座
 - (エ) パンフレット「横浜の環境保全と企業の取組」
 - ケ 環境分析事業者との技術研修会の実施

3-3 身近な環境の魅力の向上

- (1) 2019年度の実施状況と今後の取組58

3-4 わかりやすい情報発信

- (1) 2019年度の実施状況と今後の取組59
 - ア 環境に対する意識等の把握
 - (ア) 環境に関する市民意識調査
 - (イ) 環境に関する企業意識調査
 - イ 広報物による情報発信
 - ウ 「かんきょう横浜」による広報
 - エ 生活環境保全推進ガイドラインの周知
 - オ 市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化
 - カ 地質調査結果の公表の取組（地盤 View）
 - キ 横浜市立大学との連携による講義「環境保全学」

- ク よこはま海さんぽMAP
- ケ スプリングフェアへの出展
- コ 子どもアドベンチャーへの出展

第4章 資料編

4-1 大気環境の監視

(1) 大気汚染常時監視測定局及び測定項目	66
(2) 大気汚染常時監視測定局の配置図	67
(3) 常時監視測定結果	68
ア 二酸化硫黄（一般局）	
イ 一酸化炭素（自排局）	
ウ 浮遊粒子状物質（一般局・自排局）	
エ 二酸化窒素（一般局・自排局）	
オ 光化学オキシダント（一般局）	
カ 微小粒子状物質（一般局・自排局）	
キ 非メタン炭化水素（一般局・自排局）	
ク メタン及び全炭化水素（一般局・自排局）	
(4) 有害大気汚染物質の測定結果	81
ア 環境基準が設定されている4物質	
イ 指針値が設定されている9物質	
ウ その他10物質	
(5) ダイオキシン類の測定結果	82
(6) アスベスト濃度の測定結果	83
(7) 光化学スモッグ注意報の発令状況	83
(8) 空間放射線量（ガンマ線）の測定結果	83
(9) 酸性雨調査の結果	84

4-2 水環境の監視

(1) 公共用水域の水質測定項目	85
(2) 公共用水域の水質測定地点	85
ア 河川	
イ 海域	
(3) 公共用水域の水質測定地点の位置図	87
(4) 公共用水域の水質測定結果	88
ア 健康項目の環境基準適合状況	
イ 生活環境項目の環境基準適合状況	
ウ BOD（河川）75%水質値	
エ BOD（河川）年平均値	
オ COD（東京湾）75%水質値	

カ	COD（東京湾）年平均値	
キ	全窒素（東京湾）年平均値	
ク	全りん（東京湾）年平均値	
ケ	ダイオキシン類	
(5)	水質自動測定機の測定結果	93
(6)	水環境目標の評価地点及び生物調査地点	94
(7)	水環境目標に係る測定結果	95
ア	BOD（河川）	
イ	COD（海域）	
ウ	ふん便性大腸菌群数（河川）	
エ	ふん便性大腸菌群数（海域）	
オ	全窒素（海域）	
カ	全りん（海域）	
(8)	生物指標による水質評価	100
(9)	赤潮発生回数	101
4 - 3	地盤環境の監視	
(1)	地下水質の調査	102
ア	調査概要（2019年度）	
イ	調査地点の配置図	
ウ	測定結果	
エ	環境基準の超過項目	
(2)	ダイオキシン類の測定結果	106
ア	地下水	
イ	土壌	
(3)	地盤沈下の監視（精密水準測量結果）	107
ア	精密水準測量結果（2019年度）	
イ	水準点の変動状況	
(4)	地盤沈下の監視（地下水位、地盤変動の観測結果）	108
ア	観測地点の位置図	
イ	観測結果	
4 - 4	音環境の監視	
(1)	一般環境騒音	110
(2)	道路交通騒音	110
ア	測定地点及び面的評価路線の位置図	
イ	測定結果（2019年度）	
ウ	面的評価（全体空間）の結果（2019年度）	
エ	面的評価（近接空間）の結果（2019年度）	

(3) 新幹線鉄道の騒音・振動.....	113
ア 測定地点の位置図	
イ 騒音の環境基準適合状況	
ウ 騒音レベルの測定結果	
エ 振動の指針適合状況	
オ 振動レベルの測定結果	
(4) 東海道貨物線（新貨物線）の騒音・振動.....	116
ア 測定地点の位置図	
イ 測定結果	
(5) 航空機騒音.....	117
ア 測定地点の位置図	
イ 測定結果	
(6) 在来線の騒音・振動の測定結果.....	117
4 - 5 各種協定	
(1) 環境保全協定締結事業所の位置図（2019年度末時点）.....	118
(2) 環境保全協定の締結状況（2019年度末時点）.....	119
(3) 農薬の使用に係る環境保全協定.....	122
(4) 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定.....	123
(5) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定.....	123
4 - 6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故	
(1) 生活環境に関する苦情相談件数.....	124
(2) 発生源別の苦情件数.....	124
ア 大気汚染	
イ 悪臭	
ウ 騒音	
エ 振動	
(3) 水質事故.....	126
ア 水質汚濁の状況（発生源別）	
イ 水質汚濁の水系・原因別受理件数	
ウ 魚浮上事故の被害魚種と原因	
4 - 7 環境法令に基づく届出等の件数	
(1) 大気汚染防止法.....	127
(2) 水質汚濁防止法.....	128
(3) 土壌汚染対策法（届出等）.....	128
(4) 土壌汚染対策法（許可等）.....	130
(5) 騒音規制法.....	130
(6) 振動規制法.....	130

(7) ダイオキシン類対策特別措置法	131
(8) 下水道法・横浜市下水道条例	131
(9) 工業用水法	132
(10) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	132
(11) 化学物質排出把握管理促進法	133
(12) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（申請等）	133
(13) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（措置内容等）	136
4-8 低公害車の普及促進	
(1) 市内の次世代自動車（EV、PHV、FCV）登録台数	137
4-9 広報物による情報発信	
(1) ガイドラインに基づく取組に係る広報物（2019年度作成）	138
4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要	
(1) 大気環境	139
ア 大気汚染に関する環境基準等	
イ 有害大気汚染物質に関する環境基準	
ウ 有害大気汚染物質に関する指針値	
エ ダイオキシン類の環境基準（大気）	
オ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	
(2) 水環境	141
ア 水質汚濁に関する環境基準	
イ ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）	
ウ 水環境目標	
(3) 地盤環境	145
ア 地下水の水質汚濁に関する環境基準	
イ ダイオキシン類の環境基準（土壌）	
ウ 土壌の汚染に係る環境基準	
(4) 音環境	147
ア 騒音に関する環境基準	
イ 新幹線鉄道の騒音に関する環境基準	
ウ 新幹線鉄道の振動に関する指針	

第1章 ガイドラインの概要

1-1 生活環境の目指す姿と環境目標等

ガイドラインでは、環境管理計画で定められた目指す姿や環境目標等を踏まえ、生活環境の「目指す姿」を定めるとともに、生活環境の分野ごとの「2025年度までの環境目標」及び「達成の目安となる環境の状況」を設定しています。

表 1-1-1 ガイドラインで定めた目指す姿と生活環境の分野ごとの環境目標等

目指す姿		安全・安心で快適な生活環境の保全
大気環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
水環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする
地盤環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
	達成の目安となる 環境の状況	・土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている ・地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている ・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない
音環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・市民の生活環境に関する満足度の向上
分野横断の 取組	2025年度までの 環境目標	・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進
市民生活に 関連した取組	2025年度までの 環境目標	・生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
	達成の目安となる 環境の状況	・市民の生活環境に関する満足度の向上

1-2 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性と取組概要

ガイドラインでは、環境目標の達成に向けて、生活環境の保全に関する取組を推進するための基本的な方向性を定めています。

これらの方向性に基づく具体的な取組内容や方針については、ガイドライン第2章「生活環境の保全の基盤となる取組」及び第3章「連携による新たな取組の方針」にまとめています。その詳細については、ガイドラインを参照してください。

表 1-2-1 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性とその概要

基本的な方向性	概要	
生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進	生活環境の悪化を未然に防止し、良好に維持するために、これまで体系的に取り組んできた典型七公害に関する法令に基づく規制指導、環境監視、苦情相談や環境情報の公表などを着実に推進していきます。	取組内容（ガイドライン第2章） <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・地盤環境の保全 ・音環境の保全 ・分野横断の取組 ・市民生活に関連した取組
連携による新たな取組の推進	環境・経済・社会をめぐる広域的な課題に総合的に取り組むSDGsの考え方を取り入れ、まちづくりや地球温暖化対策などの他の施策間との連携や事業活動・市民生活などのあらゆる主体間との連携による新たな取組を推進していきます。	取組方針（ガイドライン第3章） <ul style="list-style-type: none"> ・施策間の課題の同時解決 ・多様な環境課題への対応 ・身近な環境の魅力の向上 ・わかりやすい情報発信

1-3 評価・進捗管理・公表

ガイドラインでは、生活環境の分野ごとの2025年度までの環境目標とともに、その達成の目安となる環境の状況を定めています。その達成状況を確認するため、大気環境や水環境等の環境の状況を評価するとともに、ガイドラインに基づく取組の実施状況を取りまとめ、毎年公表することとしています。

本報告書は、これに基づき2019年度実績を取りまとめた年次報告書です。第1章ではガイドラインの概要を説明しています。第2章では「環境目標の達成の目安となる環境の状況」等の評価を行うとともに、「生活環境の保全の基盤となる取組」について、関連事項も含めて実施状況を掲載しています。さらに、第3章では「連携による新たな取組の方針」について、実施状況を掲載しています。最後に、第4章として、各種データをまとめた資料編を掲載しています。

第2章 生活環境の保全の基盤となる取組

2-1 大気環境の保全

2025年度までの環境目標	・大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019年度）

- 市内の大気汚染物質濃度の長期的な推移は、多くの項目で改善傾向にあります。一方、光化学オキシダントは改善の傾向が見られておらず、全国的にも改善は進んでいない状況です。

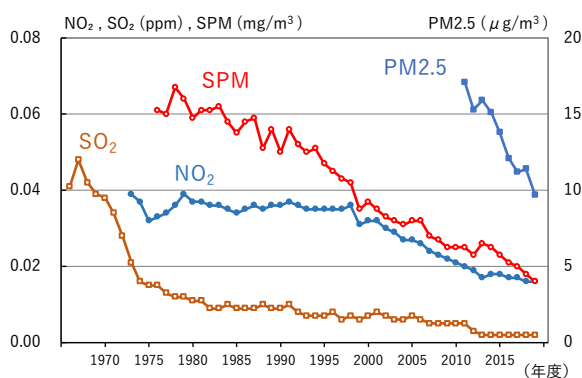


図 2-1-1 大気汚染物質の年平均濃度※の推移

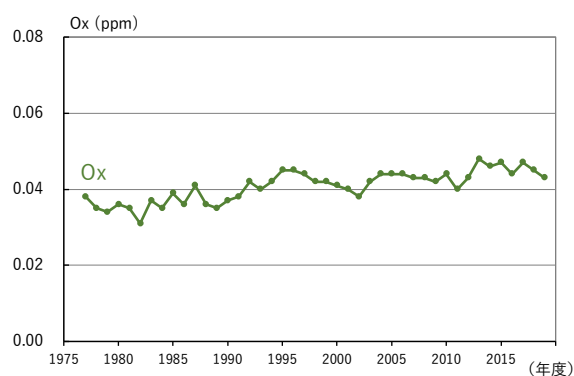


図 2-1-2 光化学オキシダントの年平均濃度※の推移

※ 市内の各常時監視測定局の年平均値（光化学オキシダントは昼間の日最高1時間値の年平均値）の全局平均

- 二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果は、全測定局で環境基準に継続して適合しました。
- 二酸化窒素（NO₂）の測定結果は、国が定める環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下）に全測定局で継続して適合しましたが、横浜市環境目標値（環境基準の下限値 0.04ppm）を達成した測定局は28局中27局でした。
- 光化学オキシダント（Ox）の測定結果は、全測定局で環境基準（1時間値が 0.06ppm 以下）に不適合でした。
- 有害大気汚染物質（ベンゼン等4物質）やダイオキシン類の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。

- 光化学スモッグ注意報は3回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。なお、光化学スモッグ警報は1979年以降発令されていません。

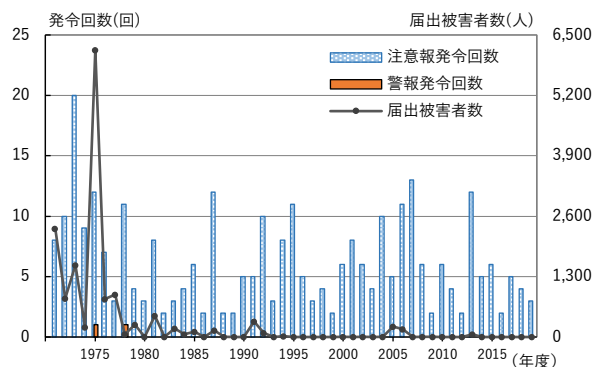


図 2-1-3 光化学スモッグ注意報等の推移

(2) 2019年度の主な取組実績

ア 大気環境の監視

環境基準の適否等の現状把握や大気環境の保全に関する施策の効果を確認するため、大気汚染物質の測定等を実施しています。

(ア) 大気汚染物質の測定

市内には一般環境大気測定局（一般局）20局と自動車排出ガス測定局（自排局）8局が設置されています。大気汚染防止法に基づき、二酸化窒素などの大気汚染物質の常時監視を継続して実施しているほか、3箇所の測定局において有害大気汚染物質の測定を毎月1回実施しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気環境中のダイオキシン類の常時監視として2019年度は市内6区（6地点）で年4回の測定を実施しました。このほかに、同様に大気中のアスベスト濃度の測定も実施しました。

◆ 大気汚染物質の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視」参照

表 2-1-1 環境基準の達成状況と光化学スモッグ注意報の発令回数

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
二酸化硫黄 (SO ₂)	18 / 18	18 / 18	18 / 18	18 / 18	18 / 18
一酸化炭素 (CO)	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
浮遊粒子状物質 (SPM)	28 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28
二酸化窒素 (NO ₂) ^{※2}	19 / 28	25 / 28	22 / 28	14 / 28	27 / 28
光化学オキシダント (Ox)	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19
微小粒子状物質 (PM2.5)	16 / 20	20 / 20	20 / 20	20 / 20	20 / 20
光化学スモッグ注意報	6	2	5	4	3

※1 光化学スモッグ注意報は発令回数、その他は分母が測定局数、分子が環境基準達成局数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 横浜市環境目標値（環境基準の下限値 0.04ppm）で達成状況を評価しています。国が定める環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下）は5年間全ての測定局で達成しています。

表 2-1-2 有害大気汚染物質の環境基準又は指針値の達成状況

項目		年度別の環境基準達成状況等 ^{※1,※2}					
		2015	2016	2017	2018	2019	
有害大気汚染物質	環境基準	ベンゼン	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		トリクロロエチレン	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		テトラクロロエチレン	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ジクロロメタン	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	指針値	アクリロニトリル	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		塩化ビニルモノマー	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		クロロホルム	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		1,2-ジクロロエタン	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		水銀及びその化合物	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ニッケル化合物	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		1,3-ブタジエン	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ヒ素及びその化合物	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		マンガン及びその化合物	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3

※1 分母が測定局数、分子が環境基準達成局数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 有害大気汚染物質は、毎月1回の測定による年平均値における評価です。

表 2-1-3 ダイオキシン類・アスベストの測定状況等

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1,※2}				
	2015	2016	2017	2018	2019
ダイオキシン類	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
アスベスト	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6

※1 3年間で市内18区を測定する計画で、2019年度は神奈川区、南区、港南区、旭区、金沢区、都筑区です。

※2 基準達成状況等は、各地点における年4回（2017年度と2018年度のダイオキシン類は年3回）の測定結果の平均値について、ダイオキシン類は環境基準、アスベストは1本/Lにより判定しています。分母が測定地点数、分子が基準等達成地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

(イ) 光化学スモッグ注意報への対応

⇒「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(ア)」参照

(ウ) PM2.5の高濃度予報への対応

⇒「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(イ)」参照

(エ) PM2.5 成分調査

微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染は広域的な課題であることから、関東甲信静 1 都 9 県 7 市が協同して、その汚染実態や発生源等を把握して対策を進めるための調査を行っています。2019 年度は四季調査を行い、季節ごとの成分組成の特徴と広域的な濃度分布のほか、各種発生源の寄与割合等について解析を行いました。また、年間を通じた高濃度事象について発生要因等の解析を行いました。調査結果については、関東地方大気環境対策推進連絡会微小粒子状物質調査会議のホームページに公開しました。

神奈川県公害防止推進協議会 PM2.5 等対策検討部会では、神奈川県内の PM2.5 の実態把握に取り組んでいます。2019 年度は、県内におけるアンモニア濃度分布及び発源地域の推定を行うため、アンモニア調査を実施しました。また、2018 年度に実施した秋冬高濃度調査の結果解析及び発生源寄与推定を行い、これまでの取組成果を第 60 回大気環境学会年会において発表しました。

◆ PM2.5 対策について ⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-イ」参照

◆ 神奈川県公害防止推進協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(ク)」参照

(オ) 空間放射線量の測定

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-ウ」参照

(カ) 酸性雨調査

横浜市の降雨における酸性雨発生状況の把握のため、酸性雨の長期モニタリングを実施しており、降雨ごとに水素イオン濃度指数 (pH) と電気伝導率を測定しています。

2019 年度は 12 回の測定を行い、最も酸性の強い雨のときは pH4.87、最も電気伝導率が高い雨の時には $54.9 \mu\text{S}/\text{cm}$ を記録しました。



酸性雨採取装置

◆ 酸性雨調査の結果について ⇒ 「4-1 大気環境の監視 (9)」参照

イ 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策

大気環境を保全するため、大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた施設や事業所に対し、大気汚染や悪臭に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査等

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が排出基準等を満たすよう必要な指導を行っています。また、排出基準等の遵守状況を確認するため、2019 年度は事業所への立入検査を 77 件行い、ばい煙発生施設等の排出ガスの測定等を実施しました。なお、大気汚染物質の排出規模が大きい市内 30 事業所については、テレメータシステムにより、その排出状況の常時監視を実施しています。

◆ 大気汚染防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (1),(7),(12)」参照

表 2-1-4 大気汚染防止法等の対象施設数の推移

根拠法令及び対象施設	年度末時点の設置施設数				
	2015	2016	2017	2018	2019
大気汚染防止法					
ばい煙発生施設	3,576	3,407	3,295	3,429	3,384
揮発性有機化合物排出施設	25	25	18	19	18
水銀排出施設※ ¹	—	—	—	36	36
一般粉じん発生施設	545	535	616	581	567
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定施設（大気基準適用施設）	79	77	78	67	62
生活環境保全条例					
特定小規模施設					
小規模固定型内燃機関※ ²	10,643	10,980	11,321	11,173	11,976
小規模焼却炉等	41	41	44	45	47

※¹ 大気汚染防止法の改正により 2018 年 4 月 1 日から規制対象となりました。

※² 「重油換算燃焼能力 50 L/h 未満で定格出力 7.5kW 以上のガスタービン等」を含みます。

(イ) 大気汚染物質排出量調査

工場・事業場に設置されたばい煙発生施設は、大気汚染防止法や生活環境保全条例に基づくばい煙測定を行うことが義務付けられています。ばい煙発生施設の稼働状況や、法令等に基づく測定回数と排出基準の遵守状況等を確認することを目的として、2019 年度は 6 月に 3,530 施設を対象として調査を実施しました。

(ウ) 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの環境基準達成に向けて、その原因物質である窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に取り組んでいます。2019 年度は、VOC 排出事業所に対して届出指導や稼働状況調査を行い、3 件（大気汚染防止法対象外施設含む。）の立入検査を実施しました。また、光化学オキシダントは夏季に高濃度となる傾向があるため、九都県市首脳会議大気保全専門部会や神奈川県公害防止推進協議会で連携し、夏季 VOC 対策をホームページで呼びかけました。九都県市首脳会議大気保全専門部会では、VOC 対策リーフレットによる啓発も行っています。



VOC 対策リーフレット

◆ 九都県市首脳会議について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ)」参照

◆ 神奈川県公害防止推進協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(ク)」参照

(エ) PM2.5 対策

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-イ」参照

(オ) 水銀の排出規制

「水銀に関する水俣条約」の採択を踏まえ、大気への水銀排出量を削減するために大気汚染防止法が改正され、2018年4月1日から水銀大気排出規制が開始されました。規制対象である水銀排出施設を設置している事業所は2019年度末で15事業所（36施設）あります。排出基準等の遵守状況を確認するため、2019年度は事業所への立入検査を9件行い、水銀排出施設の全水銀濃度の測定等を実施しました。また、事業者による水銀濃度の測定・記録・保存状況の確認等のため、全ての水銀排出施設を対象として、2019年度から水銀濃度測定結果等調査を開始しました。また、本調査の結果は、大気汚染防止法第18条の34に基づき国が実施する水銀等の大気中への排出の状況の把握及びその結果の公表のため、環境省へ報告しました。

(カ) ダイオキシン類対策

⇒「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(エ)」参照

(キ) 生活環境保全条例施行規則等の改正（バイオマス燃料の活用への対応）

⇒「3-1 施策間の課題の同時解決 (1)-ア」参照

ウ 自動車の排出ガス対策

自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の削減に向けた取組を実施しています。また、神奈川県や近隣自治体とともに九都県市首脳会議、神奈川県公害防止推進協議会、かながわエコドライブ推進協議会などの広域的な連携組織による取組を行っています。

◆ 九都県市首脳会議について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ)」参照

◆ 神奈川県公害防止推進協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(ク)」参照

(ア) ディーゼル車の運行規制

神奈川県内では県条例に基づき、2003年10月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行が禁止されています。違反車両が走行していないかを確認するため、2019年度はビデオ撮影による検査を10回実施するとともに、警察等と連携して路上検査を2回行いました。

また、九都県市首脳会議大気保全専門部会では10月を強化月間と位置付け、横浜市でも車両検査を実施するとともに、サービスエリアやパーキングエリアへのポスター掲示等による周知活動を行っています。

(イ) 低公害車の普及促進

九都県市首脳会議大気保全専門部会による広域的な取組として、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、その普及促進を図っています。2019年度は新たに1社1型式が低公害車に指定されました。

横浜市では、大気汚染対策に加えて、二酸化炭素(CO₂)排出削減にも寄与する電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車の普及啓発を進めています。2019年度の市内の次世代自動車登録台数は7,163台となりました。次世代自動車の普及促進の取組として、FCVの導入補助を実施するとともに、水素ステーションの設置補助や公共施設への急速充電設備設置(2019年度は旭プールに1基)などインフラ整備を進めています。

また、公用車への次世代自動車等[※]の導入を進めており、2019年度は新たに332台導入しました。公用車全体の16.4%（624台）を次世代自動車等が占めています。特に普及の初期段階にあるFCV（乗用車）は累計16台を公用車に導入しており、公務に積極的に活用するとともに、各種イベントへの出展等により、市民の認知度の向上に取り組んでいます。



FCVの展示
(2019年9月 里山ガーデンフェスタ)

※ 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車及びハイブリッド車を「次世代自動車等」としています。

◆ 市内の低公害車の登録台数 ⇒ 「4-8 低公害車の普及促進(1)」参照

表 2-1-5 FCVの普及促進等に係る事業の実績

事業	単位	年度別実績				
		2015	2016	2017	2018	2019
市民・事業者へのFCV導入促進補助	件数	10	19	18	16	12
公用車へのFCV（乗用車）導入	台数	3	3	3	3	3
水素ステーションの設置補助	件数	1	1	0	0	0
FCV公用車のイベント出展	回数	34	15	19	21	20

(ウ) エコドライブの促進

環境に配慮した運転「エコドライブ」の普及促進のため、市民向けの講習会（2回）やエコドライブシミュレーターの体験会（12回）等を実施するとともに、横浜市職員向けの研修も実施しました。

エ 解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策

アスベスト（石綿）を含む建材を使用した建築物等の解体・改造補修作業を伴う建設工事のうち、大気汚染防止法又は生活環境保全条例に定められた作業に対し、アスベストの飛散防止を目的とした規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

大気汚染防止法又は生活環境保全条例で定められた作業に係る届出を受け付けるとともに、作業基準等を満たすよう必要な指導を行っています。届出受付後は、作業中の現場への立入検査を適宜実施することにより作業基準等の遵守状況を確認しており、2019年度は63件の立入検査を行いました。作業完了の届出が提出された際には、届出に添付された作業記録やアスベスト濃度測定記録等により、作業が適切に行われたことを確認しています。



アスベスト立入調査の様子

届出の対象外となる解体工事については、他法令の届出情報をもとに立入検査を実施しており、2019年度は110件の立入検査を行い、着工前にアスベスト含有建材の事前調査が適正に行われているかを確認しました。

◆ 大気汚染防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (1),(12)」参照

表 2-1-6 石綿排出作業等の届出件数

根拠	届出種類	年度別件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
法	特定粉じん排出等作業（開始）	209	211	264	251	273
条例	特定粉じん排出等作業（完了）	206	209	252	257	264
	石綿排出作業（開始）	22	25	14	19	18
	石綿排出作業（完了）	19	23	17	14	22

(イ) 市民相談への対応

市民からの通報等により、周知看板の未掲示や掲示内容への疑義が指摘された場合は、届出の有無を確認するとともに、必要に応じて立入検査を行い、事前調査等の実施に関する確認を行っています。その際、状況によっては環境測定を行いアスベストの飛散の有無を確認しています。

(ウ) アスベスト対策の推進

建築物等の解体・改造補修作業を伴う建設工事を行う際には、アスベストの事前調査などの義務があります。その周知のため、2019年度は建設業及び塗装業の業界団体がそれぞれ主催したセミナーにおいて、説明を行いました。このほかに、横浜市役所の工事発注部署等に対しても同様に説明会などで周知しました。

また、アスベスト対策の方向性については、2020年1月の中央環境審議会の答申「今後の石綿飛散防止の在り方について」を踏まえ、同年3月に「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたため、その動向を注視し、情報収集に努めていきます。

(エ) 関係機関と連携した災害対策

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-キ」参照

2-2 水環境の保全

2025年度までの環境目標	・水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019年度）

- 河川の有機性汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均濃度は、長期的に見て改善傾向にあり、近年も低濃度で推移しています。また、海域の有機性汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD）の年平均濃度は長期的に横ばいとなっていますが、富栄養化に関与する全窒素や全りんものの年平均濃度は長期的に見て改善傾向にあります。

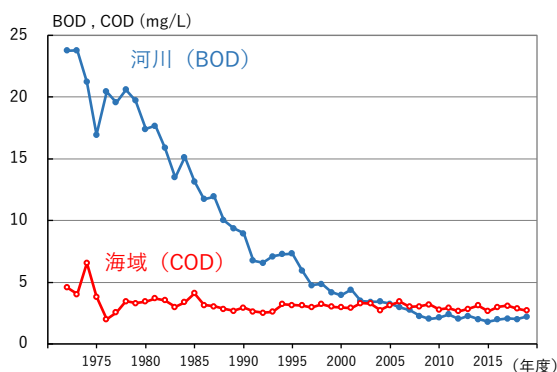


図 2-2-1 BOD・COD の濃度※の推移

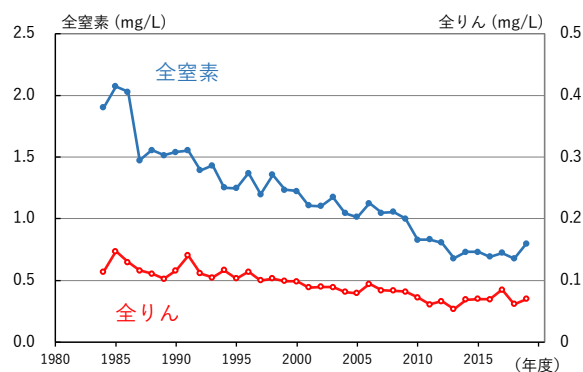


図 2-2-2 海域の全窒素・全りんの濃度※の推移

※ 市内の各測定地点の年平均値の全地点平均

- カドミウムなど、人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目（健康項目）の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。
- BOD や COD など、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている項目（生活環境項目）の測定結果は、河川・海域ともに一部の項目・測定地点で環境基準に適合していない状況です。
- ダイオキシン類（水質、水底の底質）の測定結果は、全測定地点（河川 6 地点）で環境基準に継続して適合しました。なお、ダイオキシン類の測定は河川と海域を隔年で実施しています。
- 「横浜市水と緑の基本計画」で定めた水環境目標の達成状況について、BOD は河川 35 地点で調査を行い、31 地点で達成しました。COD は海域 8 地点で調査を行い、1 地点で達成しました。

- 生物指標による水質評価では、河川（2018～2019年度調査）の目標達成率は92%（38地点中35地点で達成）でした。なお、生物指標調査は河川と海域を交互に2年間ずつ実施しています。

(2) 2019年度の主な取組実績

ア 水環境の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や水環境の保全に関する施策の効果を確認するため、公共用水域（河川・海域）において水質測定等を実施しています。

(ア) 公共用水域の水質測定

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた「公共用水域及び地下水の水質測定計画（2019年3月）」により、市内河川21地点、海域7地点において、環境基準が設定されている項目など67項目の水質測定を毎月1回実施しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水環境中のダイオキシン類の常時監視として、水質及び底質中のダイオキシン類の測定を実施しています。この測定は河川と海域を隔年で実施しており、2019年度は河川6地点で測定を実施しました。

◆ 公共用水域の水質測定の結果等 ⇒ 「4-2 水環境の監視 (1)～(4)」参照

表 2-2-1 水質汚濁に係る環境基準（主な生活環境項目）の達成状況^{※1,※2}

項目		年度別の環境基準達成状況 ^{※3}				
		2015	2016	2017	2018	2019
河川 ^{※4}	BOD	21 / 21	21 / 21	21 / 21	20 / 21	20 / 21
海域	COD	6 / 7	4 / 7	4 / 7	5 / 7	6 / 7
	全窒素	6 / 7	6 / 7	6 / 7	6 / 7	6 / 7
	全りん	5 / 7	4 / 7	3 / 7	5 / 7	4 / 7

※1 健康項目は全項目全地点で環境基準を達成しています。

※2 その他の生活環境項目や健康項目の詳細な達成状況は「4-2 水環境の監視」を参照してください。

※3 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※4 河川21地点には国土交通省又は大和市が測定している地点を含みます。

表 2-2-2 ダイオキシン類の環境基準達成状況

項目		年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
		2015	2016	2017	2018	2019
河川 ^{※2}	水質	6 / 6	—	6 / 6	—	6 / 6
	底質	6 / 6	—	6 / 6	—	6 / 6
海域 ^{※2}	水質	—	6 / 6	—	6 / 6	—
	底質	—	6 / 6	—	6 / 6	—

※1 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 河川及び海域の調査を隔年で実施しています。

(イ) 水質自動測定

公共用水域の汚濁状況を常時監視するため、河川3地点及び海域1地点で水質自動測定機を設置しており、環境創造局監視センターで集中監視を行っています。2019年度は水素イオン濃度指数（pH）、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）及び全シアン等8項目の測定（地点によって測定項目数は異なります。）を行いました。



海域水質自動監視装置

◆ 水質自動測定の結果等 → 「4-2 水環境の監視 (5)」参照

(ウ) 横浜市水と緑の基本計画に基づく調査

横浜市水と緑の基本計画では、横浜らしい水・緑環境の実現に向けて、生物の生息状況や有機性汚濁物質（BOD、COD）等を水環境目標として設定しています。この達成状況を把握するため、生物指標については、河川と海域の調査を交互に2年間ずつ実施しています。また、有機性汚濁物質（BOD、COD）等については、各水域の評価地点において計画的に調査を実施しています。

2019年度は、河川の生物指標に係る調査を行うとともに、境川・柏尾川水系と海域を主な対象として水質調査を行いました。

◆ 水環境目標に係る測定結果等 → 「4-2 水環境の監視 (6)~(8)」参照

表 2-2-3 水環境目標の達成状況

項目		年度別の水環境目標達成状況 ^{※1}				
		2015	2016	2017	2018	2019
河川	生物指標による水質評価 ^{※2}	36 / 38	—		35 / 38	
	BOD ^{※3}	70 / 74	62 / 74	64 / 74	34 / 38	31 / 35
	ふん便性大腸菌群数 ^{※3}	15 / 51	5 / 51	10 / 51	8 / 17	6 / 18
海域	生物指標による水質評価 ^{※2}	—	10 / 10		—	
	COD	1 / 8	1 / 8	0 / 8	0 / 8	1 / 8
	全窒素	3 / 8	3 / 8	3 / 8	3 / 8	3 / 8
	全りん	2 / 8	2 / 8	1 / 8	2 / 8	1 / 8
	ふん便性大腸菌群数 ^{※4}	0 / 2	1 / 2	1 / 2	—	—

※1 分母が調査地点数、分子が水環境目標達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 生物指標に係る調査は、河川と海域を交互に2年間ずつ実施する計画です。2015年度の河川の生物指標による水質評価の結果欄には、2014~2015年度調査の結果が記載されています。

※3 河川のBOD及びふん便性大腸菌群数の調査は、2018年度より3年間で市内全域を測定する計画です。2018年度は帷子川・大岡川水系、2019年度は境川・柏尾川水系が主な調査対象です。

※4 海域のふん便性大腸菌群数の調査は、2018年度より3年に1回実施する計画です。

(エ) 東京湾環境一斉調査

この調査は、東京湾再生推進会議モニタリング分科会、九都県市首脳会議水質改善専門部会、東京湾岸自治体環境保全会議、東京湾再生官民連携フォーラム東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチームの主催により毎年度継続して実施しているもので、東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握と汚濁メカニズムの解明等を目的とし、国や自治体のほか、大学・研究機関、事業者、市民団体等の多様な主体が参加して行われているものです。2019年度の調査では、横浜市内から市内事業者14社と市民団体1団体が参加しました。

溶存酸素量(DO)に関する調査では、東京湾奥部の西側において3.0 mg/Lを下回る貧酸素水塊が観測されました。また、化学的酸素要求量(COD)については、海域では、全体的に東京湾口よりも東京湾奥で高い値を示しました。陸域においては、江戸川及び荒川流域と比較して多摩川及び鶴見川流域では、低い結果となりました。



調査の様子

(オ) 東京湾底質調査

九都県市首脳会議水質改善専門部会の取組として、東京湾の底層水域環境の実態を把握し、底質改善対策等の効果を検証するための調査を毎年度継続して実施しています。2019年度の調査でも、東京湾の底質、底層水の溶存酸素、底生生物等の状況について、横浜市を含む5自治体が調査しました。

直近10年間の結果では、化学的酸素要求量(COD)、全りん及び全硫化物については、項目・地点により傾向は様々です。全体としては、ほぼ横ばい状態であることが分かりました。また、底質の有機汚染が進んでいる地点や底質がヘドロ状となっている地点があり、現在の東京湾の底質環境はあまり良好ではないことが示されました。

◆九都県市首脳会議について ⇒ 「2-5 分野横断の取組(2)-ア-(カ)」参照

(カ) マイクロプラスチックへの対応

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応(1)-エ」参照

イ 事業所等から公共用水域への排水対策

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた事業所に対し、公共用水域への排水に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が公共用水域への排水基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、排水基準の遵守状況を確認するため、2019年度は事業所への立入検査を627件実施しました。立入検査では、事業所から公共用水域への排水を採取し、排水中の有害物質等の濃度測定を実施しました。

◆ 水質汚濁防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (2),(7),(12)」参照

表 2-2-4 水質汚濁防止法等の対象事業場数の推移

根拠法令及び対象事業場	年度末時点の事業場数				
	2015	2016	2017	2018	2019
水質汚濁防止法					
特定事業場	1,654	1,660	1,649	1,667	1,661
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定事業場（水質）	14	14	14	14	14
生活環境保全条例					
建設工事排水 ^{※1}	13	19	16	11	7

※1 各年度に届出された対象工事の数です。

(イ) 富栄養化対策（総量規制）

東京湾は閉鎖性水域であることから流入排水による富栄養化が課題となっており、その改善を進めるため、化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんについて、水質汚濁防止法に基づく総量規制が導入されています。2019年度末で65事業場がその対象となっており、そのうち排水量の多い35事業場は自動計測器による常時測定を行っています。常時測定を行っている事業場への立入調査は34件実施し、自動計測器の維持管理状況などの確認を行いました。

また、発生源別の発生負荷量及び東京湾への流入負荷量を経年的に把握することを目的として発生負荷量調査を行っています。2018年度実績では、神奈川県から東京湾に流入するCOD負荷量は22トン/日、窒素含有量は26トン/日、りん含有量は2.0トン/日でした。

(ウ) 暫定排水基準の見直し

生活環境保全条例では公共用水域への排水の基準を設けており、直ちに達成することが困難な一部の業種については、施行規則で暫定基準を定めています。これは、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する暫定措置を受けたもので、同法の改正に伴い、同条例の措置も見直しています。

ほう素及びその化合物・ふっ素及びその化合物については、電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る）及び温泉を利用する事業所に係る暫定基準が2019年6月30日に適用期限を迎えたため、暫定基準の見直しを行いました。これにより、電気めっき業に係る暫定基準（ほう素 30mg/L、ふっ素 15mg/L）は適用を終了し、一般基準（ほう素 10mg/L、ふっ素

8mg/L)に移行しました。また、温泉を利用する事業所に係る暫定基準については、2022年6月30日まで適用期限を延長しました。

また、2019年11月30日には、金属鉱業に適用されるカドミウムの暫定基準が適用期限を迎え、同様に基準の見直しを行った結果、当該業種に係る暫定基準(0.08mg/L)は適用を終了し、一般基準(0.03mg/L)に移行しました。

(エ) 建設工事排水に対する規制

建設工事により発生する排水を公共用水域に排出する場合、生活環境保全条例の規制遵守が求められます。2019年度は7件の届出があり、工事現場6件の立入調査を実施し、工事現場での排水処理施設が適正に管理されていることを確認しました。

(オ) ゴルフ場の農薬対策

⇒「2-5 分野横断の取組(2)-イ-(オ)」参照

(カ) ダイオキシン類対策

⇒「2-5 分野横断の取組(2)-イ-(カ)」参照

ウ 水再生センターへの流入水対策

下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用水域の水質保全のため、下水道法及び横浜市下水道条例に基づき、各法令で定められた事業所に対し、公共下水道への排水に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

下水道法及び横浜市下水道条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が公共下水道への排水基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、排水基準の遵守状況を確認するため、2019年度は事業所への立入検査を513件実施しました。立入検査では、事業所から公共下水道への排水を採取し、排水中の有害物質等の濃度測定を実施しました。



事業所立入検査の採水の様子

◆ 下水道法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7(8)」参照

表 2-2-5 下水道法等の対象事業場数の推移

根拠法令及び対象事業場		年度末時点の事業場数				
		2015	2016	2017	2018	2019
下水道法、横浜市下水道条例						
届出事業場数		3,215	3,210	3,221	3,253	3,267
内訳	特定事業場 ^{※1}	2,436	2,428	2,422	2,456	2,457
	その他 ^{※2}	779	782	799	797	810

※1 下水道法の特定事業場は水質汚濁防止法の特定事業場と一部重複します。

※2 下水道法及び横浜市下水道条例に基づく届出事業場のうち、特定事業場を除いた事業場です。

(イ) 除害施設等管理責任者資格認定講習

横浜市下水道条例の規定により、市内の下水道処理区域内で工場排水等を処理する施設（除害施設等）を設置するときは、その維持管理を適切に行うために除害施設等管理責任者を選任する必要があります。その資格を認定するための講習を毎年度1回実施しています。

2019年度は10月に開催し、A種（全ての除害施設等）の講習に131名、B種（含油（鉱物油）排水に係る除害施設等）の講習に140名の参加がありました。

(ウ) 除害施設等維持管理講習会

除害施設等管理責任者や有害物質を取り扱っている事業者を主な対象として、除害施設等の適切な維持管理を啓発するための講習会を毎年度1回実施しています。

2019年度は7月に神奈川水再生センターで開催し、87名の参加がありました。近年の水環境法令の改正動向や2018年度の事業場立入検査結果、下水処理のしくみと異常流入の影響についての講義を行い、神奈川水再生センターの施設見学も実施しました。

(エ) 異常流入等への対応

2019年度は水再生センターへの異常流入等の水質事故が10件発生しました。異常流入発生時には、下水道施設の被害軽減や原因者の特定を目的として、事業場への立入検査等を実施しています。また、異常流入を未然に防止するため、公共下水道のマンホールで採水を行い、一定の区域にある事業所からの排水を調査する取組（広域監視）も行っています。

(オ) 事故防止の啓発

公共下水道への有害物質等の流出事故を未然に防止するため、2019年度は、有害物質等を使用している事業場や排水量の多い事業場などに対して12月に注意喚起のための周知や立入検査を実施しました。

エ 水質事故への対応

河川などの公共用水域で確認された水質事故について、事故の収束を図るため、迅速な現地調査などにより対応しています。また、チラシ配布による注意喚起等により、事故の未然防止に努めています。

(ア) 水質事故の発生状況に応じた対応

2019年度は着色や油浮遊等の公共用水域での水質事故が63件発生しました。土木事務所などの関係機関と連携して現場調査を行い、状況に応じて水質調査や汚染物等の回収を行いました。原因者の特定ができた案件については、適正な排水方法の指導等を実施しました。



魚浮上の様子

◆ 水質事故の発生源別件数等 ⇒ 「4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故(3)」参照

表 2-2-6 市内で発生した水質事故の件数

事故種別	年度別件数				
	2015	2016	2017	2018	2019
着色	38	65	45	54	28
油浮遊	42	47	25	25	28
魚浮上	6	7	5	5	6
その他	0	0	0	0	1

(イ) 未然防止のための取組

水質事故の未然防止のため、2019年度は、塗装団体など業界団体へのチラシの配布による啓発を実施しました。また、特に水質事故の多い地域においては、周辺事業場や工事現場への声掛け及びチラシの配布により、啓発を行いました。

**川や海を汚さないために
塗料や油の廃液等の適切な処理をお願いします**

横浜市内の河川では、白濁や油浮遊などの水質汚濁事故がたびたび発生しています。その原因として、建物の改修や工事の際に塗装に用いた刷毛を外の洗い場で洗うこと、重機から漏れた油を洗い流してしまうことなどがあり、道路側溝や雨水ますへ流した排水は、直接河川へ流れ出てしまいます。

分流式下水道での水の流れ

生活排水 工場排水 汚水管 水再生センター(下水処理場)へ

工事現場など 雨水管 雨水 川や海へ

塗料や油は、河川や海を汚染し、生物や農作物に影響を与えることがあります。

河川の白濁の様子

水田の白濁の様子

塗料や油の廃液等の適切な処理についてのチラシ

2-3 地盤環境の保全

2025年度までの環境目標	・土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
達成の目安となる環境の状況	・土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている ・地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている ・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019年度）

- 地下水質の概況調査の環境基準達成率は、2015年度の調査ではやや落ち込んだものの、概ね高い達成率で推移しています。一方、継続監視調査では、調査地点の半数程度が環境基準を達成する状況で推移しています。

※概況調査

長期的な経年変化を調べる「定点調査」と、市内を2kmのメッシュ（2013年度までは1kmメッシュ）に区切り、複数年で市内全体を調べる「メッシュ調査」で構成される調査です。

※継続監視調査

過去に地下水汚染が確認された地点の継続的な監視を目的として、定期的に行う調査です。

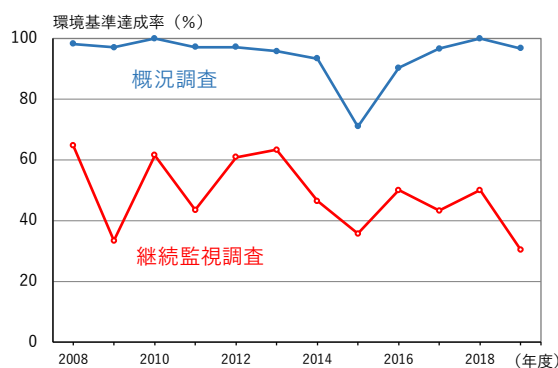


図 2-3-1 地下水質の環境基準達成率の推移

- 土壌汚染の拡散や人への健康被害の防止のため、土壌汚染対策法や生活環境保全条例に基づき、土壌汚染が確認された区域の指定など、適正な規制指導を実施しています。
- 地下水質の概況調査の結果は、定点調査では全項目で環境基準に継続して適合し、メッシュ調査では1地点で鉛の基準超過があったものの、その他の地点では全項目で環境基準に適合しました。また、継続監視調査や汚染井戸に関する調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン等の項目で不適合となる地点がありました。
- ダイオキシン類（地下水、土壌）の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。
- 地下水汚染の未然防止や拡散防止のため、水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づき、有害物質等の地下浸透防止など、適正な規制指導を実施しています。
- 地下水の過剰な採取等による地盤沈下防止のため、工業用水法や生活環境保全条例に基づき、揚水施設等に対する規制指導を実施しています。

- 地盤沈下の状況について、精密水準測量の結果は、最大沈下量 0.1mm でした。また、地盤沈下にかかわる被害報告はありませんでした。

(2) 2019 年度の主な取組実績

ア 地盤環境の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や地盤環境の保全に関する施策の効果を確認するため、地下水の水質測定を実施しています。また、地下水及び土壌中のダイオキシン類や、地盤沈下の継続的な監視も実施しています。

(ア) 地下水質等の測定

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた「公共用水域及び地下水の水質測定計画（2019 年 3 月）」により、市内の地下水の調査を実施しています。調査は、全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査（定点調査、メッシュ調査）、概況調査により新たに判明した汚染範囲の確認等を目的とした汚染井戸周辺地区調査、過去の概況調査で汚染が確認された地点の継続的な監視を行うための継続監視調査の 3 種類があり、原則として毎年 1 回の水質測定を行っています。このほかの取組として、過去の横浜市の調査等で汚染が確認された地点の継続的な監視のため、汚染井戸の監視・追跡調査を毎年 1 回行っています。2019 年度は、概況調査 31 地点（定点調査 6 地点、メッシュ調査 25 地点）、継続監視調査 23 地点、汚染井戸周辺地区調査 4 地点、汚染井戸監視・追跡調査 29 地点で実施しました。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視では、地下水及び土壌中のダイオキシン類の測定を実施しており、2019 年度は地下水 6 地点、土壌 10 地点で調査を行いました。

◆ 地下水質等の測定結果 ⇒ 「4 - 3 地盤環境の監視 (1),(2)」参照

表 2-3-1 地下水質の環境基準達成状況等

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
概況調査（定点）	4 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
概況調査（メッシュ）	18 / 25	22 / 25	23 / 24	23 / 23	24 / 25
継続監視調査	10 / 28	19 / 38	13 / 30	12 / 24	7 / 23
汚染井戸周辺地区調査	22 / 29	10 / 11	7 / 8	- ^{※2}	3 / 4
汚染井戸監視・追跡調査	53 / 63	48 / 59	29 / 40	23 / 33	21 / 29

※1 分母が地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 汚染井戸周辺地区調査は、概況調査において環境基準を超える汚染が新たに判明した場合又は継続監視調査で高濃度の汚染が認められた場合に実施する調査のため、2018 年度は実施されませんでした。

表 2-3-2 ダイオキシン類の環境基準達成状況

項目	年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
地下水	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
土壌	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10

※1 分母が地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

(イ) 精密水準測量による地盤沈下の監視

地盤沈下の状況を把握するため、横浜市域のうち、主に軟弱地盤である沖積低地（171.90km²）を調査対象地域として、精密水準測量を実施しています。2019年度は98地点（延長117km、国土地理院測量の48kmを含む。）で測量を実施しました。前年度と比較できる97地点のうち、沈下が確認されたものは1地点であり、神奈川区で観測した沈下量0.1mmでした。また、隆起が95地点で確認されました。

◆ 精密水準測量の結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視 (3)」参照

表 2-3-3 沈下点数と年間最大沈下量の推移

項目	年度別調査結果				
	2015	2016	2017	2018	2019
20mm以上の沈下点数/調査水準点数	0 / 164	0 / 166	0 / 128	0 / 99	0 / 97
年間最大沈下量 (mm)	-12.1	-4.6	-3.5	-12.8	-0.1
最大沈下量を記録した区	保土ヶ谷区	港北区	磯子区	栄区	神奈川区

(ウ) 地下水位観測等による地盤沈下の監視

軟弱地盤地域における地盤沈下の防止を目的として、10地点の地下水位観測井で地下水位を継続して観測しています。また、このうち7地点では地盤変動の観測も実施しています。

2019年度の調査結果では、地下水位変化が最も大きかった地点は西区岡野公園の1.49mでした。また、地盤の収縮が最も大きかった地点は都筑区佐江戸公園の2.29mmでした。



地下水位観測の様子

◆ 地下水位、地盤変動の観測地点と観測結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視 (4)」参照

イ 土壌汚染対策

土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による人の健康への影響を防止するため、土壌汚染対策法及び生活環境保全条例に基づき、土壌汚染の可能性のある土地の土壌調査、土壌汚染が認められた場合の適正な土地の管理等に係る規制指導を実施しています。

(ア) 土壌調査

有害物質の使用等が行われていた事業所を廃止するときや、そのような事業所が過去に存在していた土地で形質変更を行おうとするときは、その土地の所有者に対し、土壌調査を実施するよう義務付けています。

2019年度は土壌汚染対策法に基づく土壌調査の報告は56件、生活環境保全条例に基づく土壌調査の報告は46件ありました。

◆ 土壌調査に関する報告書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (3),(12)」参照

表 2-3-4 土壌調査に係る調査報告書等の受付件数

根拠法令及び報告書等	年度別件数				
	2015	2016	2017	2018	2019
土壌汚染対策法					
土壌汚染状況調査結果報告書（廃止時）	8	14	16	13	24
土壌汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	11	10	16	9	28
指定の申請書（自主的な調査）	15	13	9	9	4
生活環境保全条例					
特定有害物質					
条例土壌汚染状況調査結果報告書（廃止時）	11	16	19	19	19
条例土壌汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	18	17	26	31	17
ダイオキシン類					
条例土壌汚染状況調査結果報告書（廃止時）	0	3	1	2	1
条例土壌汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	2	4	9	13	9

(イ) 土壌汚染が確認された区域の指定

土壌調査により土壌汚染が認められると、人への健康被害が生じるおそれがある場合は、要措置区域に指定し、健康被害が生じるおそれがない場合は、形質変更時要届出区域に指定し、横浜市のホームページ等で公表します。

要措置区域に指定された場合は、土地の形質の変更（掘削等）が原則として禁止され、汚染の除去等の措置が必要となります。形質変更時要届出区域に指定された場合は、土地の形質の変更時に事前の届出や、汚染土壌を区域外へ飛散させないための適切な維持管理が必要となります。

2020年3月31日現在で、土壌汚染で指定されている区域の合計は140件です。2019年度は要措置区域の指定は1件ありました。形質変更時要届出区域の指定は16件、解除は5件ありました。また、条例要措置区域の指定及び解除はありませんでした。条例形質変更時要届出区域の指定は9件、解除は6件ありました。

また、2019年度は、区域の指定前や区域の形質変更時等に立入調査を44件実施しました。

◆ 土壌汚染が確認された土地の公表 ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(ク)」参照

◆ 区域の指定に関する届出書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (3),(12)」参照

表 2-3-5 要措置区域等の指定の推移

根拠法令及び区域等	年度末時点での件数				
	2015	2016	2017	2018	2019
土壌汚染対策法					
要措置区域	2	3	3	2	3
指定 / 解除	0 / 0	1 / 0	1 / 1	0 / 1	1 / 0
形質変更時要届出区域	59	75	94	103	114
指定 / 解除	9 / 7	19 / 3	24 / 5	15 / 6	16 / 5
生活環境保全条例					
条例要措置区域	0	0	0	0	0
指定 / 解除	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0
条例形質変更時要届出区域	9	8	13	20	23
指定 / 解除	5 / 2	2 / 3	6 / 1	10 / 3	9 / 6

(ウ) 土壌汚染が確認された区域における措置等

要措置区域では、人への健康被害が生じるおそれがあることから、汚染の除去等の措置が義務付けられています。

形質変更時要届出区域は、人への健康被害が生じるおそれがない区域ですが、工事等による汚染の拡散を防止するため、土壌汚染対策法に規定する施行方法に関する基準、汚染土壌の運搬に関する基準等を遵守する必要があります。

また、生活環境保全条例に基づき、土壌汚染が確認された区域内で土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ周辺住民にその旨を周知しなければなりません。

2019年度は要措置区域における措置の指示は1件でした。形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出は49件あり、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出は18件ありました。

◆ 区域内の措置等に関する届出書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (3),(12)」参照

表 2-3-6 指定区域内の措置等に係る件数

根拠法令及び届出等	年度別件数				
	2015	2016	2017	2018	2019
土壌汚染対策法					
要措置区域における措置の指示	0	0	1	1	1
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	24	27	48	49	49
生活環境保全条例					
条例要措置区域における措置の指示	0	0	0	0	0
条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	4	2	1	9	18

(イ) 汚染土壌処理業の許可

土壌汚染対策法に基づき、横浜市内で汚染土壌処理業を行う者は、汚染土壌処理施設ごとに横浜市長の許可を受ける必要があります。

2019年度に新規又は更新許可を受けた事業者はありませんでした。2019年度末時点では、許可を受けた汚染土壌処理業者は5者となっています。

また、2019年度は汚染土壌処理業者5者について、立入検査を実施しました。

◆ 汚染土壌処理業に係る申請書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (4)」参照

表 2-3-7 汚染土壌処理業の許可状況

項目	年度末時点の許可状況 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
汚染土壌処理業の許可事業者数	3	4	4	5	5
浄化等処理施設	1	1	1	1	1
セメント等製造施設	0	0	0	0	0
埋立処理施設	0	0	0	0	0
分別等処理施設	3	4	4	5	5

※1 各年度末の時点で土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可を受けている事業者数と処理施設の内訳です。複数の施設で許可を受けている事業者がいるため、許可事業者数と施設数の合計は一致しません。

(オ) 土壌汚染対策アドバイザー派遣制度

中小企業者等による円滑な土壌汚染対策の取組を支援・促進するため、技術的な観点から適切なアドバイスを行う専門家を派遣する制度を設けています。2019年度は、1事業者に対して、アドバイザーを2回派遣しました。

(カ) 土壌汚染対策法の改正

土壌汚染に関する適切な管理を推進するため、2017年5月に土壌汚染対策法が改正され、2019年4月に全面施行されました。また、この法改正の趣旨を踏まえて生活環境保全条例の見直しを行い、2019年3月に条例を改正し、同年4月に施行しました。一連の改正に伴い、規制対象の物質の見直しも行われ、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」が追加され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」とあわせた「1,2-ジクロロエチレン」として指定されました。

ウ 地下水質の保全

地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

水質汚濁防止法に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が有害物質の地下浸透を防止するための基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、2019年度は事業所への立入検査を504件実施し、構造基準の遵守状況や定期点検の実施状況などの確認を行いました。

◆ 水質汚濁防止法に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7(2)」参照

表 2-3-8 地下浸透防止に関する件数の推移

地下浸透防止の届出がされた事業所数（施設種類別）	年度末時点の事業所数				
	2015	2016	2017	2018	2019
有害物質使用特定施設	443	457	445	436	428
有害物質貯蔵指定施設	10	12	10	10	10

(イ) 汚染された地下水の浄化対策

生活環境保全条例では、土壌汚染が確認された土地について、地下水汚染の状況を確認するよう定めています。2019年度は、地下水汚染が8件確認され、汚染の拡散のおそれがある土地2件について、地下水の浄化等の措置を実施するよう指導しました。

また、生活環境保全条例に基づき、地下水汚染原因である可能性のある事業者が判明した場合において、汚染原因調査を実施するよう指導しますが、2019年度は該当する案件はありませんでした。

表 2-3-9 地下水汚染に関する件数の推移

報告書の種類	年度別件数				
	2015	2016	2017	2018	2019
地下水汚染原因調査報告書	0	0	1	1	0
土壌汚染による地下水への影響調査報告書（汚染あり）	2	0	14	16	33

エ 地盤沈下対策

地下水採取や掘削作業による地盤沈下を防止するため、工業用水法及び生活環境保全条例に基づく規制指導を実施しています。

(ア) 地下水採取の規制

工業用水法に基づき地下水採取の許可を行うとともに、生活環境保全条例に基づき、揚水施設の規模に応じて、許可又は届出の指導を行っています。これら揚水施設の利用者に対し、揚水量等の記録などを義務付けており、年 2 回の地下水採取量及び水位測定結果報告書により、計画揚水量と相違がないかについて確認しました。また、地下水採取による地盤沈下発生リスクの低減について検討するため、他都市の規制状況に関する調査等を行いました。

◆ 工業用水法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (9),(12)」参照

表 2-3-10 地下水揚水施設を設置している対象事業所の件数の推移

揚水施設の種類		年度末時点の事業所数				
		2015	2016	2017	2018	2019
地下水採取	工業用水法の許可対象施設	1	1	1	1	1
	揚水施設（許可対象）	164	170	166	163	158
	小規模揚水施設（届出対象）	204	211	219	224	229

(イ) 掘削作業の規制

生活環境保全条例に定められた一定規模以上の掘削作業に係る届出を受け付けるとともに、その作業に伴う地下水位低下による地盤沈下を防止するため必要な規制指導を行っています。2019年度は掘削工事の届出が 13 件、トンネル工事の届出が 1 件ありました。

◆ 生活環境保全条例に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (12)」参照

表 2-3-11 掘削作業の届出件数の推移

届出の種類		年度末時点の届出件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
掘削作業	開削工事の開始届出	22	22	13	15	13
	トンネル工事の開始届出	4	8	3	5	1

2-4 音環境の保全

2025年度までの環境目標	・騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・市民の生活環境に関する満足度の向上

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019年度）

- 幹線道路に面した地域の道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移は、長期的に見て改善傾向にあります。

※道路交通騒音の面的評価

幹線道路から50m範囲にある全ての住居等を対象として、騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法です。対象路線を5年周期で評価しています。

※近接空間

面的評価を行う50m範囲のうち、2車線以下の車線を有する幹線道路は道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線道路は道路端から20mまでの範囲です。

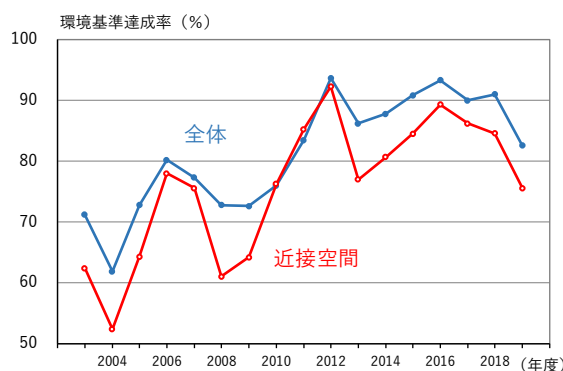


図 2-4-1 道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移

- 市内の騒音の状況を広域的に把握するために実施している一般環境騒音調査は、2019年度は実施しませんでした。2018年度の調査結果では、昼間は38地点中37地点、夜間は38地点中34地点で環境基準に適合しています。
- 幹線道路などからの自動車騒音の状況を把握するために実施している道路交通騒音調査では、32地点中12地点で昼夜間を通して環境基準に適合しました。また、道路交通騒音の面的評価では、調査した14路線延べ117.4kmのうち82.6%で昼夜間を通して環境基準に適合しました。
- 新幹線鉄道騒音調査では、12地点中6地点で環境基準に適合しました。
- 2020年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と回答した市民の割合は、75.7%※でした。

※ 「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計

(2) 2019 年度の主な取組実績

ア 騒音・振動の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や騒音・振動対策の効果を確認するため、一般環境等の騒音・振動の測定を実施しています。

(ア) 一般環境騒音の測定

市内の一般的な環境の騒音を測定して環境基準の適合状況を把握するため、市域を東西 2 km、南北 1.5 km のメッシュに区切って測定地点を設定し、複数年かけて市内を一巡するよう調査を実施しています。現在の調査計画では、2018 年度から 2022 年度の 5 年間で 152 地点の調査を行う予定です。2019 年度の調査は実施しませんでした。

表 2-4-1 一般環境騒音の環境基準達成状況

区分	年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
	2015 ^{※2}	2016 ^{※3}	2017 ^{※3}	2018 ^{※4}	2019 ^{※4}
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	46 / 50	－	－	37 / 38	－
夜間（午後 10 時～翌午前 6 時）	41 / 50	－	－	34 / 38	－

※1 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 152 地点を 2013～2015 年度にかけて測定しました。

※3 2016～2017 年度は測定を実施していません。

※4 152 地点を 2018～2022 年度にかけて測定する計画です。2019 年度は測定を実施していません。

(イ) 道路交通騒音の測定

騒音規制法に基づき、市内の幹線道路に面した地域の環境基準の達成状況等を把握するため、道路交通騒音の調査を実施しています。この調査は、160 地点を 5 年間で調査する計画であり、毎年 30 地点程度を選定し、各地点で 3 日連続の騒音測定を行っています。2019 年度は、国道 15 号、県道横浜上麻生線などの 32 地点の騒音測定を行うとともに、その結果を用いて総延長 117.4km の面的評価を実施しました。

◆ 騒音の測定結果等 → 「4 - 4 音環境の監視 (2)」参照

表 2-4-2 道路交通騒音の環境基準達成状況

区分	年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
騒音測定 ^{※2}	18 / 32	17 / 32	21 / 32	10 / 32	12 / 32
面的評価 ^{※3}	90.8%/111.1 km	93.3%/95.3 km	90.0%/105.0 km	91.0%/140.2 km	82.6%/117.4 km

※1 2013～2017 年度の 5 年間で 160 地点を測定しました。2018 年度から対象道路を更新し、2018～2022 年度で 160 地点を測定する計画です。

※2 分母が測定地点数、分子が昼間・夜間ともに環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※3 分母が道路評価長、分子が評価対象地域において昼間・夜間ともに環境基準を達成している割合です。

(ウ) 新幹線鉄道による騒音・振動の測定

市内の東海道新幹線鉄道の沿線における騒音・振動の状況を把握するため、沿線8箇所に測定地点を設定し、継続して調査を実施しています。調査は、測定地点ごとに手前側の軌道中心から12.5m、25m、50mと距離の異なる3地点で、20本（上下線各10本以上）の列車の測定を行っています。なお、新幹線鉄道による騒音・振動について、騒音には環境基準が設定されていますが、振動には設定されていません。振動は「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年3月12日環大特第32号）」に定める方法で測定・評価しています。2019年度は、8箇所の測定地点のうち4箇所で騒音・振動の測定を実施しました。



沿線における騒音・振動測定

◆ 騒音・振動の測定結果等 → 「4-4 音環境の監視(3)」参照

表 2-4-3 新幹線鉄道による騒音・振動の環境基準等達成状況

区分	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
騒音測定 ^{※2}	16 / 24	16 / 24	15 / 24	16 / 24	6 / 12
振動測定 ^{※2,※3}	24 / 24	24 / 24	24 / 24	23 / 24	12 / 12

※1 2019年度以降の調査は、2019～2021年度の3年間で沿線8箇所（24地点）を測定する計画です。

※2 分母が測定地点数、分子が環境基準等達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※3 振動は、環境省の指針値による評価です。

(エ) 東海道貨物線（新貨物線）による騒音・振動の測定

東海道貨物線の沿線における騒音・振動の状況を把握するため、継続して調査を実施しています。測定地点は沿線12箇所に設定されており、2019年度は神奈川区片倉四丁目の測定地点で振動の測定を実施しました。

◆ 騒音・振動の測定結果等 → 「4-4 音環境の監視(4)」参照

表 2-4-4 東海道貨物線（新貨物線）による騒音・振動の目標値^{※1}達成状況

区分	年度別の目標値達成状況等 ^{※2}				
	2015	2016	2017	2018	2019
騒音測定 ^{※3}	—	1 / 1	—	—	—
振動測定	2 / 2	2 / 2	1 / 1	1 / 1	1 / 1

※1 国鉄（1972年当時）と横浜市長との協定に基づく値です。

※2 分母が測定地点数、分子が目標値達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※3 2015、2017、2018、2019年度は騒音測定を実施していません。

(オ) 航空機騒音の測定

市内には航空機騒音に係る環境基準が設定されていませんが、主に厚木海軍飛行場に飛来する飛行機が比較的多く飛行すると考えられる緑区、瀬谷区及び泉区の3地点に騒音測定装置を常設し、航空機騒音の測定を継続して実施しています。

◆ 騒音の測定結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (5)」参照

表 2-4-5 航空機騒音の環境基準との比較^{※1}

測定地点	所在地	年度別の環境基準との比較状況 ^{※1}				
		2015	2016	2017	2018	2019
長津田小学校	緑区長津田町	適合	適合	適合	適合	適合
相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目					
東中田小学校	泉区中田東四丁目					

※1 横浜市域には航空機騒音に係る環境基準が適用されていないため、飛行場周辺の住居系地域に適用される基準（ $L_{den}57$ 以下）で評価しています。

イ 事業所・建設工事等における騒音・振動対策

市民の生活環境を保全するため、騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた施設や工事等に対し、騒音や振動に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく届出を受け付けるとともに、事業者に対して騒音や振動に係る規制基準を満たすよう必要な指導を行っています。なお、特定建設作業の届出では届出対象となる建設工事が多いため、横浜市電子申請・届出サービスの利用により、事業者がインターネットで届出できる環境を整備しています。これにより事業者の利便性の向上と窓口混雑の緩和を図っています。

また、規制基準の遵守を確認するため、騒音や振動の測定を伴う立入検査を実施しました（特定工場 22 件、特定建設作業等 45 件）。

◆ 騒音規制法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (5),(6),(12)」参照

表 2-4-6 対象事業所数・届出件数の推移

対象	分野	年度別件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
特定工場 ^{※1}	騒音	3,467	3,483	3,494	3,615	3,641
	振動	1,917	1,935	1,943	1,994	2,011
特定建設作業 ^{※2}	騒音	1,636	1,728	1,701	1,844	1,912
	振動	810	910	899	966	1,015
夜間営業 ^{※1}	騒音	54	55	55	55	54
屋外作業 ^{※1}	騒音	179	180	182	181	183

※1 各年度末の時点で設置されている事業所の数です。

※2 各年度の対象工事の届出件数です。

ウ 交通に関する騒音・振動対策

自動車及び鉄道の走行に関する騒音・振動の測定を行うなど、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制指導等を実施しています。また、関係者との連携による騒音・振動対策を実施しています。

(ア) 道路交通対策

幹線道路沿道の環境基準の適合状況を把握するため、2019年度は騒音測定を32地点、面的評価を14路線（評価道路長117.4km）で実施しました。また、横浜市、神奈川県警察、国土交通省と高速道路事業者3社で組織する「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を開催し、環境対策に係る情報の交換等を行い、地域特性を考慮した対策を求めました。このほかに、市民からの相談を受けて騒音測定を1地点で実施しました。この測定結果を基に道路管理者と協議を行い、必要に応じて対策を求めました。



高速道路沿道における騒音測定

◆ 自動車走行に係る騒音・振動の測定結果 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (2)」参照

(イ) 鉄道交通対策

2019年度は、新幹線鉄道の環境基準の適合状況を把握するための騒音測定を12地点、振動測定を12地点、在来鉄道の実態を体系的経年的に把握するための騒音・振動測定を3地点で実施しました。このほかに、市民からの相談を受けて振動測定を1地点で実施しました。また、横浜市と鉄道事業者7社で組織する「横浜市鉄道環境対策連絡会議」を開催し、鉄道環境対策に関する情報の交換及び技術交流等を行うとともに、これらの測定結果等を鉄道事業者に提供し、必要に応じて地域特性を考慮した対策を求めました。

なお、在来鉄道の騒音・振動測定は、2019年11月30日に開通した相鉄・JR直通線沿線でも実施し、今後も騒音・振動の監視に努めていきます。

◆ 鉄道に係る騒音・振動の測定結果 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (3),(4),(6)」参照

(ウ) 航空機騒音対策

横浜市における航空機騒音の主なものは、厚木海軍飛行場を離発着するアメリカ海軍のジェット機やヘリコプターによるものです。飛行場に近い緑区、瀬谷区及び泉区の3地点に騒音測定装置を常設し、航空機騒音を測定しています。横浜市には管制等の権限がなく上空監視も行えないため、航空機騒音に対して主体的な関与ができませんが、市民から苦情相談があった場合には内容に応じて国や関係部署に改善を要望しています。2019年度は21件の苦情相談に対応しました。このうち9件についてはアメリカ海軍の飛行機が原因と思われるため、政策局基地対策課へ苦情相談等の情報提供を行いました。

◆ 航空機騒音の測定結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (5)」参照

(エ) 集合住宅等の新設における交通騒音対策

「集合住宅等の防音対策指導書」に基づき、幹線道路や鉄道に近接して、宅地開発や住宅建築を計画する事業者に対し、交通騒音に対する家屋側の防音対策に配慮するよう指導しています。2019年度は44件の集合住宅防音対策書が提出されました。

2-5 分野横断の取組

2025 年度までの 環境目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
達成の目安となる 環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100% にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019 年度）

- 市内における PRTR 制度^{※1}の対象となる化学物質の 2018 年度の届出排出量は 1,225 トン、届出外排出量は 3,568 トンであり、市内の排出量合計は 4,794 トンでした^{※2}。市内排出量の近年の推移は、多少の増減があるものの、概ね横ばいの状況です。

※1 PRTR とは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称です。有害性のある化学物質について、排出量（環境中に排出された量）や移動量（廃棄物に含まれて事業所外に搬出された量など）を把握し、集計し、公表する仕組みです。化学物質排出把握管理促進法に基づき、462 物質が把握対象となっています。

※2 四捨五入による端数処理のため、届出排出量及び届出外排出量の合計値と市内排出量の値が一致していません。また、2019 年度の実績は 2020 年度に届出されるものであり、集計中のため掲載していません。

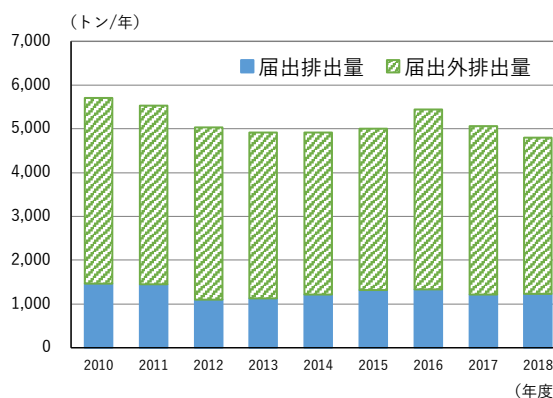


図 2-5-1 PRTR 制度対象物質の市内排出量の推移
(神奈川県公表値を参考にして作成)

- 環境基準や水環境目標の達成状況について
⇒ 「2-1 大気環境の保全」～「2-4 音環境の保全」の各「(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019 年度）」に掲載
- 光化学スモッグ注意報は 3 回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。なお、光化学スモッグ警報は 1979 年以降発令されていません。（再掲）

- 生物指標による水質評価では、河川（2018～2019年度調査）の目標達成率は92%（38地点中35地点で達成）でした。なお、生物指標調査は河川と海域を交互に2年間ずつ実施しています。（再掲）
- 2020年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と回答した市民の割合は、75.7%※でした。（再掲）
※「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計
- 2020年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、環境行動の実践状況について、「近隣への悪臭、騒音などに配慮する」と回答した市民の割合は91.2%、「排水口に油を流さない」と回答した市民の割合は83.1%でした。
- 2020年度「環境に関する企業意識調査」の結果では、環境への取組状況について、「化学物質の適正使用・管理」を行っているという回答した企業の割合は、大企業は40.0%、中小企業は17.0%でした。また、「地域の環境活動への協力・参加・支援」を行っているという回答した企業の割合は、大企業は45.0%、中小企業は17.6%でした。

(2) 2019年度の主な取組実績

ア 事業所等に対する包括的な施策

現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全するため、生活環境保全条例等に基づき、事業所等を対象とした包括的な環境保全施策を推進しています。また、広域的な課題に共同で対応していくことを目的として、他の自治体と連携した取組を実施しています。

(ア) 指定事業所・環境管理事業所

生活環境保全条例に基づく指定事業所の設置や変更等の許可申請等を受け付けるとともに、生活環境に係る規制基準等を満たすよう必要な指導を実施しています。2019年度の指定事業所の設置許可件数は29件でした。また、環境管理事業所制度は、環境に係る自己管理能力及び責任を有すると認められる指定事業所について、事業者からの申請に基づき、環境管理事業所として認定する制度です。2019年度の新規認定は0件、既存環境管理事業所の再認定は9件でした。

◆ 生活環境保全条例に基づく申請書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (12),(13)」参照

表 2-5-1 指定事業所等の設置数の推移

事業所等	年度末時点で設置されている事業所数				
	2015	2016	2017	2018	2019
指定事業所	4,842	4,835	4,813	4,780	4,743
環境管理事業所	29	26	28	16	17

(イ) 環境保全協定

環境負荷の低減、緑化、生物多様性の保全など、事業者による環境保全のための自主的取組を推進するため、生活環境保全条例に定められた規模の施設を有する事業者等に対し、環境保全協定の締結を要請しています。2019年度は1事業所と協定を新たに締結しました。なお、協定は社会状況の変化を踏まえて見直しており、2019年度は1事業所と協定を再締結しました。

◆ 協定締結事業所の位置図、協定概要 ⇒ 「4-5 各種協定 (1),(2)」参照

表 2-5-2 協定締結事業所数の推移

項目	年度				
	2015	2016	2017	2018	2019
環境保全協定の締結事業所 ^{※1}	28	29	29	29	30
締結 ^{※2}	0	1	0	0	1
再締結 ^{※2}	2	0	1	2	1

※1 各年度末の時点で環境保全協定を締結している事業所の数です。

※2 各年度において環境保全協定を締結又は再締結した事業所の数を、内数として記載しています。

(ウ) 非常時の措置

生活環境保全条例では、事業者に対し、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質^{*}の放出又は発生が起こることにより、公害が生じた場合（そのおそれがある場合も含む。）は、直ちにその旨を横浜市へ通報するとともに応急の措置をとることを義務付けています。応急の措置をとった場合には、事故の状況や措置の概要を横浜市に報告することも義務付けており、2019年度は11件（大気関係1件、水質関係10件）の報告がありました。

また、同じ趣旨の規定として「事故時の措置」が定められている環境法令があり、2019年度は水質汚濁防止法に基づく届出が4件ありました。

※ 生活環境保全条例では、非常時の措置に関する物質として、大気汚染・悪臭に係る35物質、水質汚濁に係る57物質を定めています。

(エ) 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の要件を満たす事業者は公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備することが義務付けられています。同法に基づく事業者からの届出を受け付けるとともに、公害防止管理者等の選任・解任と事業所の承継に関して必要な指導を実施しており、2019年度は241件の届出がありました。

◆ 公害防止管理者等に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (10)」参照

(オ) 環境法令講習会

横浜市では、事業者の環境管理の一助とするため、横浜市環境保全協議会*が主催する環境実務担当者セミナーにおいて、環境法令に関する講義を実施しています。2019年度の講習会は9月に開催され、公害防止管理者制度、生活環境保全条例等の概要や届出等の実務的な内容について、横浜市職員が説明を行いました。

※ 横浜市環境保全協議会は、工場等における、環境保全に関する知識と技術の涵養並びに交流を図るとともに、関係行政機関との連携により、地域の環境保全・向上に資することを目的として横浜商工会議所に設置された組織です。市内の事業者と団体で構成されており、横浜市も参加しています。

(カ) 九都県市首脳会議 環境問題対策委員会

九都県市首脳会議は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としています。環境分野の検討を行う環境問題対策委員会には、大気保全専門部会や水質改善専門部会が設置されており、交通環境対策や東京湾の水質改善に係る調査等に取り組んできました。2019年度からは、光化学オキシダント及びPM2.5対策にも取り組んでいます。

◆ 大気環境に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-イ,ウ」参照

◆ 水環境に関する取組 ⇒ 「2-2 水環境の保全 (2)-ア」参照

(キ) 六大都市自動車技術評価委員会

東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市及び神戸市により構成される委員会で、自動車の排出ガス、騒音、振動等に係る対策事業や低公害車の開発等に係る調査等を行い、自動車の環境対策の推進を図ることを目的としています。

2019年度は、小型ガソリン直噴車の粒子状物質（PM）及びPM粒子数（PN）の計測調査の報告や低公害な次世代ガソリンエンジンの開発に関する基調講演、各都市の情報交換などに取り組みました。

(ク) 神奈川県公害防止推進協議会

神奈川県、横浜市及び川崎市により構成される協議会で、県市が連携して公害行政の円滑な推進を図り、快適な生活環境を実現することを目的としています。

2019年度は、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制をテーマとした事業者向け講演会を開催するとともに、海洋プラスチックごみ問題をテーマとした自治体職員向け研修会を実施しました。また、効果的な対策を行うために各部会が設置されており、自動車交通公害対策検討部会ではエコドライブ等の普及啓発を、PM2.5等対策検討部会ではVOC排出抑制に向けた普及啓発やVOC対策リーフレットの作成、PM2.5の実態把握調査などを行いました。

◆ 交通環境に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ウ」参照

◆ PM2.5等に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア,イ」参照

(ケ) 神奈川県市環境研究機関協議会

神奈川県、横浜市及び川崎市の環境研究機関により構成される協議会で、環境に関する知識及び技術の向上を図り、関係業務を推進することなどを目的としています。

2019 年度は、各機関が実施した研究成果を発表する「環境研究合同発表会」を開催したほか、情報交換会議、分析勉強会を行いました。

(コ) 他制度と連動した取組

新たな開発や土地利用、大規模小売店舗の出店、産業廃棄物処理施設の建設などの行為は、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため、これらの行為に伴う他制度の手續に連動し、環境関係法令の遵守に関する事前調整を行っています。

表 2-5-3 他制度の手續と連動した環境関係法令の遵守に関する事前調整の件数

他制度の手續の名称	事前調整の対象となる主な行為	2019 年度の件数
横浜市開発審査会	市街化調整区域における開発行為又は建築行為	42
横浜市建築審査会	建築基準法に基づく横浜市の同意が必要な行為	57
横浜市土地利用総合調整会議	総合調整を必要とする重要な土地利用計画	23
横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議	産業廃棄物処理施設等の設置又は変更	34
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の設置又は変更	21
温泉法	温泉を湧出させるための土地の掘削	1

イ 化学物質対策

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」といいます。）に基づく届出事務を行うとともに、化学物質による環境リスクの低減や化学物質の適正な使用・管理を促進するための普及啓発等の実施により、化学物質対策を推進しています。

(ア) PRTR 制度

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度では、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を第一種指定化学物質として定め、一定要件を満たす事業者に対し、その排出量や移動量を届出することを義務付けています。これに関する事業者からの届出書を受け付けるとともに、国が集計した結果をもとに市内の届出排出量等の集計を行いました。集計の結果は、横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

また、PRTR 制度の対象物質の見直しについて、厚生労働省・経済産業省・環境省の各省に設置された各審議会へ諮問され、2019 年度から 3 省合同の審議会で検討が進められているため、その動向を注視し、情報収集に努めていきます。

◆ 市内の排出量等の集計結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/kagaku/prtr/prtr-data.html>

◆ PRTR 制度に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4 - 7 (11)」参照

表 2-5-4 PRTR 制度による年度ごとの届出事業所数と集計結果

届出年度 (把握対象年度※1)		2015 (2014)	2016 (2015)	2017 (2016)	2018 (2017)	2019 (2018)
届出事業所数		422	438	393	384	371
把握対象年度の 届出排出量 (トン/年)	大気へ	1,172	1,265	1,274	1,160	1,126
	水域へ	63	54	60	61	99
	その他	0	0	0	0	0
把握対象年度の 届出移動量 (トン/年)	下水道へ	33	34	33	35	34
	廃棄物として	1,033	736	861	798	613

※1 PRTR 制度では、一年度分の排出量等の実績を、翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に届出します。例えば、2018 年度の排出量等の実績は、2019 年度に届出します。このように、集計する排出量等の年度と届出年度が異なるため、集計する年度を把握対象年度と呼んでいます。

(イ) 環境リスクの低減に向けた啓発

化学物質の排出削減や適正な使用を促し、化学物質による環境リスクを低減するため、横浜市と川崎市は連携してセミナーによる啓発を行っています。2019 年度は、市民向けとして、横浜市が中心となりセミナー「洗剤との上手な付き合い方」を開催し、日常生活における化学物質の適正な使用を啓発しました。事業者向けとしては、川崎市が中心となり「化学物質対策セミナー」と「環境リスク評価講習会」を開催し、化学物質の適正な使用・管理やリスクコミュニケーションを推進しました。



市民向けセミナー

また、横浜市のホームページに、化学物質による環境リスクや PRTR 制度を知ってもらうための市民向け啓発資料を掲載しました。

(ウ) 化学物質環境実態調査

化学物質環境実態調査は通称「黒本調査」と呼ばれており、一般環境中の化学物質の残留状況を把握することを目的として、環境省が毎年実施している調査です。横浜市も調査に参加しており、水質や大気等に含まれている化学物質を調べています。

2019 年度の調査では、市内で水質（鶴見川、横浜港）、底質（横浜港）、生物（山下公園前のムラサキイガイ）、大気（神奈川区）の試料を採取するとともに、ピリジン等 2 物質の測定を行い、環境省へ報告しました。

(エ) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による大気汚染や水質汚濁等を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制指導を実施しています。また、生活環境保全条例に基づき、小規模焼却炉に対する規制指導や、焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類飛散防止のための規制指導を実施しています。2019 年度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出が 11 件、小規模焼却炉に関する届出が 3 件、焼却施設の解体工事に関する届出が 5 件提出されました。

ダイオキシン類対策特別措置法では、同法の特定施設（廃棄物焼却炉等）を設置する事業者に対し、排出ガス等のダイオキシン類濃度を測定し、報告することを義務付けています。同法に基づき報告されたものについて、横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ ダイオキシン類の自主測定結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/dioxin/jishusokutei.html>

◆ ダイオキシン類対策に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (7),(12)」参照

◆ 環境中のダイオキシン類の測定結果 ⇒ 「4-1 (5)、4-2 (4)-ケ、4-3 (2)」参照

(オ) ゴルフ場の農薬対策

ゴルフ場周辺の環境を保全するため、市内5箇所のゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」を締結し、この協定に基づき、各ゴルフ場から農薬使用計画や使用実績等が報告されています。また、各ゴルフ場へ立入調査を行い、排水中の農薬含有量を調査しています。2019年度の調査では、7月と9月に各5検体（合計10検体）について、検体ごとに8種類の農薬の分析調査を実施し、全ての検体が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」の水濁指針値及び水産指針値を下回っていることを確認しました。

◆ 協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定 (3)」参照

(カ) PFOS 及び PFOA への対応

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は有機フッ素化合物の一種であり、はっ水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられています。PFOS 及び PFOA は POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。2004年5月発効）の対象物質であり、各国・各機関において飲料水の目標値等の設定に関する動きがあるなど、国内外で関心が高まっています。

こうした状況を踏まえ、環境省は PFOS 及び PFOA の全国的な存在状況把握調査を実施し、横浜市は鶴見川の亀の子橋での採水に協力しました。調査の結果、当該地点では暫定指針値[※]の超過は見られませんでした。

※ 2020年5月28日、「PFOS 及び PFOA」は人の健康の保護に関する要監視項目に追加され、公共用水域及び地下水の水質の指針値（暫定）として「0.00005 mg/L 以下」（PFOS 及び PFOA の合計値）が設定されました。

(キ) 関係機関と連携した災害対策

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-キ」参照

(ク) 市所有施設のアスベスト対策

公共施設を利用する市民や職員の健康被害を防止するため、石綿障害予防規則等に基づきアスベスト含有建材を適切に管理するとともに、施設の改修工事等の機会を捉えて除去しています。

アスベスト含有吹付け材の対策については、2005 年度に実態調査を行い、2009 年度までに除去・囲い込み・封じ込め等の必要な措置を終了しています。アスベストを含有する保温材等の対応は、総務省をはじめとする各省庁からの要請を受け、2016 年度から開始しました。2019 年度も市所有施設（学校を除く 1,938 施設）におけるアスベスト含有保温材等の使用状況について調査し、劣化・損傷のみられる保温材等には適切な措置を施しました。このほかに、煙突用石綿断熱材の飛散防止工事を 2 件実施しました。アスベスト含有吹付け材や保温材等が残存している施設については、定期点検等による適切な維持管理を行っています。

引き続き、国などの動向を踏まえながら、適正に対応していきます。

(ケ) 市所有施設におけるフロン類の漏えい防止

フロン類の漏えいによるオゾン層の破壊や地球温暖化の防止のため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、市所有施設に設置されている第一種特定製品[※]について、機器の点検の実施や点検・整備記録簿の作成・保存など、フロン類の漏えい防止措置を実施しています。

※ フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品は、業務用として製造・販売された機器で、冷媒としてフロン類が使用されているものをいいます。例えば、エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等があります。

ウ 自動車交通環境対策

大気汚染対策などの分野ごとの取組のほか、生活環境保全条例による自動車排出ガス等の対策を進めるとともに、神奈川県と連携し、神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画による対策を推進しています。

(ア) 分野ごとの取組

大気環境の対策としては、自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）について、神奈川県の削減計画による取組を推進するとともに、その進捗状況を把握するために自動車排出ガス測定局での常時監視等を行っています。

音環境の対策としては、道路交通騒音・振動について限度値を超過した場合に、道路管理者に対して低騒音舗装の施工や遮音壁の設置等、地域特性に応じた改善策を求めていくとともに、道路交通騒音の測定及び面的評価を行っています。また、環境対策の推進を目的として「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を開催し、横浜市と道路管理者等との間で技術対策等の情報交換を行いました。

神奈川県は、2013 年 4 月から新たに策定した神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画に基づき、2020 年度を目標年度として自動車から排出される NOx と PM の総量を削減する各種の対策を計画的に推進することとしています。2015 年度までの目標は達成済みです。横浜市は、神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画策定協議会[※]第一調査部会及び第二調査部会へ参加し、2020 年度ま

での目標達成に向け、国、県、市町村及び道路管理者と連携して具体的な対策を進めています。

※ 神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画策定協議会は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」第 10 条に基づき、自動車 NOx・PM 総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するために設置された機関です。また、協議会の下に専門委員会等を設置し、計画の策定に係る専門的事項についての調査や進行管理を行います。

◆ 大気環境の取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア,ウ」参照

◆ 音環境の取組 ⇒ 「2-4 音環境の保全 (2)-ア,ウ」参照

(イ) 駐車場等におけるアイドリングストップ

市民からのアイドリングストップに関する相談を受け付けるとともに、生活環境保全条例に基づき、大規模な駐車場の設置者や駐車場等の管理者に対し、自動車の使用者に駐車中のアイドリングストップを促す看板設置等を行うことを求めています。2019 年度は 17 件の駐車場等におけるアイドリングストップに係る苦情を受け付け、行為者や駐車場等の管理者に対し、生活環境保全条例に基づいた指導等を行いました。

また、神奈川県公害防止推進協議会自動車交通公害対策検討部会が作成したアイドリング・ストップイメージマークの取扱いについて、駐車場等の管理者等が利用しやすいよう 2019 年 10 月に規定を改訂しました。今後もアイドリングストップの普及啓発に努めていきます。



啓発用リーフレット



アイドリング・ストップイメージマーク

(ウ) 環境と調和した交通施策の推進

交通施策の推進にあたって、自動車からの排出ガスや騒音等の抑制は引き続き取り組むべき課題となっています。そのため、「横浜都市交通計画（2008 年 3 月策定、2018 年 10 月改定）」では、政策目標 7 として「環境と調和した交通施策の推進」を掲げています。

◆ 次世代自動車の普及促進やエコドライブの啓発活動について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ウ」参照

◆ 道路交通に関する騒音・振動対策について ⇒ 「2-4 音環境の保全 (2)-ウ」参照

表 2-5-5 横浜都市交通計画 政策目標 7 「環境と調和した交通施策の推進」の施策の方向

施策の方向	概要
自動車交通の円滑化・道路緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞の解消につながる体系的な幹線道路網の整備の推進 ・慢性的な渋滞箇所における道路拡幅や交差点改良、バスベ이의整備、鉄道との立体交差化などを総合的に推進 ・道路交通機能の確保を前提とした、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の向上等に向けた道路緑化の推進
環境に優しい自動車の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車やインフラ設備等の普及の促進 ・環境にやさしい自動車運転方法に関する講習会などエコドライブを実践するための啓発活動の推進 ・モビリティマネジメント^{※1}の推進 ・大規模イベント時における公共交通利用の広報活動の推進

※1 モビリティマネジメントとは、過度なマイカー利用を抑制し、環境への負荷が少ない公共交通機関や自転車などを適度に利用する生活への転換を促す取組です。

2-6 市民生活に関連した取組

2025年度までの環境目標	・生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・市民の生活環境に関する満足度の向上

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2019年度）

- 生活環境に関する苦情相談件数は2,008件でした。前年度と比べて20%減少しており、過去5年間の苦情相談件数の中でも最も少ない数値となっています。内訳で見ると、苦情件数※と相談件数※はともに約2割の減少となっており、ほぼ全ての分野で公害苦情は減少傾向となりました。

※苦情件数

公害苦情として受け付け、現地調査等の対応を行った件数です。図中の大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、その他（土壌汚染、地盤沈下など）が苦情件数です。

※相談件数

苦情件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関すること等について寄せられ、電話等により一定の解決に至った相談の件数です。

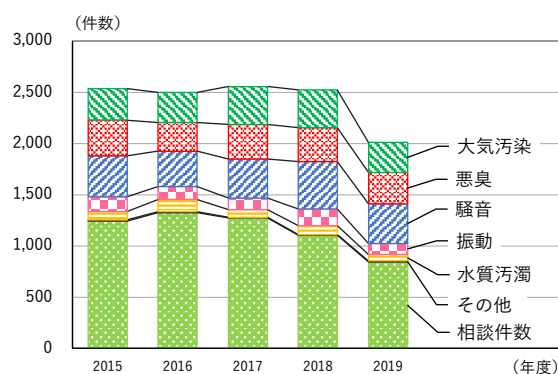


図 2-6-1 近年の苦情相談件数の推移

- 2020年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と回答した市民の割合は、75.7%※でした。（再掲）

※ 「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計

(2) 2019年度の主な取組実績

ア 生活環境に関する苦情相談への対応

騒音・悪臭等の生活環境に関する苦情相談への対応を実施しています。また、未然防止対策として、騒音、悪臭、屋外燃焼行為等に関するリーフレットの配布などを行っています。

(ア) 生活環境に関する苦情相談

市民から寄せられた悪臭・騒音等の生活環境に関する苦情相談について、受付日から原則3日以内（閉庁日除く。）に初動対応を行っています。2019年度の苦情相談は2,008件で、そのうち現

地調査等の対応を行ったものは 1,165 件でした。現地調査では、必要に応じて委託による臭気測定（4 件）、騒音・振動測定（2 件）や自動車排出ガスの測定（0 件）を行うことにより、正確な実態把握に努めました。発生源者に対しては、法・条例が適用される場合は規制基準等による規制指導を実施し、法・条例が適用されない場合には、発生防止の措置や相談者と十分なコミュニケーションを取るなどの配慮を要請しています。

◆ 水質事故への対応 ⇒ 「2-2 水環境の保全 (2)-エ」参照

◆ 生活環境に関する苦情相談件数の詳細 ⇒ 「4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故 (1),(2)」参照

表 2-6-1 生活環境に関する苦情件数の抜粋（現地調査等の対応を行ったもの）

分野	発生源	年度別の苦情件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
大気汚染 (移動発生源除く)	ばい煙（屋外燃焼除く）	20	22	25	18	20
	屋外燃焼	213	167	215	204	163
	アスベスト	17	31	42	42	37
	粉じん（アスベスト除く）	52	64	76	89	58
悪臭 (屋外燃焼除く)	事業所等	131	113	124	131	144
騒音※1	事業所・建設工事等	346	290	341	419	360
	交通関係	56	56	40	44	27
振動	事業所・建設工事等	113	106	86	128	83
	交通関係	29	21	30	33	25
アイドリング※1 (騒音・排出ガス)	駐車場等	9	9	10	12	17
光害	事業所	6	4	6	5	8

※1 騒音の件数には、アイドリング（騒音・排出ガス）に計上されている騒音関係の件数が含まれています。

(イ) 屋外燃焼行為への対応

屋外燃焼行為について市民から相談が寄せられた場合は、現地調査を行い、禁止されている行為が確認された際には行為者を指導しています。ただし、屋外燃焼行為には一部認められている行為もあるため、その場合には周辺住民への配慮を要請しています。なお、屋外燃焼行為の内容に応じて、関係部署へ情報提供することにより、連携した対応を行っています。2019 年度は 163 件の屋外燃焼行為に関する苦情を受け付けました。

(ウ) 飲食店等から発生するにおいへの対応

飲食店等から発生するにおいについて、生活環境保全条例の指針として「飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項」を定め、事業者に対して配慮を求めています。2019 年度は 20 件の苦情を受け付けました。周辺住民等と問題が生じた場合は、横浜市が事業者と相談者の調整役を務め、両者の十分な話し合いなどを通じて、円満に解決してもらうことを目指しています。



飲食店の汚れた排気口

(エ) 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応

イベントに伴う一時的な騒音であっても、生活環境保全条例の規制を遵守する必要があります。イベントを開催する公園等の管理部署に対し、騒音規制について説明し、騒音に配慮したイベントを開催するよう促しています。また、市民からイベント騒音に関して苦情相談を受け付けた場合は、イベント主催団体だけでなく、管理部署にも指導しています。2019年度は2件の苦情を受け付けました。

(オ) 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応

大規模小売店舗立地法による届出の事前対応として、騒音予測、悪臭対策及び光害対策ガイドライン（2006年12月環境省改訂）に基づく指導を経済局と連携して行っています。2019年度は21件の対応を行いました。

(カ) 夜間営業に係る騒音への対応

夜間における営業を営む事業者が、その営業に伴って発生する騒音について、地域における夜間の生活環境を保全するために行う取組を支援することを目的に、「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針（2019年4月1日施行）」を定めました。指針では事業者の配慮すべき事項や外部騒音による公害が生じていると認められる基準を示しています。

(キ) 生活騒音への対応

日常生活に伴って発生する生活騒音については、行政による規制が必ずしも効果的ではない場合が多いため、リーフレットの作成などの側面的な支援を行っています。また、多文化共生に向けて、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語版リーフレットの作成を進めています。

(ク) 騒音計・振動計の貸出制度

市民・事業者自らが騒音・振動測定を行い客観的な数値を把握し、紛争防止や公害防止等に役立てることを目的として、騒音計・振動計を貸し出しています。1回の貸出期間は1週間で、無料です。2019年度は297件の貸出しを行いました。



騒音計

イ 安全・安心な市民生活に向けた情報の公表

市民の健康被害を未然に防止するための情報発信や、事業活動による環境汚染に対する市民の不安を払拭するための情報の公表を実施しています。また、微小粒子状物質（PM2.5）や空間放射線量など、市民の関心の高い環境情報をホームページで公表しています。

(ア) 光化学スモッグ注意報への対応

市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の発令・解除に合わせて、横浜市の関係機関や小学校等に連絡するとともに、公共施設の館内放送や防災情報電子メール等による周知を実施しています。

◆ 光化学スモッグ注意報の発令日等 ⇒ 「4-1 大気環境の監視 (7)」参照

(イ) PM2.5 の高濃度予報への対応

微小粒子状物質（PM2.5）の観測データを横浜市のホームページで公表するとともに、神奈川県がPM2.5の高濃度予報を出した場合に備え、横浜市の関係機関や小学校等に連絡して注意喚起する体制を整えています。これまで神奈川県内に高濃度予報が出たことはありません。

(ウ) 環境監視データの公表

大気汚染物質の測定結果や河川・海域の水質測定の結果などは、横浜市のホームページで公表しています。また、PM2.5などの大気汚染防止法に基づく常時監視データは、1時間ごとのデータとして横浜市のホームページで随時公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 大気汚染物質等の測定結果の公表ページ（監視センター）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kanshi_center/kanshi.html

◆ 2019年度の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視 ～ 4-4 音環境の監視」参照

(エ) 環境調査結果の公表

酸性雨情報、大気環境中のアスベスト濃度の調査結果、有害大気汚染物質濃度の調査結果、地下水位・地盤収縮量の観測結果について、横浜市のホームページで公表しています。

また、市内の温暖化・ヒートアイランド状況把握のため、夏季に気温観測を行っており、この観測結果も同ページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 環境調査結果の公表ページ（環境科学研究所）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/science/data/>

◆ 2019年度の環境調査結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視、4-3 地盤環境の監視」参照

(オ) 空間放射線量の公表

⇒「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-ウ」参照

(カ) 地質調査結果の公表

⇒「3-4 わかりやすい情報発信 (1)-カ」参照

(キ) 水準測量成果の公表

地盤沈下の測定を目的とした水準測量を、毎年1月1日を基準として実施しています。測量結果は、環境創造局水・土壤環境課の窓口及び横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 水準測量成果閲覧サービスのページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/suijun/>

(ク) 土壤汚染が確認された土地の公表

土壤汚染対策法や生活環境保全条例に基づく土壤調査により汚染が確認された土地は、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定され、横浜市報で公示されます。その情報は、環境創造局水・土壤環境課の窓口及び横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 土壤汚染関連公表情報のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/taisaku/joho-doho.html>

(ケ) 汚染井戸追跡調査結果の公表

過去に行った調査において発見された汚染井戸等のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査により汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸について、追跡調査を実施しています。調査結果は、環境創造局水・土壤環境課の窓口及び横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 地下水汚染関連情報の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/taisaku/chikasui/joho-chikasui.html>

(コ) ダイオキシン類の測定結果の公表

⇒「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(エ)」参照

(サ) 指定事業所等の一覧表の公開

生活環境保全条例に基づく指定事業所や水質汚濁防止法に基づく特定事業場など、環境法令に基づく届出等がなされた事業所等の一覧表を作成し、所管課の窓口で公開しています。なお、水質汚濁防止法に基づく特定事業場と下水道法に基づく特定事業場の一覧表は、横浜市のホームページでも公表しています。

表 2-6-2 指定事業所等の閲覧用の一覧表と所管課

所管課	名称
環境創造局 環境管理課	横浜市生活環境の保全等に関する条例 指定事業所検索システム
環境創造局 大気・音環境課	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設台帳
	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設台帳
	大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設台帳
	大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出台帳
	大気汚染防止法に基づく水銀排出施設台帳
	騒音規制法・振動規制法に基づく特定工場等の台帳
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設台帳（大気基準適用施設）
環境創造局 水・土壌環境課	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出作業届出台帳
	水質汚濁防止法に基づく特定事業場名簿
	下水道法・横浜市下水道条例 事業場検索システム
	工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿

◆ 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の一覧表の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jigyoujyoumeibo.html>

◆ 下水道法及び横浜市下水道条例に基づく特定事業場等の一覧表の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/16.html>



二次元コード
(水質汚濁防止法に係る一覧表の URL)



二次元コード
(下水道法・下水道条例に係る一覧表の URL)

第3章 連携による新たな取組の方針

3-1 施策間の課題の同時解決

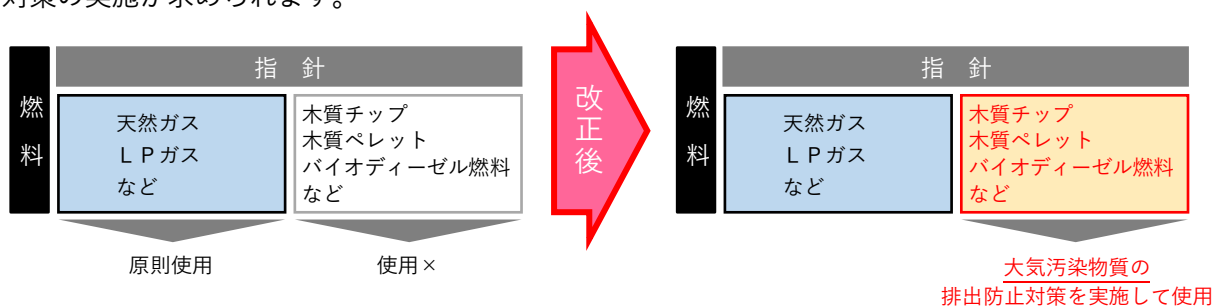
取組方針の概要	時代の要請に応じて、施策間の連携による生活環境の保全の取組を推進し、生活環境にとどまらない様々な課題の同時解決を目指していきます。
---------	---

(1) 2019年度の実施状況と今後の取組

ア バイオマス燃料の活用への対応

横浜市では、大気汚染防止対策の一つとして、硫黄酸化物やばいじん等の大気汚染物質の発生を最小限に抑えることを目的に、生活環境保全条例の「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」（以下「指針」といいます。）に基づき、熱源・燃料には、電気又は都市ガス等を使用するよう指導しています。一方、「横浜市地球温暖化対策実行計画（2018年10月改定）」や「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～（2011年1月策定）」では、バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの導入拡大や資源・エネルギーの有効活用を施策として掲げており、国においても同様に、バイオマス燃料の利活用を戦略的に展開していくこととしています。木質チップや使用済みの食用油など、カーボンニュートラルなバイオマス燃料の活用は温暖化対策や循環資源の活用として有効ですが、燃焼させると都市ガス等と比べて大気汚染物質が発生しやすくなるという課題があります。

このため、再生可能エネルギーの普及とともに、良好な大気環境を確保するため、生活環境保全条例の施行規則等を一部改正し、2020年4月1日に施行しました。施行規則においては、バイオマス燃料を活用した施設を設置する場合の設備基準や排ガス基準が設定され、また、指針においては、事業者には、バイオマス燃料を使用する場合は適切な公害防止設備を設けるなど、大気汚染物質の排出防止対策の実施が求められます。



《バイオマス燃料使用施設とそれに対する基準の一例》

燃料	指針	
	原則使用	使用×
木質チップ ポイラー	天然ガス LPガス など	木質チップ 木質ペレット バイオディーゼル燃料 など
	天然ガス LPガス など	木質チップ 木質ペレット バイオディーゼル燃料 など <small>大気汚染物質の 排出防止対策を実施して使用</small>

燃料	設備基準	排ガス基準
	木質チップ ポイラー	ろ過集じん装置 または 電気集じん機
バイオディーゼル エンジン	ろ過集じん装置 または 電気集じん機	窒素酸化物 硫黄酸化物 ばいじん

イ 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-ア-(イ)」参照

3-2 多様な環境課題への対応

取組方針の概要	生活環境の保全の基盤となる取組だけでは解決の難しい多様な環境課題に対して、様々な主体と連携して対応していきます。
---------	--

(1) 2019年度の実施状況と今後の取組

ア 光化学オキシダント対策

⇒「2-1 大気環境の保全 (2)-イ-(ウ)」参照

イ PM2.5 対策

大気環境中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度については、2011年度から常時監視測定局において測定を開始しました。2016年度に初めて全測定局で環境基準を達成してから、2019年度まで継続して達成できています。しかし、各測定局の日平均値を見ると、 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える日が一部の測定局で観測されている状況であり、対策を進めていく必要があります。

PM2.5は、工場・事業場及び自動車などが主な発生源と考えられていますが、これらから排出される粒子状物質のほかに、ガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化するものもあります。PM2.5の生成の原因となる硫黄酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）などの物質については、法令で排出基準が設定されており、工場・事業場等に対して排出基準の遵守を指導しているほか、事業者に自主的な排出削減を促す取組も進めています。また、近隣自治体と九都県市首脳会議大気保全専門部会、神奈川県公害防止推進協議会などの広域的な連携組織による取組を行っています。

◆ PM2.5常時監視・成分調査等について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア-(ア),(イ),(エ)」参照

◆ 工場・事業場や自動車向けの大気汚染対策について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-イ,ウ」参照

◆ 広域的な連携組織による取組について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ),(ク)」参照

ウ 放射線対策

横浜市では、災害時に設置される災害対策本部の組織に放射線対策チームを組み込んでいます。このチームは主管局を健康福祉局とし、消防局、水道局、環境創造局等の関係局で構成されており、災害時に備えて定期的に訓練を行っています。2019年9月及び2020年1月に実施された市災害対策本部運営訓練では、放射線対策チームの各局が連携し、大規模地震の発災時における放射線モニタリングポストの測定値の動向や放射性同位元素保有施設等の被災状況の把握及びその対応等に関する運営訓練を行いました。



放射線モニタリングポスト
(手前の白い構造物)

また、環境創造局監視センターでは、平常時の監視として保土ヶ谷区仏向西に放射線モニタリングポストを設置しており、大気中の空間放射線量（ガンマ線）の測定を継続して実施しています。測定結果は1時間ごとのデータとして横浜市のホームページで随時公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 空間放射線量の測定結果の公表ページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kanshi_center/kanshi.html

◆ 2019年度の空間放射線量の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視(8)」参照

エ マイクロプラスチックへの対応

近年、マイクロプラスチック（5mm以下のプラスチックの総称）が生態系に与える影響が懸念されていますが、その発生の状況や分布の実態等は十分に解明されていません。そこで、横浜市では、市内水域におけるマイクロプラスチック実態調査を進めています。



沿岸域に堆積する
マイクロプラスチック

2019年度は、水再生センターと鶴見川などの主要4河川を調査しました。また、2017年度から実施している野島海岸についても引き続き調査しました。

調査状況については、河川における全ての調査地点でマイクロプラスチックを検出しました。水再生センターでは、下水の流入水と放流水を比較したところ、処理過程でマイクロプラスチックが除去されていることが確認できました。

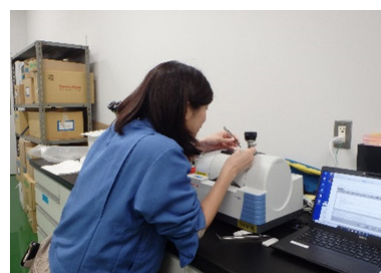


河川調査（サンプリング）の様子

なお、調査については、採水や前処理方法など、統一化された規格での調査方法が確立されていないため、国や専門機関等と連携を図りながら、進めています。

《マイクロプラスチックの解析（右写真）》

フーリエ変換赤外分光光度計（FT-IR）及び実体顕微鏡を用いて、マイクロプラスチックの材質及び大きさを測定しています。



FT-IRによる解析

オ 屋外燃焼行為への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組(2)-ア-(イ)」参照

カ 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組(2)-ア-(オ)」参照

キ 関係機関と連携した災害対策

地震災害や大規模火災等の都市災害が発生した場合に、有害化学物質による環境汚染の状況を迅速に把握するため、民間の検査機関団体である一般社団法人神奈川県環境計量協議会及び横浜市環境技術協議会と調査協力に関する協定^{※1}を締結しています。災害発生時に備え、協定に基づく体制を毎年度確認しています。

市内で地震等の災害が発生した場合に、被災建築物のアスベスト調査を速やかに実施し、アスベスト飛散による汚染の拡大や被害を防止するため、建築物石綿含有建材調査者の業界団体である一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（ASA）と調査協力に関する協定^{※2}を締結しています。この協定では、災害時のほかに、平常時の協力としてアスベスト飛散による被害を未然に防止する準備を規定しています。2019年度は、平常時の協力として、実際の建築物を用いてアスベスト含有建材の基礎知識や見分け方を学ぶ研修をASAと共催で実施しました。



ASA と共催した研修の様子

協定締結から2019年度末まで、これら協定に基づく緊急時の協力要請が行われたことはありませんが、災害発生に備えて、これら協定に基づく関係機関との協力体制を継続していきます。

また、災害時のアスベスト対策の一環として、2019年度に設置された「災害時アスベスト対策支援のための関東ブロック協議会^{※3}」に参加し、環境省、地方公共団体、各種団体等との連携に向けた情報共有等を進めています。

◆ 各協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定 (4),(5)」参照

- ※1 この記載は2020年3月31日時点のものです。「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」(1999年8月締結)は、社会状況の変化等を踏まえ、2020年度に見直しを行う予定です。
- ※2 「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」(2019年1月締結)
- ※3 この協議会は、関東ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県)の範囲において、都県域を越えた連携が必要となる災害の発生時に、環境省、地方公共団体、各種団体等の連携・協力体制を構築することを目的とし、2019年度に設置されました。

ク 事業者との継続的なコミュニケーション

現在の横浜の環境は、環境基準の多くが達成されています。また、世界的な情勢に目を向けると、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中、横浜の環境をより良くするためには、これまでの規制を中心とした環境保全行政から発展して、企業と行政が環境情報の共有や積極的対話を行いながら進めていく必要があります。

そのため、横浜市では、市内で積極的な環境活動を行っている事業所と意見交換を行い、公民連携による取組を検討しています。

2019年度は、計3回の意見交換会及び事業所視察を行い、企業と行政の具体的連携・協働の取組を実施しました。

(ア) 里山ガーデンフェスタへのパネル展示

企業と行政の連携・協働の一環として、2018年度に、市内事業所の構内で取り組んでいる緑化や生物多様性の保全などについて、パネルやサイネージを共同で作成し、里山ガーデンフェスタに出展しました。2019年度も出展を継続し、環境に配慮した事業活動のほかに、日頃の事業活動とは異なる一面を感じさせる事業所内での緑地の整備や地域での活動などについても来場者にPRしました。



イベントブース

《開催概要》

日程：2019年9月28日 場所：里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣）

(イ) 事業所主催イベントへの参加

市内の事業所が主催する地域イベントに横浜市が参加して環境保全に関する啓発を行います。2019年度は11月に開催された「ENEOSスポーツフェスティバル2019 in 根岸」（主催：JXTGエネルギー株式会社根岸製油所※）に参加し、環境に関するクイズと缶バッジ作りをしてもらいました。



缶バッジ作り

※ JXTGエネルギー株式会社は、2020年6月にENEOS株式会社に商号変更されました。

(ウ) 環境法令出前講座

既存の資料が用意されている一般的な出前講座とは異なり、事前にどのような項目やポイントを確認したいかを相談した上で、当該事業所の届出や規制範囲等を盛り込んだ資料を作成し、講座を行うものです。2019年度は6月に鹿島建設株式会社横浜支店で、11月に日清オイリオグループ株式会社横浜磯子事業場で実施しました。



出前講座

(エ) パンフレット「横浜の環境保全と企業の取組」

高度経済成長期における公害の克服など環境保全において市内企業が貢献してきた（現在も貢献している）取組を紹介するパンフレットを掲載事業所と協働でつくりました。大気、水質、エネルギー分野の取組のほか、地域社会への貢献や公民連携といった視点での取組も掲載しています。



パンフレット表紙

ケ 環境分析事業者との技術研修会の実施

多様な環境課題に対応していくための連携の一つとして、横浜市では、民間の検査機関団体である横浜市環境技術協議会の分析技術の向上と人材育成に協力しています。2019年度は2月に協議会の会員8社を対象として、水質汚濁の指標である全窒素及び排水の規制項目であるアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素について、分析精度管理への協力と技術研修会を実施しました。



アンモニア等の分析の様子

3-3 身近な環境の魅力の向上

取組方針の概要	市民と連携した取組を進めることで、市民の身近な環境への関心を高め、地域の魅力の向上につなげていきます。
---------	---

(1) 2019年度の実施状況と今後の取組

市内の大気環境や水環境は、ほとんどの環境基準を達成しています。しかしながら、2017年度「環境に関する市民意識調査」では、河川や池、海などの水辺環境に満足していると回答した方の割合は半数以下でした[※]。市民の満足度を高めていくためには、生物指標や水辺の快適さなどのわかりやすい評価により、身近な地域の環境の状況を知ってもらうことが有効であると考えられます。さらに、地域の環境がやすらぎやうるおいを与えてくれる場やレクリエーション・教育などの活動の場となることで、地域の魅力として実感されることにつながります。

そこで、横浜市では、市民がICTを活用した環境調査を行うことにより身近な環境を知り、地域の賑わいや魅力の向上につなげていく取組の検討を行っています。

2019年度は、2009年に環境省が公表した「水辺のすこやかさ指標」を用いた調査をスマートフォンで行う「水辺へGO！」（アプリ版・WEB版、以下同じ）について、運営会社と協働し、様々な取組を実施しました。まず、水辺愛護会に「水辺へGO！」を紹介し、水辺調査を実施しました。その結果や活動状況は全国規模で開催される下水道展でパネル展示などを通じて多くの市民や事業者にも周知しました。また、本市関連部局への周知を職員研修などで行いました。さらに、「水辺へGO！」を用いた環境学習のコンテンツを環境教育出前講座「生物多様性でYES！」に登録し、周知・啓発を行える場を整えました。



下水道展におけるパネル展示

また、市民と連携した環境調査の事例として、2008年から実施している「東京湾環境一斉調査（2012年度までの名称は東京湾水質一斉調査）」があります。2019年度の調査には横浜市内の市民団体も1団体が参加し、溶存酸素量（DO）や化学的酸素要求量（COD）などの水質調査を実施しました。

◆ 東京湾環境一斉調査 ⇒ 「2-2 水環境の保全 (2)-ア-(I)」参照

※ 「身近な環境の魅力の向上」の取組は、2018年度より開始しました。立案の参考とした2017年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、横浜市内の「河川や池などの水辺環境」に満足していると回答した市民の割合は46.3%^注、「横浜港の水質の状況」に満足していると回答した市民の割合は38.6%^注でした。

注：「大変満足している」又は「満足している」と回答した市民の割合の合計

3-4 わかりやすい情報発信

取組方針の概要	環境情報のわかりやすい発信により、市民・事業者の生活環境への理解を深め、環境行動を促進し、連携による新たな取組につなげていきます。
---------	---

(1) 2019 年度の実施状況と今後の取組

ア 環境に対する意識等の把握

横浜市では、市民や市内企業を対象として、環境に対する意識や環境に配慮した行動の実施状況などを把握するため、アンケート形式による調査を実施しています。調査結果は、わかりやすく整理して公表するとともに、環境管理計画やガイドラインの進捗把握※、環境分野の市政運営や政策立案の基礎資料として活用しています。

※ 2019 年度までに実施した取組の状況を、2020 年度の調査で確認しています。

(ア) 環境に関する市民意識調査

2020 年度の調査は、8 月から 9 月に実施し、市内在住の 16 歳以上の男女 3,000 人のうち、1,616 人（回収率 53.9%）から回答がありました。

環境や環境の取組への関心があると答えた市民 1,406 人に対し、関心がある項目を聞いたところ、「大気汚染対策」を選択した市民の割合は 49.4%であり、同様に「水質汚濁対策」は 46.4%、「騒音・振動対策」は 27.0%でした。

また、環境に関する情報について、「意識して入手している」と回答した市民の割合は 23.7%でした。より多くの市民に届けられるよう環境情報の発信方法を工夫していきます。



二次元コード（下記 URL）

◆ 調査結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/shiminchousa.html>

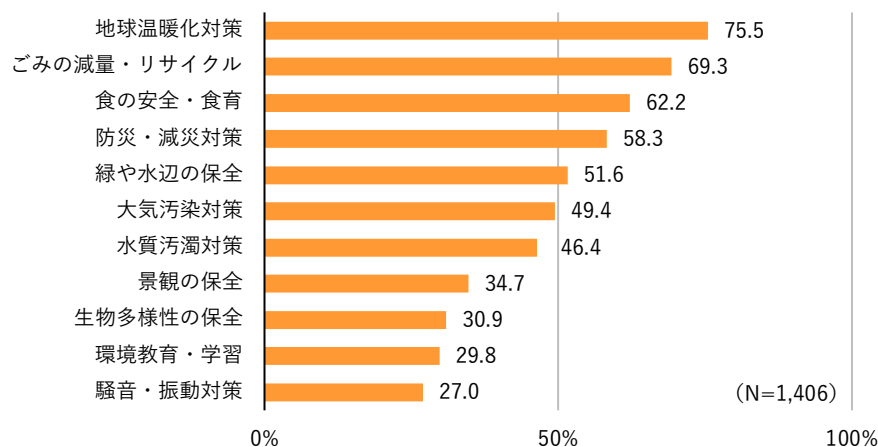


図 3-4-1 環境や環境の取組に関心がある市民に対して関心がある項目を聞いた結果（複数選択）

(イ) 環境に関する企業意識調査

2020年度の調査は、9月から10月にかけて実施しました。調査対象は、横浜市に本社を置く企業と市内に事業所を置く企業とし、従業員数及び資本金によって「大企業」「中小企業」に分類し、2,000社（大企業523社、中小企業1,477社）を抽出しました。合計684社（回収率34.2%）から回答があり、その内訳は大企業160社（同30.6%）、中小企業524社（同35.5%）でした。



二次元コード（下記 URL）

事業活動を継続する上で重要と考える環境課題を聞いたところ、「環境汚染（大気・水質・土壌・化学物質）の対策」を選択した大企業の割合は61.9%、中小企業の割合は47.7%でした。

また、横浜市が発信する環境に関する情報の入手方法について、「市のホームページ」と回答した大企業の割合は26.9%、中小企業の割合は15.6%、「市が発行する広報誌・パンフレット」と回答した大企業の割合は25.6%、中小企業の割合は31.1%でした。これらの媒体を効果的に活用し、わかりやすく情報発信をしていきます。

◆ 調査結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kigyouchousa.html>

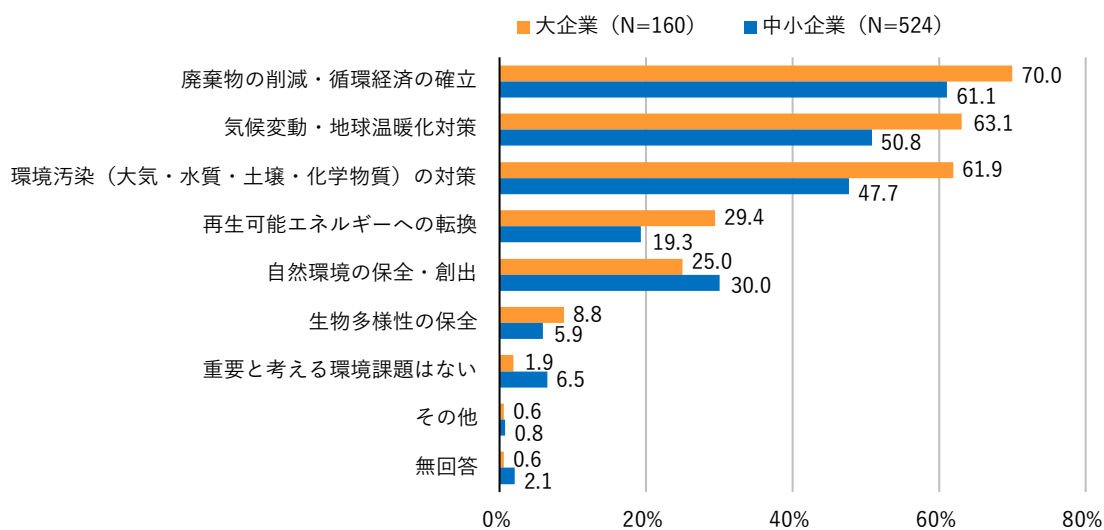


図 3-4-2 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題について聞いた結果
(多肢選択式、3つまで選択可)

イ 広報物による情報発信

市民や事業者に対し、ガイドラインに基づく取組をわかりやすく伝える手段の一つとして、年次報告書やリーフレットなどの広報物を作成しています。電子版を作成したものは、横浜市のホームページで公表しています。

◆ ガイドラインに基づく取組に係る広報物 ⇒ 「4-9 広報物による情報発信 (1)」参照

ウ 「かんきょう横浜」による広報

「かんきょう横浜」は、横浜市環境保全協議会が隔月で発行する事業者向けの会報誌です。横浜市内では、事業者の環境保全活動の推進に役立てられるように環境に関する法律・条例の改正内容や公害防止のための啓発等の情報をわかりやすく解説した記事を掲載し、関係者への周知を図っています。2019年度は6回発行され、各号で生活環境に係る情報発信を行いました。今後も適切な時期にわかりやすい情報発信を行い、生活環境に関する理解の促進につなげていきます。

◆ 横浜市環境保全協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(オ)」参照

表 3-4-1 「かんきょう横浜」への記事掲載の状況 (2019年度)

掲載号	記事名称
2019年5月号	(環境保全関係の記事掲載なし)
2019年7月号	・平成30年度生活環境に関する苦情相談の状況について ・生活環境保全推進ガイドラインを策定しました
2019年9月号	・ほう素及びふっ素の暫定排水基準を見直しました ・「秋の里山ガーデンフェスタ」に横浜市環境保全協議会会員も参加しています!
2019年11月号	・12月は「大気汚染防止推進月間」です
2020年1月号	・市生活環境保全条例に基づくカドミウムの暫定排水基準が終了しました ・横浜港に於ける赤潮について
2020年3月号	・第42回よこはま花と緑の春フェア2020

エ 生活環境保全推進ガイドラインの周知

生活環境保全推進ガイドライン年次報告書(2018年度実績)は、2020年3月に発行しました。その内容を広く周知するため、市民情報センター、横浜市立図書館、各区役所等へ配架するとともに、横浜市のホームページに全文を掲載しています。

オ 市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化

横浜市の保有する環境情報のうち、大気環境の常時監視測定局の測定データについては、測定局・測定項目ごとに1箇月単位の表にまとめた大気環境月報を作成し、1978年度から2019年度までのものを公表しています。この月報は、測定データをCSV形式のファイルとしたもので、表計算ソフト等で読み取りやすいよう配慮しており、二次利用も可能です。

また、このほかの環境情報についても、市民や事業者が容易にアクセスできるようホームページ等で公表しています。

今後、各データについて、横浜市オープンデータの推進に関する指針の趣旨を踏まえたデータの公開に取り組んでいきます。



大気環境月報公表ページ

◆ 大気環境月報の公表ページ URL について ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(ウ)」参照

◆ 環境情報の公表の取組について ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ」参照

カ 地質調査結果の公表の取組（地盤 View）

横浜市の公共事業における地質調査結果を集約し、行政地図情報提供システム（地盤 View）によりボーリングデータ（柱状図）を横浜市ホームページで公表しています。地盤 View では、ボーリングデータが登録されている地点が地図上に示されており、閲覧者がわかりやすく情報にアクセスできるようになっています。2019 年度末時点で約 9,500 件のデータを公開しており、今後も定期的に更新していく予定です。



二次元コード（下記 URL）

◆ 地盤 View のページ（横浜市行政地図情報提供システム） ⇒ <https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

キ 横浜市立大学との連携による講義「環境保全学」

横浜市では、横浜市立大学と連携した取組として、専門課程の学生を対象とした授業科目「環境保全学」に講師を派遣しています。この取組は次世代の環境を担う人材育成を目的としており、環境課題に対する学生の理解を深めるため、環境保全に関する科学技術や政策、法整備等について、実務を担っている横浜市職員が講義を行っています。

2019 年度は全 11 回の講義とし、典型七公害、環境影響評価、上下水道、生物多様性、廃棄物対策、地球温暖化対策及び化学物質対策の各テーマを各回に分けて講義したほか、横浜市環境科学研究所の施設見学により、生活環境に係る分析・研究業務の講義も行いました。

ク よこはま海さんぽMAP

横浜市では、海域の水質浄化や生物生息環境の改善を目的とした「豊かな海づくり事業」を進めています。その一環として、市民に「横浜の海」について関心をもってもらうことを目的に、横浜の海で見られる生き物、海に近づくことができる場所、埋め立ての歴史など「横浜の海」を満喫できる散歩ルートに掲載した「よこはま海さんぽMAP」の作成を進めています。イベント等での配布を通して普及啓発を進めていきます。



よこはま海さんぽMAP
（イメージ）

ケ スプリングフェアへの出展

山下公園や横浜公園を会場として毎年 4 月に開催される「よこはま花と緑のスプリングフェア」は、横浜の春の風物詩として親しまれているイベントです。横浜市では、横浜の環境保全の取組を広く知ってもらうため、横浜公園の会場にブースを毎年出展しています。

2019 年度は 4 月 12 日から 14 日までの 3 日間出展し、環境保全の取組を伝える環境創造局環境保全部のブースには 962 人（アンケート回収数による推計）の来場がありました。ブースでは、燃料電池自動車の展示や環境に関するクイズを実施し、環境保全について楽しみながら学んでもらいました。



環境保全部ブース

コ 子どもアドベンチャーへの出展

毎年8月に実施されている「子どもアドベンチャー」は、市内の小中学生を対象として、キャリア教育の視点から民間企業・団体・大学・公的機関等が多様なプログラムを実施するものです。横浜市も多くのプログラムを提供しており、生活環境に係るものとして燃料電池自動車の仕組みや物理・化学に関する実験などを実施し、生活環境に関する理解の促進につなげています。

2019年度は8月15日、16日の2日間実施し、環境創造局の「横浜の環境」体験 DAY のプログラムには570人（来場者アンケート等による推計）の来場がありました。

また、環境科学研究所では8月15日に「夏休み子ども環境科学教室」として、雪の結晶やプラスチックごみの観察等を行いました。親子で60人の参加があり、楽しみながら環境についての問題意識を高めてもらいました。



環境保全部実施プログラム



夏休み子ども環境科学教室

表 3-4-2 2019年度子どもアドベンチャーにおける環境創造局環境保全部の実施プログラム

名称	内容
燃料電池自動車を知ろう！	<ul style="list-style-type: none"> ・水素で走る自動車って？模型を使ってしくみを知ろう！ ・ハマウイング特製かざぐるまを作って風の力を感じてみよう！
おもしろ化学実験	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なモノで化学物質の実験をしてみよう！ ・身近な水（液体）の性質について調べてみよう！
音の不思議を体験してみよう	<ul style="list-style-type: none"> ・モスキート音親子聞き比べや骨伝導の体験

第4章 資料編

4-1 大気環境の監視

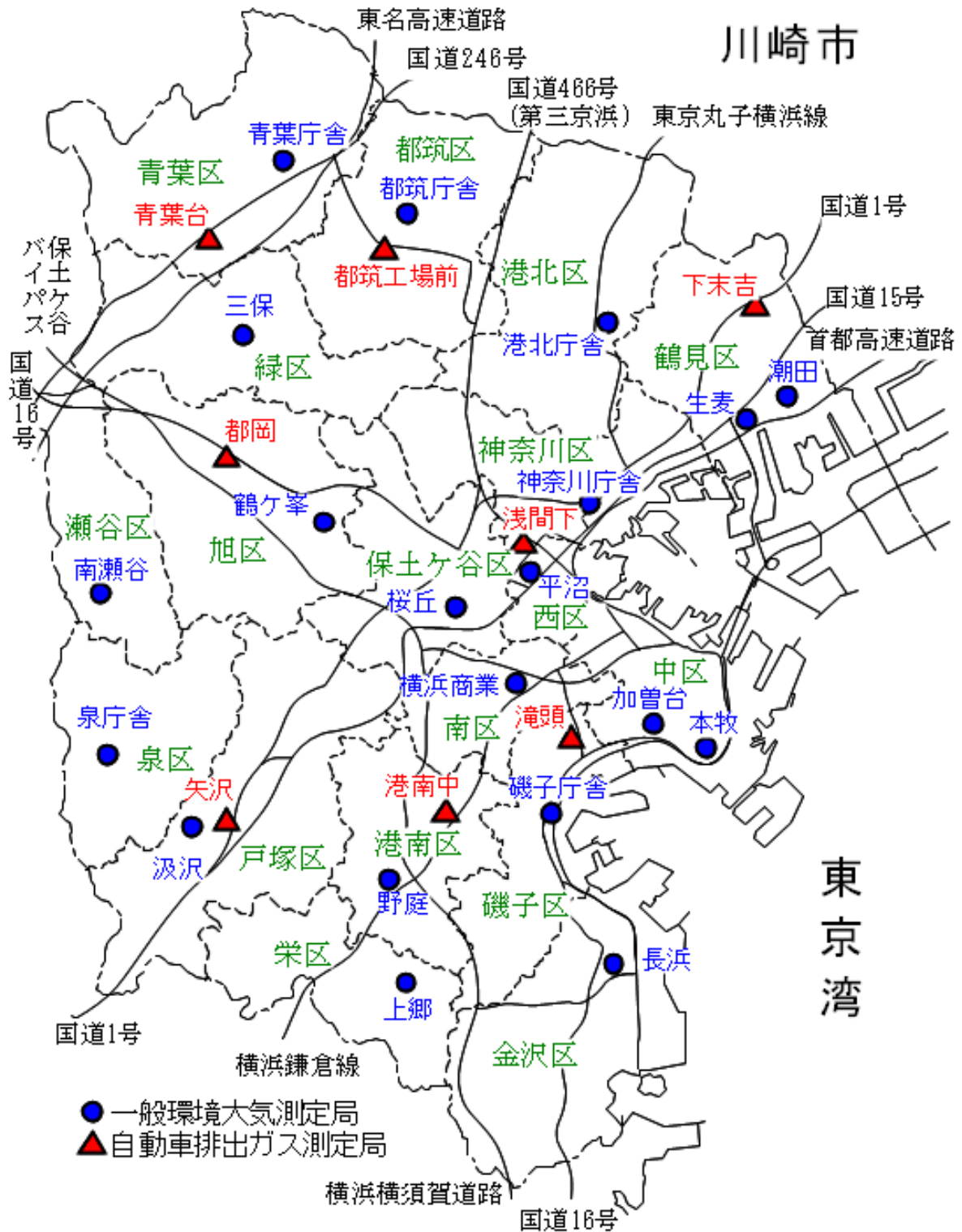
(1) 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

種別	地点番号	測定局名	測定項目							
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素 ^{※1}	有害大気汚染物質
一般環境大気測定局 (一般局)	1	鶴見区潮田交流プラザ	○	-	○	○	○	○	○	○
	2	神奈川区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	3	港北区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	4	中区加曾台	-	-	○	○	-	-	-	-
	5	磯子区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	6	保土ヶ谷区桜丘高校	○	-	○	○	○	○	-	-
	7	西区平沼小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	8	金沢区長浜	○	-	○	○	○	○	○	-
	9	鶴見区生麦小学校	-	-	○	○	○	-	○	-
	10	中区本牧	○	-	○	○	○	○	○	○
	11	戸塚区汲沢小学校	○	-	○	○	○	-	-	-
	12	港南区野庭中学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	13	旭区鶴ヶ峯小学校	○	-	○	○	○	○	○	-
	14	瀬谷区南瀬谷小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	15	南区横浜商業高校	○	-	○	○	○	○	-	-
	16	栄区上郷小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	17	緑区三保小学校	○	-	○	○	○	○	○	※2
	18	青葉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	19	都筑区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	20	泉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
自動車排出ガス測定局 (自排局)	21	鶴見区下末吉小学校	-	-	○	○	-	-	-	-
	22	西区浅間下交差点	-	○	○	○	-	○	○	-
	23	港南中学校	-	-	○	○	-	-	-	-
	24	戸塚区矢沢交差点	-	-	○	○	-	○	○	○
	25	旭区都岡小学校	-	○	○	○	-	-	○	-
	26	青葉台	-	○	○	○	-	○	-	-
	27	資源循環都筑工場前	-	-	○	○	-	-	-	-
	28	磯子区滝頭	-	-	○	○	-	-	○	※2

※1 炭化水素は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の区分で測定しています。

※2 有害大気汚染物質の測定は、一般局では、「鶴見区潮田交流プラザ」で毎年行うとともに、「中区本牧」と「緑区三保小学校」の2局で年度ごとに交互に測定しています。また、自排局では、「戸塚区矢沢交差点」と「磯子区滝頭」の2局で年度ごとに交互に測定しています。

(2) 大気汚染常時監視測定局の配置図



(3) 常時監視測定結果

ア 二酸化硫黄（一般局）

(7) 2019年度の測定結果

測定局	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	長期的評価に よる環境基準 の適否 ^{※1}
	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(適○ 否×)
鶴見区潮田交流プラザ	0.003	0	0	0.007	○
神奈川区総合庁舎	0.003	0	0	0.006	○
港北区総合庁舎	0.002	0	0	0.005	○
磯子区総合庁舎	0.003	0	0	0.008	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.002	0	0	0.004	○
西区平沼小学校	0.002	0	0	0.004	○
金沢区長浜	0.002	0	0	0.004	○
中区本牧	0.004	0	0	0.007	○
戸塚区汲沢小学校	0.002	0	0	0.004	○
港南区野庭中学校	0.002	0	0	0.004	○
旭区鶴ヶ峯小学校	0.002	0	0	0.003	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.002	0	0	0.003	○
南区横浜商業高校	0.002	0	0	0.005	○
栄区上郷小学校	0.002	0	0	0.004	○
緑区三保小学校	0.002	0	0	0.003	○
青葉区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
都筑区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
泉区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
一般局平均	0.002	—	—	0.004	—

※1 二酸化硫黄の環境基準は「日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
神奈川区総合庁舎	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
港北区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
磯子区総合庁舎	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
保土ヶ谷区桜丘高校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
西区平沼小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
金沢区長浜	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
中区本牧	0.004	0.002	0.004	0.004	0.004
戸塚区汲沢小学校	0.002	0.004	0.002	0.002	0.002
港南区野庭中学校	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
旭区鶴ヶ峯小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
瀬谷区南瀬谷小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
南区横浜商業高校	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002
栄区上郷小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
緑区三保小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
青葉区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
都筑区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
泉区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
一般局平均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

イ 一酸化炭素（自排局）

(ア) 2019年度の測定結果

測定局	年平均値	8時間値が 20ppmを 超えた回数	日平均値が 10ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	長期的評価に よる環境基準 の適否 ^{※1}
	(ppm)	(回)	(日)	(ppm)	(適○ 否×)
西区浅間下交差点	0.5	0	0	0.8	○
旭区都岡小学校	0.5	0	0	0.9	○
青葉台	0.4	0	0	0.6	○
自排局平均	0.5	—	—	0.8	—

※1 一酸化炭素の環境基準は「日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2015	2016	2017	2018	2019
西区浅間下交差点	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5
旭区都岡小学校	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
青葉台	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
自排局平均	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5

ウ 浮遊粒子状物質（一般局・自排局）

(ア) 2019年度の測定結果

測定局	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による 環境基準の 適否 ^{※1} (適○ 否×)
			(日)	(%)		
鶴見区潮田交流プラザ	0.017	0	0	0	0.043	○
神奈川区総合庁舎	0.018	0	0	0	0.045	○
港北区総合庁舎	0.018	0	0	0	0.043	○
中区加曽台	0.015	0	0	0	0.045	○
磯子区総合庁舎	0.016	0	0	0	0.047	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.015	0	0	0	0.043	○
西区平沼小学校	0.017	0	0	0	0.046	○
金沢区長浜	0.016	0	0	0	0.046	○
鶴見区生麦小学校	0.018	0	0	0	0.047	○
中区本牧	0.016	0	0	0	0.044	○
戸塚区汲沢小学校	0.016	0	0	0	0.050	○
港南区野庭中学校	0.016	0	0	0	0.046	○
旭区鶴ヶ峯小学校	0.017	0	0	0	0.046	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.018	0	0	0	0.048	○
南区横浜商業高校	0.017	0	0	0	0.050	○
栄区上郷小学校	0.015	0	0	0	0.045	○
緑区三保小学校	0.017	0	0	0	0.041	○
青葉区総合庁舎	0.016	0	0	0	0.038	○
都筑区総合庁舎	0.017	0	0	0	0.042	○
泉区総合庁舎	0.015	0	0	0	0.048	○
一般局平均	0.017	—	—	—	0.045	—
鶴見区下末吉小学校	0.016	0	0	0	0.050	○
西区浅間下交差点	0.016	1	0	0	0.047	○
港南中学校	0.017	1	0	0	0.048	○
戸塚区矢沢交差点	0.015	0	0	0	0.047	○
旭区都岡小学校	0.015	0	0	0	0.045	○
青葉台	0.016	0	0	0	0.043	○
資源循環都筑工場前	0.015	0	0	0	0.042	○
磯子区滝頭	0.017	0	0	0	0.052	○
自排局平均	0.016	—	—	—	0.047	—

※1 浮遊粒子状物質の環境基準は「日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m³以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (mg/m ³)				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	0.019	0.018	0.018	0.018	0.017
神奈川区総合庁舎	0.019	0.018	0.019	0.018	0.018
港北区総合庁舎	0.023	0.021	0.021	0.018	0.018
中区加曽台	0.023	0.020	0.020	0.018	0.015
磯子区総合庁舎	0.024	0.022	0.022	0.018	0.016
保土ヶ谷区桜丘高校	0.023	0.021	0.021	0.017	0.015
西区平沼小学校	0.026	0.025	0.023	0.019	0.017
金沢区長浜	0.023	0.021	0.019	0.018	0.016
鶴見区生麦小学校	0.023	0.020	0.020	0.019	0.018
中区本牧	0.024	0.021	0.017	0.018	0.016
戸塚区汲沢小学校	0.024	0.022	0.021	0.018	0.016
港南区野庭中学校	0.023	0.020	0.019	0.017	0.016
旭区鶴ヶ峯小学校	0.022	0.018	0.016	0.017	0.017
瀬谷区南瀬谷小学校	0.023	0.022	0.021	0.019	0.018
南区横浜商業高校	0.025	0.022	0.021	0.018	0.017
栄区上郷小学校	0.021	0.020	0.020	0.017	0.015
緑区三保小学校	0.021	0.019	0.019	0.018	0.017
青葉区総合庁舎	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016
都筑区総合庁舎	0.019	0.017	0.017	0.017	0.017
泉区総合庁舎	0.021	0.019	0.018	0.018	0.015
一般局平均	0.022	0.020	0.020	0.018	0.017
鶴見区下末吉小学校	0.023	0.022	0.022	0.018	0.016
西区浅間下交差点	0.025	0.022	0.021	0.019	0.016
港南中学校	0.024	0.021	0.020	0.019	0.017
戸塚区矢沢交差点	0.023	0.022	0.020	0.018	0.015
旭区都岡小学校	0.025	0.022	0.020	0.017	0.015
青葉台	0.024	0.022	0.021	0.018	0.016
資源循環都筑工場前	0.022	0.020	0.020	0.016	0.015
磯子区滝頭	0.024	0.021	0.021	0.019	0.017
自排局平均	0.024	0.022	0.021	0.018	0.016

エ 二酸化窒素（一般局・自排局）

(ア) 2019年度の測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値の 年間98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	98%値評価 による 環境基準 の適否 ^{※1}	横浜市の 環境目標値 の適否 ^{※2}
		(日)	(%)		(日)	(適○ 否×)	(適○ 否×)
鶴見区潮田交流プラザ	0.018	0	0	0.039	0	○	○
神奈川区総合庁舎	0.017	0	0	0.037	0	○	○
港北区総合庁舎	0.015	0	0	0.035	0	○	○
中区加曽台	0.017	0	0	0.037	0	○	○
磯子区総合庁舎	0.017	0	0	0.036	0	○	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.014	0	0	0.032	0	○	○
西区平沼小学校	0.017	0	0	0.038	0	○	○
金沢区長浜	0.013	0	0	0.031	0	○	○
鶴見区生麦小学校	0.017	0	0	0.037	0	○	○
中区本牧	0.017	0	0	0.037	0	○	○
戸塚区汲沢小学校	0.012	0	0	0.029	0	○	○
港南区野庭中学校	0.013	0	0	0.031	0	○	○
旭区鶴ヶ峯小学校	0.013	0	0	0.030	0	○	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.013	0	0	0.028	0	○	○
南区横浜商業高校	0.015	0	0	0.033	0	○	○
栄区上郷小学校	0.012	0	0	0.029	0	○	○
緑区三保小学校	0.012	0	0	0.027	0	○	○
青葉区総合庁舎	0.014	0	0	0.029	0	○	○
都筑区総合庁舎	0.013	0	0	0.031	0	○	○
泉区総合庁舎	0.013	0	0	0.027	0	○	○
一般局平均	0.015	—	—	0.033	—	—	—
鶴見区下末吉小学校	0.020	0	0	0.040	0	○	○
西区浅間下交差点	0.023	0	0	0.042	0	○	×
港南中学校	0.018	0	0	0.035	0	○	○
戸塚区矢沢交差点	0.018	0	0	0.034	0	○	○
旭区都岡小学校	0.017	0	0	0.031	0	○	○
青葉台	0.018	0	0	0.034	0	○	○
資源循環都筑工場前	0.015	0	0	0.032	0	○	○
磯子区滝頭	0.019	0	0	0.038	0	○	○
自排局平均	0.019	—	—	0.036	—	—	—

※1 二酸化窒素の環境基準は「日平均値が0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること」であり、年間98%値を環境基準と比較して評価します。

※2 横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としています。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	0.021	0.020	0.020	0.018	0.018
神奈川区総合庁舎	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017
港北区総合庁舎	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015
中区加曽台	0.018	0.018	0.018	0.017	0.017
磯子区総合庁舎	0.017	0.018	0.018	0.017	0.017
保土ヶ谷区桜丘高校	0.016	0.016	0.016	0.014	0.014
西区平沼小学校	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017
金沢区長浜	0.013	0.014	0.013	0.014	0.013
鶴見区生麦小学校	0.018	0.016	0.019	0.018	0.017
中区本牧	0.017	0.017	0.017	0.017	0.017
戸塚区汲沢小学校	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012
港南区野庭中学校	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013
旭区鶴ヶ峯小学校	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013
瀬谷区南瀬谷小学校	0.015	0.013	0.013	0.013	0.013
南区横浜商業高校	0.017	0.017	0.017	0.016	0.015
栄区上郷小学校	0.013	0.014	0.013	0.012	0.012
緑区三保小学校	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012
青葉区総合庁舎	0.017	0.015	0.015	0.015	0.014
都筑区総合庁舎	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013
泉区総合庁舎	0.018	0.015	0.014	0.014	0.013
一般局平均	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015
鶴見区下末吉小学校	0.021	0.021	0.021	0.019	0.020
西区浅間下交差点	0.025	0.026	0.024	0.024	0.023
港南中学校	0.019	0.019	0.020	0.018	0.018
戸塚区矢沢交差点	0.019	0.021	0.020	0.019	0.018
旭区都岡小学校	0.020	0.020	0.019	0.017	0.017
青葉台	0.021	0.021	0.021	0.018	0.018
資源循環都筑工場前	0.016	0.015	0.016	0.015	0.015
磯子区滝頭	0.023	0.021	0.020	0.018	0.019
自排局平均	0.021	0.021	0.020	0.019	0.019

オ 光化学オキシダント（一般局）

(ア) 2019年度の測定結果※¹

測定局	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	環境基準の 適否※ ²
	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(適○ 否×)
鶴見区潮田交流プラザ	0.027	37	167	1	2	0.137	×
神奈川区総合庁舎	0.028	49	227	1	1	0.121	×
港北区総合庁舎	0.030	58	272	3	5	0.145	×
磯子区総合庁舎	0.028	38	158	0	0	0.111	×
保土ヶ谷区桜丘高校	0.028	49	215	2	2	0.131	×
西区平沼小学校	0.028	54	239	3	3	0.134	×
金沢区長浜	0.028	39	161	1	1	0.126	×
鶴見区生麦小学校	0.029	46	199	2	3	0.129	×
中区本牧	0.028	48	198	0	0	0.109	×
戸塚区汲沢小学校	0.034	75	410	0	0	0.118	×
港南区野庭中学校	0.029	51	234	0	0	0.115	×
旭区鶴ヶ峯小学校	0.032	59	329	0	0	0.106	×
瀬谷区南瀬谷小学校	0.031	57	273	0	0	0.106	×
南区横浜商業高校	0.029	59	267	2	2	0.139	×
栄区上郷小学校	0.032	59	278	1	1	0.123	×
緑区三保小学校	0.030	63	322	0	0	0.104	×
青葉区総合庁舎	0.031	73	368	1	1	0.121	×
都筑区総合庁舎	0.033	75	393	1	2	0.134	×
泉区総合庁舎	0.031	59	301	0	0	0.113	×
一般局平均	0.030	—	—	—	—	—	—

※¹ 光化学オキシダントの測定において、「昼間」とは、5時00分から20時00分までの時間帯をいいます。

※² 光化学オキシダントの環境基準は「1時間値が0.06 ppm以下であること」であり、昼間の全ての1時間値によって評価します。

(イ) 昼間の日最高1時間値の年平均値の経年推移

測定局	年度別の「昼間の日最高1時間値の年平均値」(ppm)				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	0.042	0.040	0.043	0.042	0.040
神奈川区総合庁舎	0.044	0.042	0.046	0.043	0.042
港北区総合庁舎	0.045	0.044	0.047	0.045	0.043
磯子区総合庁舎	0.044	0.039	0.043	0.043	0.041
保土ヶ谷区桜丘高校	0.047	0.043	0.046	0.044	0.042
西区平沼小学校	0.045	0.044	0.046	0.043	0.042
金沢区長浜	0.046	0.041	0.045	0.042	0.041
鶴見区生麦小学校	0.043	0.042	0.043	0.043	0.043
中区本牧	0.045	0.041	0.044	0.042	0.041
戸塚区汲沢小学校	0.050	0.046	0.050	0.048	0.047
港南区野庭中学校	0.048	0.046	0.048	0.046	0.042
旭区鶴ヶ峯小学校	0.048	0.047	0.048	0.048	0.045
瀬谷区南瀬谷小学校	0.047	0.045	0.046	0.044	0.044
南区横浜商業高校	0.048	0.042	0.048	0.046	0.043
栄区上郷小学校	0.050	0.048	0.049	0.047	0.045
緑区三保小学校	0.049	0.048	0.048	0.047	0.045
青葉区総合庁舎	0.049	0.046	0.047	0.047	0.046
都筑区総合庁舎	0.049	0.046	0.049	0.049	0.048
泉区総合庁舎	0.049	0.045	0.049	0.046	0.044
一般局平均	0.047	0.044	0.047	0.045	0.043

カ 微小粒子状物質（一般局・自排局）

(ア) 2019年度の測定結果

測定局	日平均値の 年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		環境基準の 適否 ^{※1}
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	(適○ 否×)
鶴見区潮田交流プラザ	12.3	27.3	2	0.6	○
神奈川区総合庁舎	10.7	23.6	0	0.0	○
港北区総合庁舎	10.8	24.1	0	0.0	○
磯子区総合庁舎	9.6	26.2	0	0.0	○
保土ヶ谷区桜丘高校	9.2	21.5	0	0.0	○
西区平沼小学校	10.1	23.8	0	0.0	○
金沢区長浜	8.4	20.8	0	0.0	○
中区本牧	8.7	21.3	0	0.0	○
港南区野庭中学校	7.4	20.1	0	0.0	○
旭区鶴ヶ峯小学校	7.8	19.3	0	0.0	○
瀬谷区南瀬谷小学校	10.9	23.3	1	0.3	○
南区横浜商業高校	8.9	21.0	0	0.0	○
栄区上郷小学校	7.7	20.5	0	0.0	○
緑区三保小学校	7.8	19.3	0	0.0	○
青葉区総合庁舎	10.0	22.5	0	0.0	○
都筑区総合庁舎	7.5	18.5	0	0.0	○
泉区総合庁舎	10.9	26.7	2	0.6	○
一般局平均	9.3	22.3	—	—	—
西区浅間下交差点	11.8	26.7	1	0.3	○
戸塚区矢沢交差点	11.2	24.9	0	0.0	○
青葉台	12.8	27.9	2	0.6	○
自排局平均	11.9	26.5	—	—	—

※1 微小粒子状物質の環境基準は「年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」であり、年平均値と年間98%値をそれぞれ環境基準と比較して評価します。

(イ) 日平均値の年平均値の経年推移

測定局	年度別の「日平均値の年平均値」($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	16.4	14.7	13.1	13.9	12.3
神奈川区総合庁舎	14.1	12.9	12.5	12.4	10.7
港北区総合庁舎	13.4	12.2	12.0	12.4	10.8
磯子区総合庁舎	14.0	12.2	11.5	11.7	9.6
保土ヶ谷区桜丘高校	13.2	12.0	11.4	11.6	9.2
西区平沼小学校	13.6	12.4	11.8	12.0	10.1
金沢区長浜	14.1	10.6	9.9	9.7	8.4
中区本牧	14.1	12.6	10.6	10.3	8.7
港南区野庭中学校	12.0	10.0	8.8	9.0	7.4
旭区鶴ヶ峯小学校	12.2	10.3	8.9	9.0	7.8
瀬谷区南瀬谷小学校	13.8	11.8	12.1	12.6	10.9
南区横浜商業高校	13.4	11.6	9.8	9.9	8.9
栄区上郷小学校	12.9	10.5	8.8	9.4	7.7
緑区三保小学校	12.8	10.6	9.1	9.5	7.8
青葉区総合庁舎	12.7	11.7	11.4	11.7	10.0
都筑区総合庁舎	12.5	10.2	8.9	9.1	7.5
泉区総合庁舎	16.4	13.9	13.1	13.7	10.9
一般局平均	13.5	11.8	10.8	11.1	9.3
西区浅間下交差点	15.2	14.0	13.1	13.3	11.8
戸塚区矢沢交差点	14.3	13.3	12.4	12.7	11.2
青葉台	17.5	14.9	14.8	14.3	12.8
自排局平均	15.7	14.1	13.4	13.4	11.9

キ 非メタン炭化水素（一般局・自排局）

(ア) 2019年度の測定結果

測定局	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(日)	(%)	(日)	(%)
鶴見区潮田交流プラザ	0.14	0.14	366	69	18.9	15	4.1
金沢区長浜	0.11	0.12	364	35	9.6	5	1.4
鶴見区生麦小学校	0.13	0.13	366	57	15.6	16	4.4
中区本牧	0.15	0.15	366	70	19.1	20	5.5
旭区鶴ヶ峯小学校	0.14	0.14	366	53	14.5	18	4.9
緑区三保小学校	0.11	0.12	358	35	9.8	6	1.7
西区浅間下交差点	0.17	0.18	366	128	35.0	35	9.6
戸塚区矢沢交差点	0.12	0.13	366	44	12.0	15	4.1
旭区都岡小学校	0.17	0.19	366	123	33.6	48	13.1
磯子区滝頭	0.17	0.17	366	88	24.0	29	7.9

※1 非メタン炭化水素に環境基準は設定されていません。指針値として、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲と設定されています。詳しくは「4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要(1)-オ」を参照してください。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppmC)				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	0.18	0.17	0.20	0.14	0.14
金沢区長浜	0.12	0.11	0.11	0.10	0.11
鶴見区生麦小学校	0.15	0.13	0.18	0.13	0.13
中区本牧	0.17	0.15	0.17	0.16	0.15
旭区鶴ヶ峯小学校	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14
緑区三保小学校	0.15	0.13	0.15	0.11	0.11
西区浅間下交差点	0.21	0.23	0.19	0.17	0.17
戸塚区矢沢交差点	0.17	0.14	0.14	0.12	0.12
旭区都岡小学校	0.18	0.17	0.18	0.16	0.17
磯子区滝頭	0.19	0.18	0.18	0.16	0.17

ク メタン及び全炭化水素（一般局・自排局）

(ア) 2019年度の測定結果

測定局	メタン			全炭化水素		
	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数
	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)
鶴見区潮田交流プラザ	1.99	2.00	366	2.13	2.15	366
金沢区長浜	1.96	1.97	364	2.06	2.07	364
鶴見区生麦小学校	2.01	2.02	366	2.15	2.16	366
中区本牧	1.98	1.99	366	2.13	2.15	366
旭区鶴ヶ峯小学校	1.97	1.98	366	2.11	2.12	366
緑区三保小学校	1.97	1.98	358	2.09	2.10	358
西区浅間下交差点	2.00	2.01	366	2.17	2.19	366
戸塚区矢沢交差点	1.96	1.98	366	2.08	2.11	366
旭区都岡小学校	1.96	1.98	366	2.13	2.17	366
磯子区滝頭	1.98	1.99	366	2.15	2.16	366

※1 メタン及び全炭化水素に環境基準は設定されていません。

(イ) 年平均値の経年推移（メタン）

測定局	年度別の年平均値 (ppmC)				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	1.97	1.98	1.98	1.97	1.99
金沢区長浜	1.91	1.92	1.93	1.96	1.96
鶴見区生麦小学校	1.93	1.93	1.96	1.98	2.01
中区本牧	1.91	1.91	1.94	1.94	1.98
旭区鶴ヶ峯小学校	1.92	1.93	1.93	1.96	1.97
緑区三保小学校	1.93	1.95	1.93	1.97	1.97
西区浅間下交差点	1.92	1.96	1.96	1.98	2.00
戸塚区矢沢交差点	1.94	1.95	1.97	1.97	1.96
旭区都岡小学校	1.92	1.95	1.96	1.96	1.96
磯子区滝頭	1.93	1.93	1.94	1.98	1.98

(ウ) 年平均値の経年推移（全炭化水素）

測定局	年度別の年平均値（ppmC）				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見区潮田交流プラザ	2.15	2.15	2.18	2.11	2.13
金沢区長浜	2.03	2.03	2.04	2.06	2.06
鶴見区生麦小学校	2.07	2.06	2.13	2.11	2.15
中区本牧	2.07	2.06	2.10	2.10	2.13
旭区鶴ヶ峯小学校	2.05	2.06	2.08	2.09	2.11
緑区三保小学校	2.08	2.08	2.08	2.08	2.09
西区浅間下交差点	2.13	2.19	2.15	2.15	2.17
戸塚区矢沢交差点	2.12	2.08	2.11	2.09	2.08
旭区都岡小学校	2.10	2.12	2.14	2.12	2.13
磯子区滝頭	2.12	2.11	2.12	2.14	2.15

(4) 有害大気汚染物質の測定結果

ア 環境基準が設定されている4物質

物質名	単位	環境基準	測定局名（測定局の属性）と2019年度測定結果（年平均値）		
			鶴見区潮田交流プラザ （固定発生源）	中区本牧 ^{※1} （固定発生源）	戸塚区矢沢交差点 ^{※1} （沿道）
ベンゼン	μg/m ³	3以下	0.94	0.92	0.81
トリクロロエチレン	μg/m ³	130以下	0.56	0.30	0.24
テトラクロロエチレン	μg/m ³	200以下	0.16	0.090	0.087
ジクロロメタン	μg/m ³	150以下	1.5	0.87	1.1

※1 「中区本牧」と「戸塚区矢沢交差点」の測定局は、それぞれ「緑区三保小学校」と「磯子区滝頭」の測定局と年度ごとに交互に測定を行っています。

イ 指針値が設定されている9物質

物質名	単位	指針値	測定局名（測定局の属性）と2019年度測定結果（年平均値）		
			鶴見区潮田交流プラザ （固定発生源）	中区本牧 ^{※1} （固定発生源）	戸塚区矢沢交差点 ^{※1} （沿道）
アクリロニトリル	μg/m ³	2以下	0.18	0.39	0.074
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	10以下	0.045	0.056	0.031
クロロホルム	μg/m ³	18以下	0.20	0.19	0.17
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	1.6以下	0.14	0.14	0.18
水銀及びその化合物	ng/m ³	40以下	1.5	1.5	1.8
ニッケル化合物	ng/m ³	25以下	7.7	4.7	3.0
1,3-ブタジエン	μg/m ³	2.5以下	0.13	0.082	0.086
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	6以下	1.0	0.72	0.67
マンガン及びその化合物	ng/m ³	140以下	34	21	19

※1 「中区本牧」と「戸塚区矢沢交差点」の測定局は、それぞれ「緑区三保小学校」と「磯子区滝頭」の測定局と年度ごとに交互に測定を行っています。

ウ その他 10 物質

物質名※ ¹	単位	測定局名（測定局の属性）と 2019 年度測定結果（年平均値）		
		鶴見区潮田交流プラザ （固定発生源）	中区本牧※ ² （固定発生源）	戸塚区矢沢交差点※ ² （沿道）
アセトアルデヒド※ ³	μg/m ³	2.4	2.2	1.7
クロム及びその化合物	ng/m ³	9.1	4.2	4.6
酸化エチレン	μg/m ³	0.12	0.063	0.059
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.014	0.010	0.010
ベンゾ（a）ピレン	ng/m ³	0.32	0.18	0.13
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.6	2.5	2.2
四塩化炭素	μg/m ³	0.42	0.41	0.42
1,2-ジクロロプロパン	μg/m ³	0.038	0.042	0.035
トルエン	μg/m ³	7.1	5.1	6.4
塩化メチル※ ³	μg/m ³	1.5	1.5	1.4

- ※¹ アセトアルデヒド及び塩化メチルを除き、「その他 10 物質」には環境基準や指針値は設定されていません。
- ※² 「中区本牧」と「戸塚区矢沢交差点」の測定局は、それぞれ「緑区三保小学校」と「磯子区滝頭」の測定局と年度ごとに交互に測定を行っています。
- ※³ アセトアルデヒド及び塩化メチルは、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第 12 次答申）」（中央環境審議会 2020 年 8 月 20 日）を受け、同日に指針値が設定されましたが、2019 年度測定結果は指針値設定前のため評価していません。なお、それぞれの指針値は、アセトアルデヒド（年平均値 120 μg/m³ 以下）、塩化メチル（年平均値 94 μg/m³ 以下）です。

(5) ダイオキシン類の測定結果

番号	測定地点※ ¹	2019 年度の測定結果（pg-TEQ/m ³ ）※ ²				
		2019.5.16 ～ 5.23	2019.8.22 ～ 8.29	2019.11.7 ～ 11.14 ※ ³	2020.1.23 ～ 1.30	年平均値※ ⁴
1	神奈川区総合庁舎	0.0089	0.013	0.022	0.018	0.015
2	南区横浜商業高校	0.0083	0.0089	0.019	0.015	0.013
3	港南区野庭中学校	0.0079	0.0077	0.012	0.014	0.010
4	旭区鶴ヶ峰小学校	0.0079	0.0084	0.016	0.010	0.011
5	金沢区長浜	0.0078	0.0073	0.014	0.015	0.011
6	都筑区総合庁舎	0.0092	0.013	0.017	0.015	0.014
平均		0.0083	0.0097	0.017	0.015	—

- ※¹ 3 年間で市内 18 区を測定する計画で、2019 年度は神奈川区、南区、港南区、旭区、金沢区、都筑区です。
- ※² 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。
- ※³ 神奈川区総合庁舎は 2019 年 12 月 12 日～12 月 19 日に採取しました。
- ※⁴ ダイオキシン類（大気）の環境基準は「0.6 pg-TEQ/m³ 以下」であり、年平均値で評価します。

(6) アスベスト濃度の測定結果

番号	測定地点※ ¹	2019年度の測定結果(本/L) ※ ²				最大濃度
		春	夏	秋	冬	
		2019.5.16~17	2019.8.22~23	2019.11.13~14	2020.1.23~24	
1	神奈川区総合庁舎	0.04 未満	0.04 未満	0.10	0.05	0.10
2	南区横浜商業高校	0.05	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.05
3	港南区野庭中学校	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
4	旭区鶴ヶ峰小学校	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
5	金沢区長浜	0.14	0.05	0.04 未満	0.04 未満	0.14
6	都筑区総合庁舎	0.10	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.10

※¹ 3年間で市内18区を測定する計画で、2019年度は神奈川区、南区、港南区、旭区、金沢区、都筑区です。

※² 大気中のアスベスト濃度に環境基準は設定されていません。世界保健機関(WHO)の「環境保健クライテリア」において、健康リスクが検出できないほど低いとされている濃度を参考にして、1本/Lを目安値として評価しています。

(7) 光化学スモッグ注意報の発令状況

番号	2019年度発令日	措置種類	発令時刻	光化学オキシダント濃度の市内最高値			市内届出被害者数(人)	神奈川県内の他地域の発令状況
				最高値(ppm)	測定局	時刻		
1	5/26(日)	注意報	11:20~14:20	0.145	港北区総合庁舎	13時	0	川崎、横須賀
2	8/1(木)	注意報	14:20~16:20	0.129	西区平沼小学校	14時	0	川崎
3	9/10(火)	注意報	14:20~16:20	0.134	都筑区総合庁舎	15時	0	川崎

(8) 空間放射線量(ガンマ線)の測定結果

項目		2019年										2020年			年間
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
測定時間	時	720	744	720	744	744	720	744	720	744	744	696	738	8,778	
最高値と その時間数	nGy/時 時	50 1	46 1	53 1	45 1	42 3	43 2	63 1	51 2	45 2	48 2	42 2	45 5	63 1	
最低値	nGy/時	29	29	29	29	30	29	29	29	29	29	29	28	28	
平均値	nGy/時	30	30	31	30	31	30	31	31	30	31	30	30	30	
標準偏差	nGy/時	2.6	2.1	2.8	1.8	1.4	1.2	3.3	3.1	2.1	2.7	1.4	2.9	2.4	

※¹ 測定地点は保土ヶ谷区仏向西の市有地で、地上1mの空間放射線量を測定しています。

※² 測定単位は吸収線量率として nGy/時を用いています。吸収線量は、放射線が物質中を通過するときに、その物質に吸収される放射線エネルギー量であり、グレイ(gray、記号 Gy)が単位として用いられています。

1 nGy(ナノグレイ) = 10億分の1 Gy(グレイ)

1 Gy = 物質1 kg中に1ジュールのエネルギーが吸収されたときのエネルギー量

※³ 空間放射線量(ガンマ線)に環境基準は設定されていません。

(9) 酸性雨調査の結果

2019年度の捕集期間	水素イオン濃度指数 (pH)	電気伝導率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	降水量 (mm)
4/4 ~ 5/7	4.87	18.8	112.5
5/7 ~ 6/3	5.19	23.9	134.0
6/3 ~ 7/1	5.06	10.3	213.9
7/1 ~ 7/29	4.90	12.1	147.0
7/29 ~ 9/9	5.29	19.8	172.0
9/9 ~ 10/7	5.67	13.7	65.7
10/7 ~ 11/5	5.32	54.9	356.9
11/5 ~ 12/2	5.36	9.68	96.6
12/2 ~ 1/14	5.17	9.14	169.8
1/14 ~ 2/10	5.15	7.09	93.3
2/10 ~ 3/9	5.31	18.43	56.6
3/9 ~ 3/30	5.67	8.65	107.0

※1 環境科学研究所(神奈川区)において、1箇月程度の降水を捕集し、pH及び電気伝導率を測定しています。

※2 一般に「pH5.6以下の雨」を酸性雨と呼んでいます。

※3 電気伝導率は、電流の流れやすさを示す指標で、降水の汚染度の目安となるものです。

4-2 水環境の監視

(1) 公共用水域の水質測定項目

測定項目		項目数	主な項目
環境基準が設定されている項目	健康項目	27	カドミウム、全シアン、鉛など
	生活環境項目	12	pH、BOD、CODなど
水質汚濁防止法や生活環境保全条例の排水規制の対象項目		7	フェノール類、銅、溶解性鉄など
環境基準の達成状況を判断する上で必要な項目		8	アンモニア性窒素など
採水時に現場にて観測する項目		13	天候、水深、水温など

※ 測定は年12回（月1回）としていますが、項目によっては測定地点数や頻度が異なるものがあります。

(2) 公共用水域の水質測定地点

ア 河川

水域名	支川名	測定地点名	生活環境項目 ア ^{※1}		生活環境項目 イ ^{※2}	
			環境基準点 ^{※3}	類型	環境基準点 ^{※3}	類型
鶴見川		千代橋		D		生物 B
		亀の子橋 ^{※4}	○	D		
		大綱橋 ^{※4}		C		
		末吉橋 ^{※4}		C		
		臨港鶴見川橋 ^{※4}	○	C	○	
	恩田川	都橋		D		
	大熊川	大竹橋 ^{※4}		D		
	鳥山川	又口橋 ^{※4}		D		
	早淵川	峰大橋 ^{※4}		C		
	矢上川	矢上川橋 ^{※4}		C		
入江川		入江橋	○	B	○	
帷子川		水道橋	○	B	○	
大岡川		清水橋	○	B	○	
宮川		瀬戸橋	○	B	○	
侍従川		平瀉橋	○	B	○	
境川		鶴間橋 ^{※5}		D		
		新道大橋 ^{※5}		D		
		高鎌橋		D		
	柏尾川	吉倉橋		C		
		鷹匠橋		C		
	いたち川	いたち川橋		C		

※1 水素イオン濃度指数（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の5項目です。

※2 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の3項目です。

※3 「○」は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）を示します。

※4 国土交通省が測定を実施した地点です。

※5 大和市が測定を実施した地点です。

イ 海域

測定地点名	生活環境項目 ア ^{※1}		
	環境基準点 ^{※4}	水域名	類型
鶴見川河口先	○	東京湾（6）	C
横浜港内	○		C
磯子沖	○	東京湾（7）	C
平潟湾内	○	東京湾（10）	B
本牧沖	○	東京湾（12）	B
富岡沖	○		B
平潟湾沖			B

測定地点名	生活環境項目 イ ^{※2}			生活環境項目 ウ ^{※3}		
	環境基準点 ^{※4}	水域名	類型	環境基準点 ^{※4}	水域名	類型
鶴見川河口先		東京湾（口）	IV		東京湾 （全域）	海 域 生 物 A
横浜港内			IV			
磯子沖			IV			
平潟湾内		東京湾（二）	III			
本牧沖	○	東京湾（口）	IV	○		
富岡沖	○		IV	○		
平潟湾沖		東京湾（二）	III			

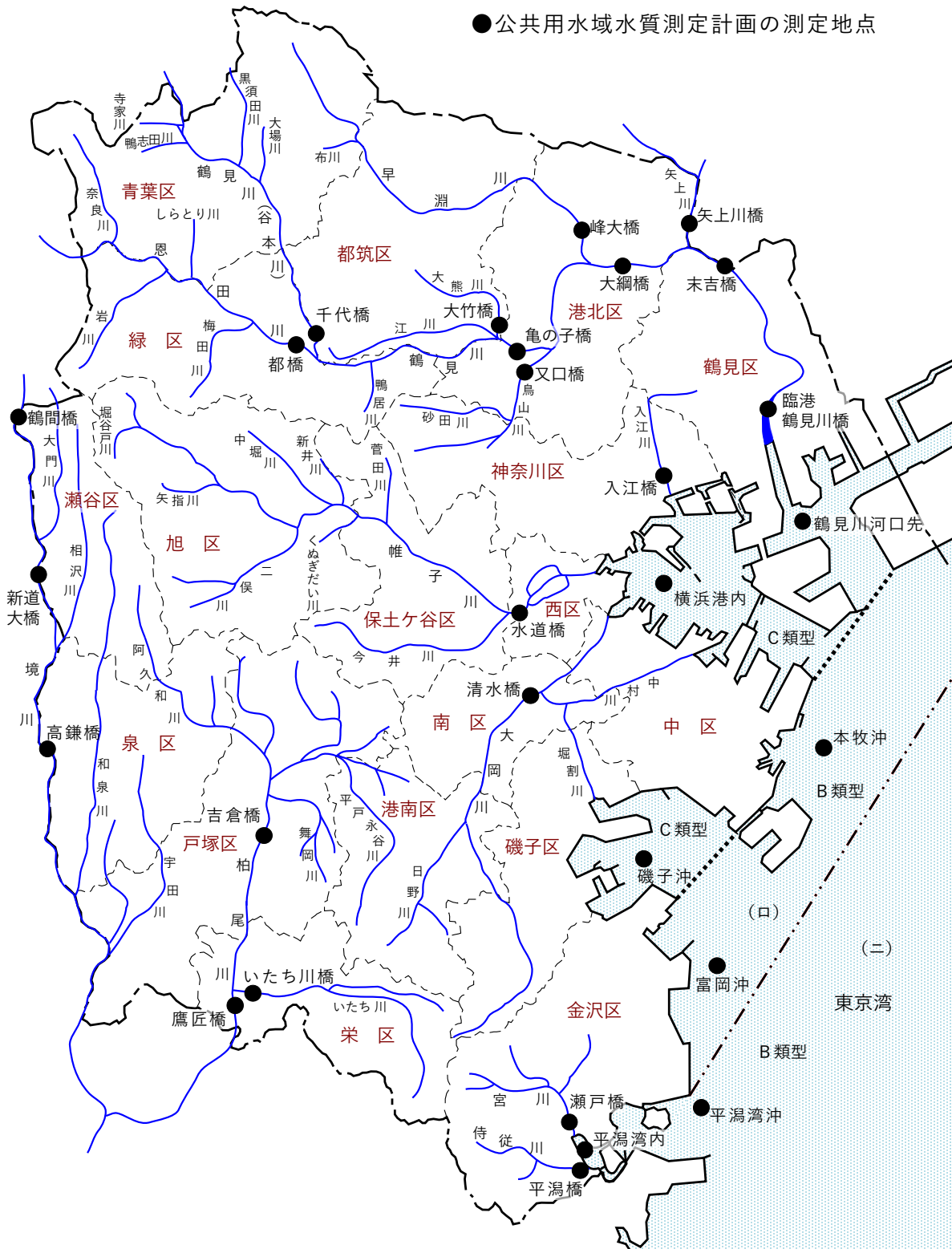
※1 水素イオン濃度指数（pH）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）の5項目です。

※2 全窒素、全りん の2項目です。

※3 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の3項目です。

※4 「○」は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）を示します。

(3) 公共用水域の水質測定地点の位置図



注1) は、COD等に係る水域名を示す。B類型・C類型
 注2) - - - - は、全窒素・全りんに係る水域名を示す。(口)・(二)

※ この図には、国土交通省又は大和市が測定を実施した地点が含まれています。測定地点の詳細は「4-2 水環境の監視(2)-ア」を参照してください。

(4) 公共用水域の水質測定結果

ア 健康項目の環境基準適合状況

測定項目	2019年度の調査結果 ^{※1}					
	測定地点数		環境基準 適合地点数 ^{※2}		適合率	
	河川	海域	河川	海域	河川	海域
カドミウム	16	7	16	7	100%	100%
全シアン	16	7	16	7	100%	100%
鉛	16	7	16	7	100%	100%
六価クロム	16	7	16	7	100%	100%
ヒ素	16	7	16	7	100%	100%
総水銀	16	7	16	7	100%	100%
アルキル水銀 ^{※3}	0	0	—	—	—	—
PCB	9	7	9	7	100%	100%
ジクロロメタン	16	7	16	7	100%	100%
四塩化炭素	16	7	16	7	100%	100%
1,2-ジクロロエタン	16	7	16	7	100%	100%
1,1-ジクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
シス-1,2-ジクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
1,1,1-トリクロロエタン	16	7	16	7	100%	100%
1,1,2-トリクロロエタン	16	7	16	7	100%	100%
トリクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
テトラクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
1,3-ジクロロプロペン	16	7	16	7	100%	100%
チウラム	16	7	16	7	100%	100%
シマジン	16	7	16	7	100%	100%
チオベンカルブ	16	7	16	7	100%	100%
ベンゼン	16	7	16	7	100%	100%
セレン	16	7	16	7	100%	100%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	7	21	7	100%	100%
ふっ素 ^{※4}	9	—	9	—	100%	—
ほう素 ^{※4}	9	—	9	—	100%	—
1,4-ジオキサン	16	7	16	7	100%	100%

※1 河川の調査結果には、国土交通省又は大和市が測定を実施した地点の結果が含まれています。測定地点の詳細は「4-2 水環境の監視 (2)-ア」を参照してください。

※2 健康項目に関する環境基準は「4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要 (2)-ア-(ア)」を参照してください。

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ分析しています。

※4 海域には、ふっ素及びほう素の基準値は適用しないため、分析していません。

イ 生活環境項目の環境基準適合状況

水域	測定項目	2019年度の調査結果※1,※2				
		測定地点数	測定頻度※3	調査検体数※4 (合計)	環境基準適合状況※5	
					適合検体数	適合率※6
河川	水素イオン濃度指数 (pH) ※1	21	12又は24	443	438	99%
	生物化学的酸素要求量 (BOD) ※1	21	12又は24	443	427	96%
	溶存酸素量 (DO) ※1	21	12又は24	443	426	96%
	浮遊物質 (SS) ※1	21	12又は24	443	443	100%
	大腸菌群数※2,※7	5	12	60	52	87%
	全亜鉛※2	11	12	132	127	96%
	ノニルフェノール※2	5	2	10	10	100%
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) ※2	5	2	10	10	100%
海域	水素イオン濃度指数 (pH)	7	12	84	80	95%
	化学的酸素要求量 (COD)	7	12	84	73	87%
	溶存酸素量 (DO)	7	12	84	83	99%
	n-ヘキサン抽出物質	7	12	84	84	100%
	全窒素	7	12	84	61	73%
	全りん	7	12	84	58	69%
	全亜鉛	2	12	24	24	100%
	ノニルフェノール	2	2	4	4	100%
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	2	2	4	4	100%

- ※1 河川の調査結果のうち、「水素イオン濃度指数 (pH)」、「生物化学的酸素要求量 (BOD)」、「溶存酸素量 (DO)」及び「浮遊物質 (SS)」の結果には、国土交通省又は大和市が測定した地点の結果が含まれています。測定地点の詳細は「4-2 水環境の監視 (2)-ア」を参照してください。
- ※2 河川の調査結果のうち、「大腸菌群数」、「全亜鉛」、「ノニルフェノール」並びに「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)」の結果は、横浜市が測定した地点の結果のみを記載しています。
- ※3 測定頻度が「12」とあるのは、毎月測定することを示します。同様に「2」とあるのは、半年ごとに1回測定することを示します。なお、河川の「水素イオン濃度指数 (pH)」、「生物化学的酸素要求量 (BOD)」、「溶存酸素量 (DO)」及び「浮遊物質 (SS)」の「24」とあるのは、1日に2回測定することを示します。
- ※4 測定地点によっては欠測があるため、「測定地点数」に「測定頻度」を乗じた値と「調査検体数 (合計)」の値は一致しないことがあります。
- ※5 生活環境項目に関する環境基準は「4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要 (2)-ア-(イ)~(ウ)」を参照してください。
- ※6 環境基準適合率が99%を超え100%未満の場合は、99%と記載しています。
- ※7 河川の大腸菌群数の検体数は、環境基準が適用されるB類型のみ記載しています。

ウ BOD（河川）75%水質値

水域名	類型※1	河川名	測定地点名	年度別の75%水質値 (mg/L) ※2				
				2015	2016	2017	2018	2019
鶴見川	D	鶴見川	千代橋	3.5	5.9	4.6	3.6	3.5
	D		亀の子橋※3	2.7	3.6	4.0	4.5	3.5
	C*		大綱橋※3	3.2	3.1	3.7	4.4	3.9
	C*		末吉橋※3	1.7	1.9	1.9	1.6	1.9
	C*		臨港鶴見川橋※3	1.4	1.2	1.1	1.5	1.9
	D	恩田川	都橋	7.7	8.0	6.8	9.5	8.7
	D	大熊川	大竹橋※3	1.2	1.0	1.0	1.1	1.4
	D	鳥山川	又口橋※3	0.9	1.1	1.0	1.0	1.3
	C*	早淵川	峰大橋※3	1.2	1.2	0.8	1.2	1.5
	C*	矢上川	矢上川橋※3	2.0	3.7	1.6	1.8	2.1
入江川	B	入江川	入江橋	1.8	2.2	1.9	1.6	2.0
帷子川	B	帷子川	水道橋	1.2	1.1	1.4	1.2	1.5
大岡川	B	大岡川	清水橋	1.5	1.6	1.9	1.4	2.1
宮川	B	宮川	瀬戸橋	1.4	1.6	2.0	1.2	1.7
侍従川	B	侍従川	平瀉橋	1.6	1.8	2.9	1.6	1.7
境川	D	境川	鶴間橋※4	0.8	1.1	1.0	1.3	1.0
	D		新道大橋※4	2.8	2.0	2.5	3.7	2.6
	D		高鎌橋	1.5	1.8	2.2	3.3	2.5
	C	柏尾川	吉倉橋	1.2	1.5	1.7	1.3	2.0
	C		鷹匠橋	2.1	2.3	3.0	2.6	3.2
	C	いたち川	いたち川橋	1.5	1.7	1.8	1.4	1.9
適合率 (%)				100	100	100	95	95

※1 類型がC*の地点は、従来の類型はEでしたが、2016年度からCに変更されています。

※2 BOD（河川）の環境基準は「B類型 3 mg/L以下、C類型 5 mg/L以下、D類型 8 mg/L以下」であり、75%水質値で評価します。

※3 国土交通省が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

※4 大和市が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

エ BOD（河川）年平均値

水域名	類型※1	河川名	測定地点名	年度別の年平均値（mg/L）				
				2015	2016	2017	2018	2019
鶴見川	D	鶴見川	千代橋	3.0	4.0	4.3	3.3	3.0
	D		亀の子橋※2	2.5	3.1	3.1	3.9	3.2
	C*		大綱橋※2	2.8	2.8	2.7	3.6	3.0
	C*		末吉橋※2	1.6	1.5	2.3	1.8	1.8
	C*		臨港鶴見川橋※2	1.3	1.1	1.1	1.3	1.9
	D	恩田川	都橋	5.9	5.3	6.1	6.2	7.8
	D	大熊川	大竹橋※2	1.2	0.8	1.0	1.1	1.3
	D	鳥山川	又口橋※2	1.1	0.9	0.9	0.9	1.1
	C*	早淵川	峰大橋※2	1.5	1.1	0.7	0.9	1.3
	C*	矢上川	矢上川橋※2	1.7	3.1	1.5	1.6	1.6
入江川	B	入江川	入江橋	1.7	1.8	1.8	1.4	2.2
帷子川	B	帷子川	水道橋	1.0	1.4	1.2	1.0	1.2
大岡川	B	大岡川	清水橋	1.2	1.4	1.8	1.2	1.8
宮川	B	宮川	瀬戸橋	1.1	1.4	1.7	1.0	1.5
侍従川	B	侍従川	平潟橋	1.4	1.5	2.2	1.4	1.7
境川	D	境川	鶴間橋※3	0.7	1.2	0.8	1.0	0.8
	D		新道大橋※3	2.1	2.1	2.3	3.2	2.3
	D		高鎌橋	1.4	1.5	2.1	2.5	1.9
	C	柏尾川	吉倉橋	1.0	1.4	1.4	1.0	1.7
	C		鷹匠橋	2.3	2.5	2.6	2.3	2.8
	C	いたち川	いたち川橋	1.4	1.8	1.7	1.3	1.9

※1 類型がC*の地点は、従来の類型はEでしたが、2016年度からCに変更されています。

※2 国土交通省が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

※3 大和市が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

オ COD（東京湾）75%水質値

水域名	類型	測定地点名	年度別の75%水質値（mg/L）※1				
			2015	2016	2017	2018	2019
東京湾 6	C	鶴見川河口先	3.7	4.0	4.2	3.7	3.8
		横浜港内	3.3	3.7	4.2	3.7	4.0
東京湾 7	C	磯子沖	2.7	2.9	3.2	3.1	2.8
東京湾 10	B	平潟湾内	3.6	3.5	4.2	3.8	3.4
東京湾 12	B	本牧沖	2.5	3.5	3.0	3.0	2.7
		富岡沖	2.4	3.4	3.7	3.2	2.7
		平潟湾沖	2.3	3.0	3.1	2.8	2.4
適合率（%）			86	57	57	71	86

※1 COD（海域）の環境基準は「B類型 3mg/L以下、C類型 8mg/L以下」であり、75%水質値で評価します。

カ COD（東京湾）年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値 (mg/L)				
			2015	2016	2017	2018	2019
東京湾 6	C	鶴見川河口先	3.2	3.5	3.3	3.3	3.2
		横浜港内	3.0	3.2	3.3	3.3	3.5
東京湾 7	C	磯子沖	2.4	2.7	2.7	2.7	2.4
東京湾 10	B	平潟湾内	3.0	3.1	3.7	3.1	3.0
東京湾 12	B	本牧沖	2.3	2.9	3.0	2.6	2.5
		富岡沖	2.3	2.8	3.0	2.5	2.4
		平潟湾沖	2.3	2.8	2.7	2.5	2.2

キ 全窒素（東京湾）年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値（表層）(mg/L) ※1				
			2015	2016	2017	2018	2019
東京湾（口）	IV	鶴見川河口先	1.8	1.5	1.6	1.4	1.6
		横浜港内	0.81	0.88	0.89	0.83	0.94
		磯子沖	0.50	0.49	0.46	0.50	0.55
		本牧沖	0.60	0.57	0.62	0.59	0.65
		富岡沖	0.47	0.47	0.50	0.45	0.48
東京湾（二）	III	平潟湾内	0.48	0.47	0.57	0.50	0.58
		平潟湾沖	0.45	0.47	0.43	0.47	0.49
適合率（%）			86	86	86	86	86

※1 全窒素（海域）の環境基準は「Ⅲ類型 0.6 mg/L 以下、Ⅳ類型 1 mg/L 以下」であり、表層の年平均値で評価します。

ク 全りん（東京湾）年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値（表層）(mg/L) ※1				
			2015	2016	2017	2018	2019
東京湾（口）	IV	鶴見川河口先	0.14	0.12	0.14	0.12	0.12
		横浜港内	0.081	0.086	0.094	0.081	0.095
		磯子沖	0.050	0.052	0.057	0.044	0.048
		本牧沖	0.062	0.068	0.089	0.051	0.058
		富岡沖	0.048	0.054	0.071	0.041	0.043
東京湾（二）	III	平潟湾内	0.060	0.053	0.092	0.052	0.055
		平潟湾沖	0.050	0.055	0.054	0.042	0.047
適合率（%）			71	57	43	71	57

※1 全りん（海域）の環境基準は「Ⅲ類型 0.05 mg/L 以下、Ⅳ類型 0.09 mg/L 以下」であり、表層の年平均値で評価します。

ケ ダイオキシン類

番号	測定地点 ^{※1}		2019年度の測定結果 ^{※2}	
	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L) ^{※3}	底質 (pg-TEQ/g) ^{※3}
1	鶴見川	千代橋	0.092	0.97
2	入江川	入江橋	0.13	2.3
3	帷子川	水道橋	0.083	3.6
4	大岡川	清水橋	0.096	8.2
5	宮川	瀬戸橋	0.081	14
6	侍従側	平潟橋	0.078	5.4

※1 調査は河川・海域を隔年で実施しています。

※2 ダイオキシン類の環境基準は「水質 1 pg-TEQ/L 以下、水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下」です。

※3 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

(5) 水質自動測定機の測定結果

測定局名称等		2019年度の年間測定結果									
		水温 (°C)	pH	溶存 酸素量 (mg/L)	濁度 (mg/L)	電気 伝導率 (mS/m)	塩分 濃度 (g/L)	アンモニア (mg/L)	全シアン (mg/L)	COD (mg/L)	クロロ フィル a (μg/L)
落合橋	年平均値	19.5	7.0	6.4	19	33	—	1.4	0.0	4.9◎	—
	稼働率(%)	93.9	93.9	91.7	92.2	92.1	—	92.3	93.3	87.9	—
帷子川	年平均値	19.2	7.6	5.9	24	<44>	—	—	—	1.6●	—
	稼働率(%)	96.7	96.7	96.7	96.6	28.6	—	—	—	95.0	—
境川	年平均値	休止	休止	休止	—	休止	—	休止	休止	休止	—
	稼働率(%)				—		—				—
本牧	年平均値	<18.6>	<8.3>	<6.3>	—	—	<16.7>	—	—	—	休止
	稼働率(%)	63.2	63.2	61.9	—	—	63.2	—	—	—	

※1 値は年平均値（日平均値の平均）です。ただし、「全シアン」は1時間値の年最高値です。

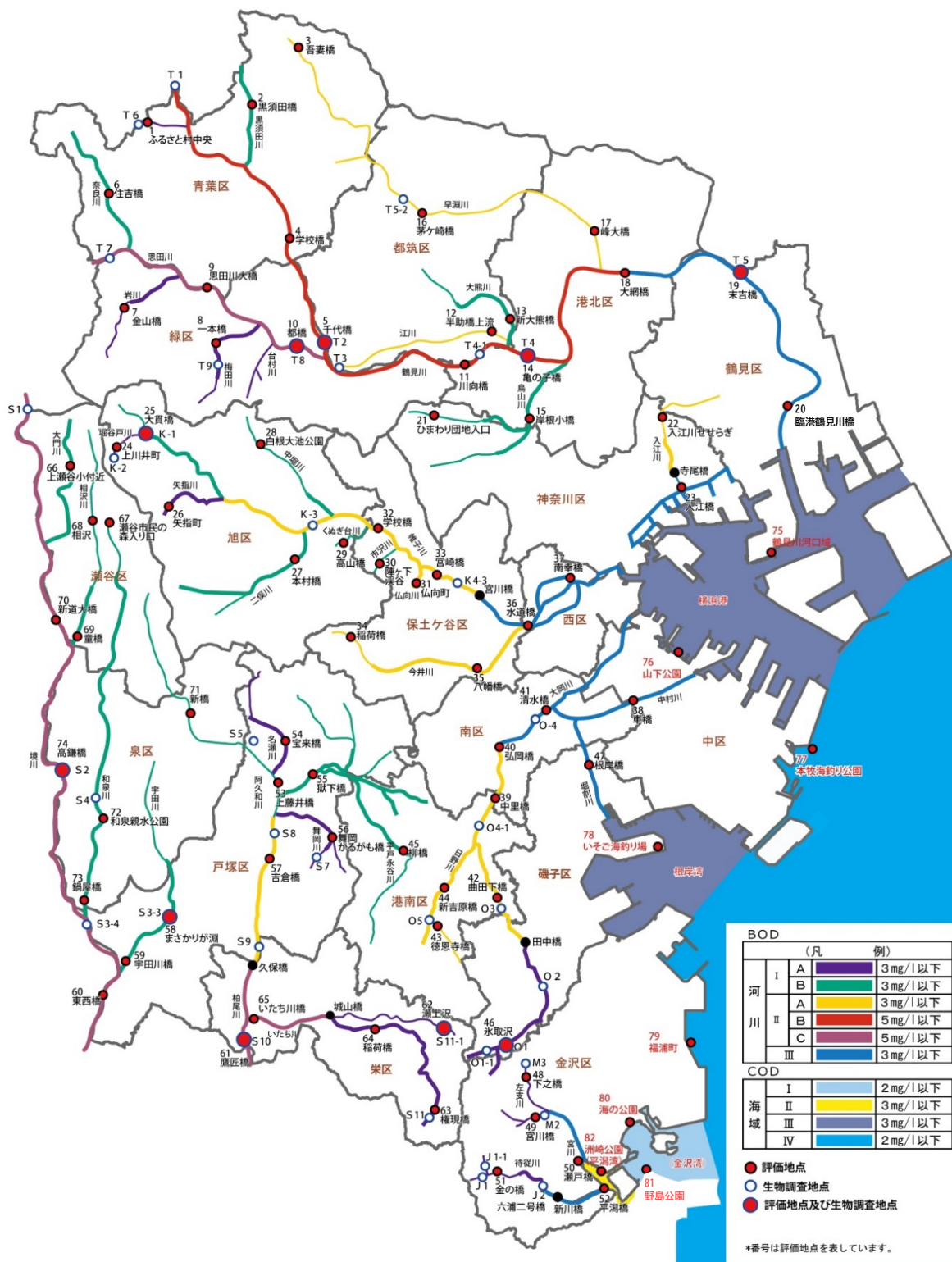
※2 「稼働率」は、1年間のうち、1時間値が測定できた割合を示します。

※3 <>を付した数値は、対象期間内のデータ数が75%以上に達しなかったため、参考値としたものです。

※4 COD欄の◎は「硫酸酸性法」を、●は「アルカリ法」で測定したことを示します。

※5 境川水質測定局は2019年秋の台風被害により休止となったため、年平均値及び稼働率は算出していません。

(6) 水環境目標の評価地点及び生物調査地点



※ BOD の測定について、鶴見川の 4 地点（14 亀の子橋、18 大綱橋、19 末吉橋、20 臨港鶴見川橋）及び早淵川の 1 地点（17 峰大橋）は、国土交通省が測定を実施した地点です。同様に、境川の 1 地点（70 新道大橋）は、大和市が測定を実施した地点です。

(7) 水環境目標に係る測定結果

ア BOD (河川)

地点 番号	水域名	評価地点名	環境基準 類型※1 (基準値)	本市区分 (旧)※2 (目標値)	本市区分 (新)※2 (目標値)	年度別の測定結果 (mg/L) ※3				
						2015	2016	2017	2018	2019
1	寺家川	ふるさと村中央	D (8)	I A (3)	I A (3)	1.8	2.2	2.4	-	-
7	岩川	金山橋				1.3	5.6	2.6	-	-
8	梅田川	一本橋				0.9	1.1	1.6	-	-
24	堀谷戸川	上川井町	B (3)			0.9	1.0	1.9	0.9	-
26	矢指川	矢指町				1.5	2.0	13.0	1.5	-
46	大岡川	氷取沢				0.6	0.8	1.1	1.0	-
48	宮川	下之橋				0.6	1.7	0.4	-	-
49	宮川	宮川橋				0.9	1.1	0.8	-	-
51	侍従川	金の橋	C (5)			0.6	1.3	0.5	-	-
54	名瀬川	宝来橋				1.9	1.1	1.8	-	2.0
56	舞岡川	舞岡かるかも橋				1.5	1.4	1.7	-	1.9
62	いたち川	瀬上沢				1.1	1.4	1.4	-	3.0
63	いたち川	権現橋				0.7	0.6	1.3	-	1.2
64	いたち川	稲荷橋	0.9	2.1	1.9	-	1.5			
25	帷子川	大貫橋	B (3)	I ㊸(3)	I B (3)	2.2	3.6	4.5	1.9	-
27	二俣川	本村橋				2.5	1.8	2.0	1.4	-
28	中堀川	白根大池公園				8.5	2.0	2.4	1.9	-
30	市沢川	陣ヶ下溪谷				0.7	0.8	0.9	0.8	-
29	くぬぎ台川	高山橋				1.0	1.4	2.6	4.4	-
2	黒須田川	黒須田橋	D (8)	I B (5)	I B (3)	1.6	1.5	2.1	-	-
6	奈良川	住吉橋				1.6	1.3	1.3	-	-
13	大熊川	新大熊橋				1.4	0.8	2.0	-	-
21	鳥山川	ひまわり団地入口				3.1	1.4	1.8	-	-
15	鳥山川	岸根小橋				1.5	1.1	1.0	-	-
71	阿久和川	新橋	C (5)			2.1	2.0	1.5	-	2.2
53	阿久和川	上藤井橋				1.3	1.0	1.5	-	2.5
45	平戸永谷川	柳橋				1.1	1.5	1.4	-	1.6
55	平戸永谷川	嶽下橋	D (8)			1.2	1.2	1.6	-	1.5
66	大門川	上瀬谷小付近				5.8	7.0	10.0	-	5.8
68	相沢川	相沢				1.2	0.7	0.8	-	1.0
69	相沢川	童橋				1.4	1.4	1.2	-	1.1
67	和泉川	瀬谷市民の森入口				0.9	1.3	1.8	-	1.1
72	和泉川	和泉親水公園	D (8)	1.4	1.4	1.1	-	1.0		
73	和泉川	鍋屋橋		1.4	2.5	1.3	-	1.0		
58	宇田川	まさかりが淵		1.2	1.1	1.3	-	1.7		
59	宇田川	宇田川橋	B (3)	1.7	1.3	2.6	-	1.9		
22	入江川	入江川せせらぎ		II ㊸(3)	II A (3)	1.9	1.3	2.1	-	-
32	帷子川	学校橋				2.0	1.5	1.9	1.1	-
33	帷子川	宮崎橋	B (3)	II ㊸(3)	II A (3)	1.6	1.2	1.3	0.8	-

31	仏向川	仏向町	B (3)	Ⅱ㉔(3)	ⅡA (3)	0.5	0.5	1.5	0.6	—
34	今井川	稻荷橋				2.1	4.5	1.4	7.6	—
35	今井川	八幡橋				1.7	1.7	1.6	1.5	—
42	大岡川	曲田下橋				2.0	2.2	2.5	1.4	—
39	大岡川	中里橋				1.5	3.5	1.7	1.6	—
43	日野川	徳恩寺橋				1.7	1.5	2.9	0.7	—
44	日野川	新吉原橋				1.2	1.8	2.6	0.9	—
12	江川	半助橋上流	D (8)	ⅡA (5)		1.4	1.2	1.6	—	—
3	早淵川	吾妻橋	C (5)			2.0	2.6	2.4	—	—
16	早淵川	茅ヶ崎橋				2.9	1.1	1.7	—	—
17	早淵川	峰大橋 ^{※4}			1.2	1.2	0.8	1.2	1.5	
57	柏尾川	吉倉橋			1.2	1.5	1.7	2.6	2.0	
4	鶴見川	学校橋	D (8)	ⅡB (5)	ⅡB (5)	5.0	6.0	7.5	—	—
5	鶴見川	千代橋				3.5	5.9	4.6	3.6	3.5
11	鶴見川	川向橋				8.0	7.0	10.0	—	—
14	鶴見川	亀の子橋 ^{※4}				2.7	3.6	4.0	4.5	3.5
9	恩田川	恩田川大橋	D (8)	ⅡC (8)	ⅡC (5)	7.8	6.2	9.5	—	—
10	恩田川	都橋				7.7	8.0	6.8	9.5	8.7
61	柏尾川	鷹匠橋	C (5)			2.1	2.3	3.0	2.6	3.2
65	いたち川	いたち川橋				1.5	1.7	1.8	1.4	1.9
70	境川	新道大橋 ^{※5}	D (8)			2.8	2.0	2.5	3.7	2.6
74	境川	高鎌橋				1.5	1.8	2.2	3.3	2.5
60	境川	東西橋				2.2	1.6	2.0	—	1.9
23	入江川	入江橋	B (3)			ⅢA (3)	Ⅲ(3)	1.8	2.2	1.9
36	帷子川	水道橋		1.2	1.1			1.4	1.2	1.5
37	帷子川	南幸橋		1.6	0.9			1.9	1.5	—
40	大岡川	弘岡橋		1.2	1.8			1.2	1.6	—
41	大岡川	清水橋		1.5	1.6			1.9	1.4	2.1
38	大岡川	車橋		1.9	2.4			5.6	1.1	—
47	大岡川	根岸橋		1.4	4.6			4.4	0.9	—
50	宮川	瀬戸橋		1.4	1.6			2.0	1.2	1.7
52	侍従川	平瀉橋		1.6	1.8			2.9	1.6	1.7
18	鶴見川	大綱橋 ^{※4}		C (5)	Ⅲ(5)			3.2	3.1	3.7
19	鶴見川	末吉橋 ^{※4}	1.7			1.9	1.9	1.6	1.9	
20	鶴見川	臨港鶴見川橋 ^{※4}	1.4			1.2	1.1	1.5	1.9	
水環境目標の達成地点数／評価地点数						71/74	62/74	64/74	34/38	31/35
水環境目標の達成率 (%)						96	84	86	89	89

※1 2020年3月31日時点の環境基準類型と基準値(括弧書き、単位mg/L以下)を記載しています。

※2 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分と目標値(括弧書き、単位mg/L以下)を記載しています。水環境目標の見直しがあったため、2015年度までの区分を「旧」とし、2016年度からの区分を「新」としています。

※3 2018年度以降の調査では3年間で市内全域を測定する計画としたため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「—」と記載しています。

※4 国土交通省が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

※5 大和市が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

イ COD (海域)

地点 番号	水域名	評価地点名	環境基準 類型※1	本市区分※2	年度別の測定結果 (mg/L)				
					2015	2016	2017	2018	2019
80	金沢湾	海の公園	C (8)	I (2)	2.3	3.0	3.1	2.8	2.4
81	金沢湾	野島公園	B (3)		2.3	3.0	3.1	2.8	2.4
82	平潟湾	洲崎公園		II (3)	3.6	3.5	4.2	3.8	3.4
75	横浜港	鶴見川河口域		III (3)	3.7	4.0	4.2	3.7	3.8
76	横浜港	山下公園			3.3	3.7	4.2	3.7	4.0
78	根岸湾	いそご海釣り場		C (8)	2.7	2.9	3.2	3.1	2.8
77	東京湾	本牧海釣り公園	B (3)	IV (2)	2.5	3.5	3.0	3.0	2.7
79	東京湾	福浦町	C (8)		2.4	3.4	3.7	3.2	2.7
水環境目標の達成地点数/評価地点数					1/8	1/8	0/8	0/8	1/8
水環境目標の達成率 (%)					13	13	0	0	13

※1 環境基準類型と基準値 (括弧書き、単位 mg/L 以下) を記載しています。

※2 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分と目標値 (括弧書き、単位 mg/L 以下) を記載しています。

ウ ふん便性大腸菌群数 (河川)

地点 番号	水域名	評価地点名※1	環境基準 類型※2	本市区分 (旧)※3 (目標値)	本市区分 (新)※3 (目標値)	年度別の測定結果 (個/100ml) ※4				
						2015	2016	2017	2018	2019
1	寺家川	ふるさと村中央	D	I A (1,000)	I A (1,000)	4,700	2,100	4,200	-	-
7	岩川	金山橋				8,000	100,000	8,100	-	-
8	梅田川	一本橋				7,000	2,000	590	-	-
24	堀谷戸川	上川井町	B			720	3,100	24,000	980	-
26	矢指川	矢指町				3,400	6,600	3,900	950	-
46	大岡川	氷取沢				710	600	1,500	850	-
48	宮川	下之橋				330	3,600	830	-	-
49	宮川	宮川橋				1,800	16,000	4,500	-	-
51	侍従川	金の橋				620	810	2,200	-	-
54	名瀬川	宝来橋				3,500	2,100	800	-	2,100
56	舞岡川	舞岡かるがも橋	C			41,000	12,000	21,000	-	2,900
62	いたち川	瀬上沢				130	110	160	-	1,200
63	いたち川	権現橋				7,000	4,500	6,500	-	1,100
64	いたち川	稲荷橋				3,000	1,800	1,600	-	590
25	帷子川	大貫橋	B			I B (1,000)	I B (1,000)	720,000	44,000	63,000
27	二俣川	本村橋		24,000	100,000			39,000	340	-
28	中堀川	白根大池公園		72,000	88,000			39,000	91,000	-
30	市沢川	陣ヶ下溪谷		1,500	3,200			2,700	3,000	-
29	くぬぎ台川	高山橋		31,000	130,000			14,000	14,000	-
2	黒須田川	黒須田橋	D	I B (1,000)	920	3,700	1,400	-	-	
6	奈良川	住吉橋			2,800	3,100	2,400	-	-	
13	大熊川	新大熊橋			3,100	6,300	9,000	-	-	

21	鳥山川	ひまわり団地入口	D	I B (1,000)	I B (1,000)	23,000	5,800	7,700	-	-
15	鳥山川	岸根小橋				1,100	800	4,100	-	-
71	阿久和川	新橋	C			1,300	1,500	2,000	-	1,400
53	阿久和川	上藤井橋				1,900	1,600	2,400	-	38,000
45	平戸永谷川	柳橋				1,900	3,000	12,000	-	3,300
55	平戸永谷川	嶽下橋				2,000	1,500	3,300	-	1,800
66	大門川	上瀬谷小付近	D			5,000	2,900	11,000	-	4,200
68	相沢川	相沢				1,800	3,500	3,400	-	1,300
69	相沢川	童橋				1,000	2,600	70,000	-	960
67	和泉川	瀬谷市民の森入口				930	1,200	750	-	87
72	和泉川	和泉親水公園				16,000	5,800	5,500	-	420
73	和泉川	鍋屋橋				1,100	2,200	850	-	230
58	宇田川	まさかりが淵		1,800	4,500	3,100	-	1,000		
59	宇田川	宇田川橋		1,100	4,100	6,100	-	620		
22	入江川	入江川せせらぎ	B	II A (1,000)	II A (1,000)	700	1,300	3,100	-	-
32	帷子川	学校橋				2,400	4,600	8,200	830	-
33	帷子川	宮崎橋				790	1,100	950	210	-
31	仏向川	仏向町				1	8	190	<1	-
34	今井川	稲荷橋				6,400	7,000	7,700	2,200	-
35	今井川	八幡橋				7,900	3,700	58,000	3,400	-
42	大岡川	曲田下橋				16,000	4,400	2,800	1,500	-
39	大岡川	中里橋				12,000	3,400	14,000	480	-
43	日野川	徳恩寺橋				82,000	19,000	33,000	2,000	-
44	日野川	新吉原橋				21,000	2,900	50,000	3,600	-
12	江川	半助橋上流	D	II A (1,000)	320	8,100	4,300	-	-	
3	早淵川	吾妻橋	C		1,000	5,600	240	-	-	
16	早淵川	茅ヶ崎橋			1,400	5,300	4,300	-	-	
17	早淵川	峰大橋			460	5,100	5,200	-	-	
57	柏尾川	吉倉橋			890	3,500	570	-	2,700	
水環境目標の達成地点数/評価地点数						15/51	5/51	10/51	8/17	6/18
水環境目標の達成率 (%)						29	10	20	47	33

※1 水環境目標に係る河川の評価地点は74地点ありますが、ふん便性大腸菌群数に係る目標値が設定されているのは51地点であり、当該51地点を記載しています。

※2 ふん便性大腸菌群数について、環境基準は設定されていません。

※3 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分と目標値(括弧書き、単位 個/100ml以下)を記載しています。水環境目標の見直しがあったため、2015年度までの区分を「旧」とし、2016年度からの区分を「新」としています。

※4 2018年度以降の調査では3年間で市内全域を測定する計画としたため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「-」と記載しています。

エ ふん便性大腸菌群数（海域）

地点番号	水域名	評価地点名※1	環境基準類型※2	本市区分※3	目標値 (個/100ml)	年度別の測定結果（個/100ml）※4				
						2015	2016	2017	2018	2019
80	金沢湾	海の公園	C	I	100 以下	690	10	44	-	-
81	金沢湾	野島公園	B			150	130	930	-	-
水環境目標の達成地点数／評価地点数						0/2	1/2	1/2	-	-
水環境目標の達成率（％）						0	50	50	-	-

※1 水環境目標に係る海域の評価地点は8地点ありますが、ふん便性大腸菌群数に係る目標値が設定されているのは2地点であり、当該2地点を記載しています。

※2 ふん便性大腸菌群数について、環境基準は設定されていません。

※3 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

※4 2018年度以降の調査では3年に1回の測定としたため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「-」と記載しています。

オ 全窒素（海域）

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型	本市区分※1	目標値 (mg/L)	年度別の測定結果（mg/L）				
						2015	2016	2017	2018	2019
80	金沢湾	海の公園	III	I	0.3 以下	0.45	0.47	0.43	0.47	0.49
81	金沢湾	野島公園				0.45	0.47	0.43	0.47	0.49
82	平潟湾	洲崎公園		II	0.6 以下	0.48	0.47	0.57	0.50	0.58
75	横浜港	鶴見川河口域	IV	III	1.0 以下	1.8	1.5	1.6	1.4	1.6
76	横浜港	山下公園				0.81	0.88	0.89	0.83	0.94
78	根岸湾	いそご海釣り場				0.50	0.49	0.46	0.50	0.55
77	東京湾	本牧海釣り公園		IV	0.3 以下	0.60	0.57	0.62	0.59	0.65
79	東京湾	福浦町				0.47	0.47	0.50	0.45	0.48
水環境目標の達成地点数／評価地点数						3/8	3/8	3/8	3/8	3/8
水環境目標の達成率（％）						38	38	38	38	38

※1 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

カ 全りん（海域）

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型	本市区分※1	目標値 (mg/L)	年度別の測定結果（mg/L）				
						2015	2016	2017	2018	2019
80	金沢湾	海の公園	III	I	0.03 以下	0.050	0.055	0.054	0.042	0.047
81	金沢湾	野島公園				0.050	0.055	0.054	0.042	0.047
82	平潟湾	洲崎公園		II	0.05 以下	0.060	0.053	0.092	0.052	0.055
75	横浜港	鶴見川河口域	IV	III	0.09 以下	0.140	0.120	0.140	0.120	0.120
76	横浜港	山下公園				0.081	0.086	0.094	0.081	0.095
78	根岸湾	いそご海釣り場				0.050	0.052	0.057	0.044	0.048
77	東京湾	本牧海釣り公園		IV	0.03 以下	0.062	0.068	0.089	0.051	0.058
79	東京湾	福浦町				0.048	0.054	0.071	0.041	0.043
水環境目標の達成地点数／評価地点数						2/8	2/8	1/8	2/8	1/8
水環境目標の達成率（％）						25	25	13	25	13

※1 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

(8) 生物指標による水質評価

区分※1	地点番号	河川名	支川名	地点名	水域区分※2	水質評価値 (達成目標)	達成状況※1	
							冬季	夏季
河川	T1	鶴見川		水車橋	ⅡB	きれい	○	○
	T2			千代橋	ⅡB	きれい	○	○
	T3			落合橋	ⅡB	きれい	○	○
	T4-1			第三京浜道路下	ⅡB	きれい	×	×
	T4			亀の子橋	ⅡB	きれい	○	×
	T5			末吉橋	Ⅲ	きれい	○	×
	T6		寺家川	山田谷戸	ⅠA	大変きれい	○	×
	T7		恩田川	堀の内橋	ⅡC	きれい	○	○
	T9		梅田川	神明橋	ⅠA	大変きれい	○	○
	T8		恩田川	都橋	ⅡC	きれい	○	○
	T5-2		早淵川	境田橋	ⅡA	大変きれい	○	○
	K1		帷子川		大貫橋上流	ⅠB	大変きれい	○
	K2	上川井農専地区			ⅠA	大変きれい	○	○
	K3	鶴舞橋			ⅡA	大変きれい	○	○
	K4-3	横浜新道下			ⅡA	大変きれい	×	○
	O1-1	大岡川		氷取沢(左)	ⅠA	大変きれい	○	○
	O1			氷取沢	ⅠA	大変きれい	○	○
	O2			陣屋橋上流	ⅠA	大変きれい	○	○
	O3			曲田橋	ⅡA	大変きれい	○	○
	O4-1			日野川合流点下	ⅡA	大変きれい	○	○
	O4			井土ヶ谷橋	Ⅲ	きれい	○	×
	O5		日野川	高橋	ⅡA	大変きれい	×	×
	S1	境川		目黒橋	ⅡC	きれい	○	○
	S2			高鎌橋	ⅡC	きれい	○	○
	S3-4			遊水地橋	ⅡC	きれい	○	○
	S4		和泉川	地藏原の水辺	ⅠB	大変きれい	○	○
	S3-3		宇田川	まさかりが淵	ⅠB	大変きれい	○	○
	S7		舞岡川	宮根橋上流	ⅠA	大変きれい	○	○
	S8		柏尾川	大橋	ⅡA	大変きれい	×	○
	S9		柏尾川	栄第二水再生センター下流	ⅡA	大変きれい	×	×
	S11		稲荷川	杉之木橋上流	ⅠA	大変きれい	○	○
	S11-1		いたち川	瀬上沢	ⅠA	大変きれい	○	○
	S10		柏尾川	鷹匠橋	ⅡC	きれい	○	○
	M2		宮川		桜橋	Ⅲ	きれい	○
	M3	清水橋上流			ⅠA	大変きれい	○	○
	J1-1	侍従川		金の橋上流(左)	ⅠA	大変きれい	○	○
	J1			金の橋上流	ⅠA	大変きれい	○	○
	J2			六浦二号橋	Ⅲ	きれい	○	×
水環境目標の達成率(達成地点数/評価地点数)							92%(35/38)	

※1 生物指標による水質評価は河川・海域を交互に2年間ずつ実施しており、2018年度冬季及び2019年度夏季に河川の調査を行いました。夏冬どちらかの調査で指標生物が確認された場合に、目標達成としています。

※2 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

(9) 赤潮発生回数

測定地点名	年度別の赤潮観測回数 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
鶴見川河口先	2	2	1	2	3
横浜港内	3	3	2	2	5
磯子沖	0	0	1	0	1
平潟湾内	0	0	1	0	0
本牧沖	0	3	1	1	3
富岡沖	0	0	1	1	2
平潟湾沖	0	1	1	0	1
合計（回）	5	9	8	6	15

※1 毎月1回の調査において、目視等により確認したものを集計しています。各年度内に発生した全ての赤潮を把握したものではありません。

4-3 地盤環境の監視

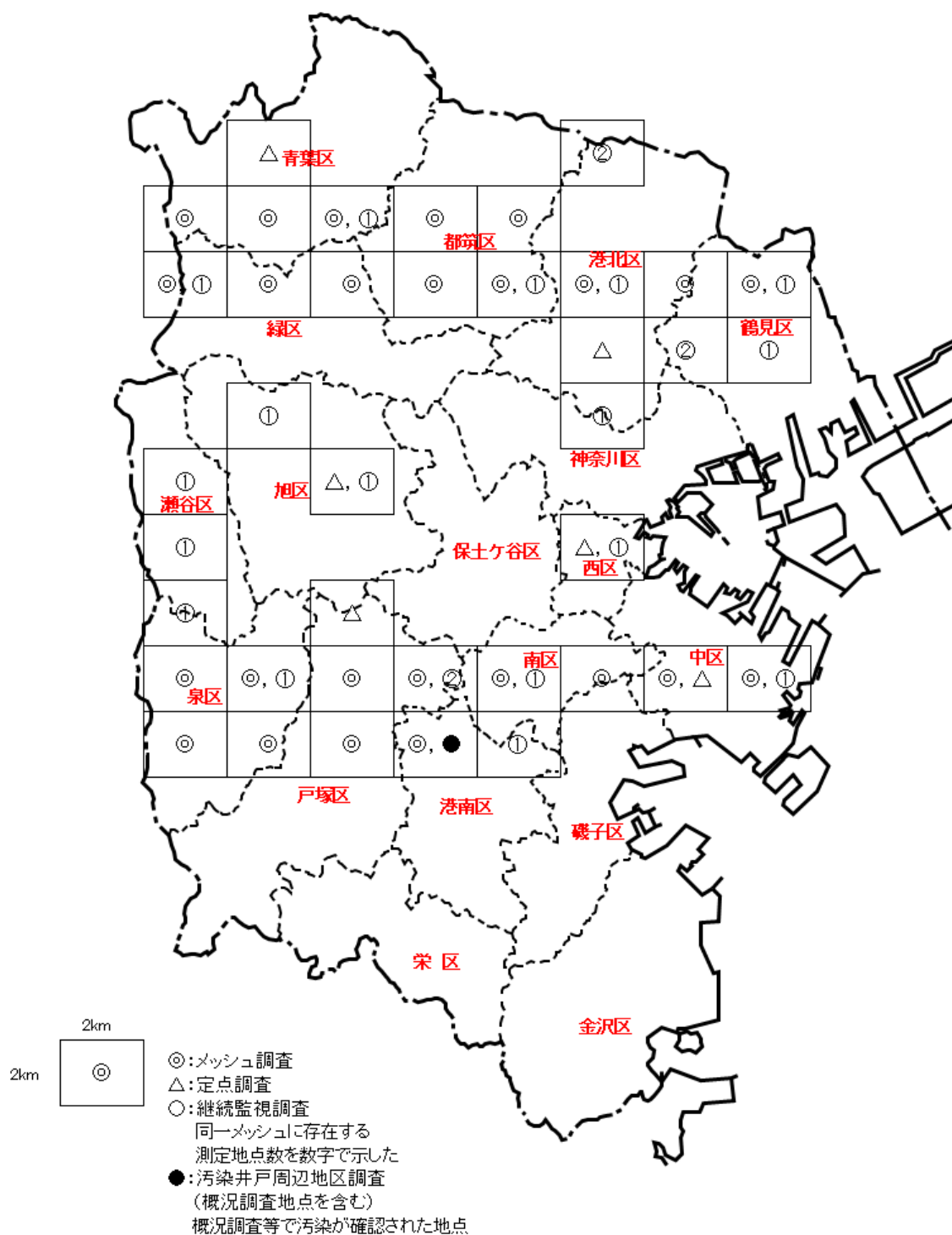
(1) 地下水質の調査

ア 調査概要 (2019 年度)

概況調査	定点調査	時期	2019 年 10 月		
		地点	6 地点	回数	年 1 回
		項目	環境基準項目等 32 項目※ ¹		
	メッシュ調査	方法	市内 6 地点の地下水を採水する。長期的な観点から経年変化を調査する。		
		時期	2019 年 10 月		
		地点	25 地点	回数	年 1 回
継続監視調査	項目	環境基準項目等 32 項目※ ¹			
	方法	市内全域を 2 km メッシュに区切り、各メッシュ内の 1 つの井戸を選定し、その井戸の水質を調査する。4 年間で市内全体の調査を行う。			
	時期	2019 年 10 月			
	地点	23 地点	回数	年 1 回	
汚染井戸	周辺地区調査	項目	汚染関連物質		
		方法	過去に行った概況調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。		
		時期	2020 年 1 月		
		地点	4 地点	回数	年 1 回
	監視調査	項目	汚染関連物質		
		方法	過去に行った調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。		
		時期	2019 年 10 月		
		地点	6 地点	回数	年 1 回
	追跡調査	項目	汚染関連物質		
		方法	過去に行った調査や事業者からの報告により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のために定期的に調査する。		
		時期	2019 年 10 月～2020 年 1 月		
		地点	8 地域の 23 地点	回数	年 1 回

※¹ 地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている 28 項目のうち、アルキル水銀を除いた 27 項目と電気伝導率、pH、水温など 5 項目の合計 32 項目です。アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ調査しています。

イ 調査地点の配置図



ウ 測定結果

2019 年度調査											
調査項目		概況調査				継続監視調査		汚染井戸			
		定点調査		メッシュ調査				周辺地区調査		監視・追跡調査	
		調査検体数	超過環境基準 超過検体数	調査検体数	超過環境基準 超過検体数	調査検体数	超過環境基準 超過検体数	調査検体数	超過環境基準 超過検体数	調査検体数	超過環境基準 超過検体数
環境基準項目	カドミウム	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	全シアン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	鉛	6	0	25	1	2	0	4	1	1	0
	六価クロム	6	0	25	0	-	-	-	-	3	0
	ヒ素	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	総水銀	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	アルキル水銀 ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	PCB	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	ジクロロメタン	6	0	25	0	-	-	-	-	1	0
	四塩化炭素	6	0	25	0	-	-	-	-	1	0
	塩化ビニルモノマー	6	0	25	0	-	-	-	-	3	0
	1,2-ジクロロエタン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	6	0	25	0	2	0	-	-	26	0
	1,2-ジクロロエチレン	6	0	25	0	2	0	-	-	28	2
	1,1,1-トリクロロエタン	6	0	25	0	2	0	-	-	6	0
	1,1,2-トリクロロエタン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	トリクロロエチレン	6	0	25	0	2	0	-	-	28	2
	テトラクロロエチレン	6	0	25	0	2	2	-	-	26	7
	1,3-ジクロロプロペン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	チウラム	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	シマジン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	チオベンカルブ	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	ベンゼン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	セレン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	0	25	0	20	14	0	0	0	0
	ふっ素	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0
ほう素	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0	
1,4-ジオキサン	6	0	25	0	-	-	-	-	0	0	
市独自項目	クロロホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般項目	pH	6	0	25	0	23	0	4	0	29	0

※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ分析しています。

※2 環境基準は「4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要 (3)-ア」を参照してください。

エ 環境基準の超過項目

2019 年度調査					
調査区分	測定地点	項目	測定結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	
定点調査	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。				
メッシュ調査	港南区下永谷五丁目	鉛	0.026	0.01 以下	
継続監視調査	鶴見区上末吉一丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下	
	神奈川区六角橋五丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10 以下	
	港北区高田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下	
	港北区菊名四丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下	
	都筑区東方町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	10 以下	
	都筑区大熊町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下	
	青葉区市ケ尾町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	10 以下	
	緑区長津田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下	
	瀬谷区橋戸二丁目	テトラクロロエチレン	0.011	0.01 以下	
	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	0.020	0.01 以下	
	旭区今川町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	10 以下	
	中区本牧元町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	10 以下	
	南区六ツ川三丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	31	10 以下	
	戸塚区平戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	10 以下	
	泉区和泉町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	10 以下	
泉区新橋町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	10 以下		
汚染井戸	周辺地区調査	港南区下永谷五丁目	鉛	0.012	0.01 以下
	監視調査	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。			
	追跡調査	港南区日野五丁目	1,2-ジクロロエチレン	0.046	0.04 以下
			トリクロロエチレン	0.050	0.01 以下
			テトラクロロエチレン	0.082	0.01 以下
		戸塚区東俣野町	テトラクロロエチレン	0.012	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.32	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.15	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.28	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.15	0.01 以下
		泉区和泉中央北二丁目	テトラクロロエチレン	0.084	0.01 以下
		保土ヶ谷区新井町	1,2-ジクロロエチレン	0.12	0.04 以下
	トリクロロエチレン		0.042	0.01 以下	

(2) ダイオキシン類の測定結果

ア 地下水

番号	調査地点	2019年度の測定結果 ^{※1}
		地下水 (pg-TEQ/L) ^{※2}
1	青葉区鴨志田町	0.080
2	港北区篠原町	0.077
3	西区西戸部町	0.081
4	旭区今宿南町	0.080
5	戸塚区名瀬町	0.082
6	磯子区東町	0.086

※1 ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））の環境基準は「1 pg-TEQ/L 以下」です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

イ 土壌

番号	調査地点	所在地	2019年度の測定結果 ^{※1}
			土壌 (pg-TEQ/g) ^{※2}
1	新鶴見小学校	鶴見区江ヶ崎町 2-1	0.00017
2	幸ヶ谷公園	神奈川区幸ヶ谷 3	0.16
3	大岡公園	南区大岡二丁目 893-2	5.8
4	野庭すずかけ小学校	港南区野庭町 346-2	0.44
5	岩崎小学校	保土ヶ谷区岩崎町 22-1	0.065
6	洋光台西公園	磯子区洋光台二丁目 2	0.0030
7	鴨居小学校	緑区鴨居四丁目 7-15	0.010
8	勝田小学校	都筑区勝田町 266	0.88
9	瀬谷小学校	瀬谷区相沢四丁目 1-1	0.86
10	東俣野小学校	戸塚区東俣野町 1103-1	1.2

※1 ダイオキシン類（土壌）の環境基準は「1,000 pg-TEQ/g 以下」です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

(3) 地盤沈下の監視（精密水準測量結果）

ア 精密水準測量結果（2019年度）

区名	観測点数 ※1	成果点数 ※2	沈下点数	内訳（沈下量(mm)による分類）					年間最大変動量		
				10未満	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上	沈下量 (mm)	町名	点番号
鶴見	7	7	0	0	0	0	0	0	-	-	-
神奈川	6	6	1	1	0	0	0	0	-0.1	三ツ沢西町3-1	横浜基準点金属標
西	7	7	0	0	0	0	0	0	-	-	-
中	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
南	4	4	0	0	0	0	0	0	-	-	-
港南	3	3	0	0	0	0	0	0	-	-	-
保土ヶ谷	4	4	0	0	0	0	0	0	-	-	-
旭	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
磯子	3	3	0	0	0	0	0	0	-	-	-
金沢	12	12	0	0	0	0	0	0	-	-	-
港北	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
緑	2	2	0	0	0	0	0	0	-	-	-
青葉	4	4	0	0	0	0	0	0	-	-	-
都筑	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
戸塚	5	5	0	0	0	0	0	0	-	-	-
栄	20	19	0	0	0	0	0	0	-	-	-
泉	11	11	0	0	0	0	0	0	-	-	-
瀬谷	10	10	0	0	0	0	0	0	-	-	-
合計	98	97	1	1	0	0	0	0	-	-	-

※1 観測基準日は2020年1月1日です。

※2 観測点のうち、前年度の調査結果と比較できるものを成果点としています。

イ 水準点の変動状況

年度	観測点数	成果点数	(内訳)			隆起点数	(内訳)		沈下点数	(内訳)					
			隆起点数	不動点数	沈下点数		10~ 19.9 (mm)	10 未満 (mm)		0~ 9.9 (mm)	10~ 19.9 (mm)	20~ 29.9 (mm)	30~ 39.9 (mm)	40~ 49.9 (mm)	50.0 以上 (mm)
2015	174	164	93	6	65	93	1	92	65	64	1	0	0	0	0
2016	174	166	75	5	86	75	0	75	86	86	0	0	0	0	0
2017	128	128	56	2	70	56	0	56	70	70	0	0	0	0	0
2018	101	99	3	1	95	3	0	3	95	87	8	0	0	0	0
2019	98	97	95	1	1	95	0	95	1	1	0	0	0	0	0

(4) 地盤沈下の監視（地下水位、地盤変動の観測結果）

ア 観測地点の位置図

地下水位の観測地点を①～⑩で示し、地盤変動も観測している地点には※を付しました。



イ 観測結果

観測所名	2019年度の観測結果※ ¹	
	地下水位変化 (m) ※ ²	地盤変動 (mm) ※ ³
市場小学校	0.68	0.26
横浜公園	0.33	-0.87
岡野公園	1.49	-2.12
新羽公園-1 (80m)	0.41	-
新羽公園-2 (40m)	0.35	0.25
戸塚区秋葉町	-0.19	-0.11
新横浜駅前公園-1 (25m)	0.59	-0.03
新横浜駅前公園-2 (70m)	0.62	-0.93
新横浜駅前公園-3 (117m)	0.55	0.38
佐江戸公園-1 (16m)	0.42	0.14
佐江戸公園-2 (88m)	0.74	-2.29
西寺尾公園	0.04	-
矢部団地	-0.06	-
上倉田団地	-0.18	-

※¹ 地下水位は東京湾平均海面 (TP) を基準としています。

※² 地下水位変化は、前年度3月と観測年度3月の観測データの差し引きです(欠測の場合は直前の観測数値)。

※³ 地盤変動は、前年度末をゼロ値とした場合の今年度の変動値です。値がマイナスの場合は、収縮を表しています。観測結果が「-」となっている地点では地盤変動を観測していません。

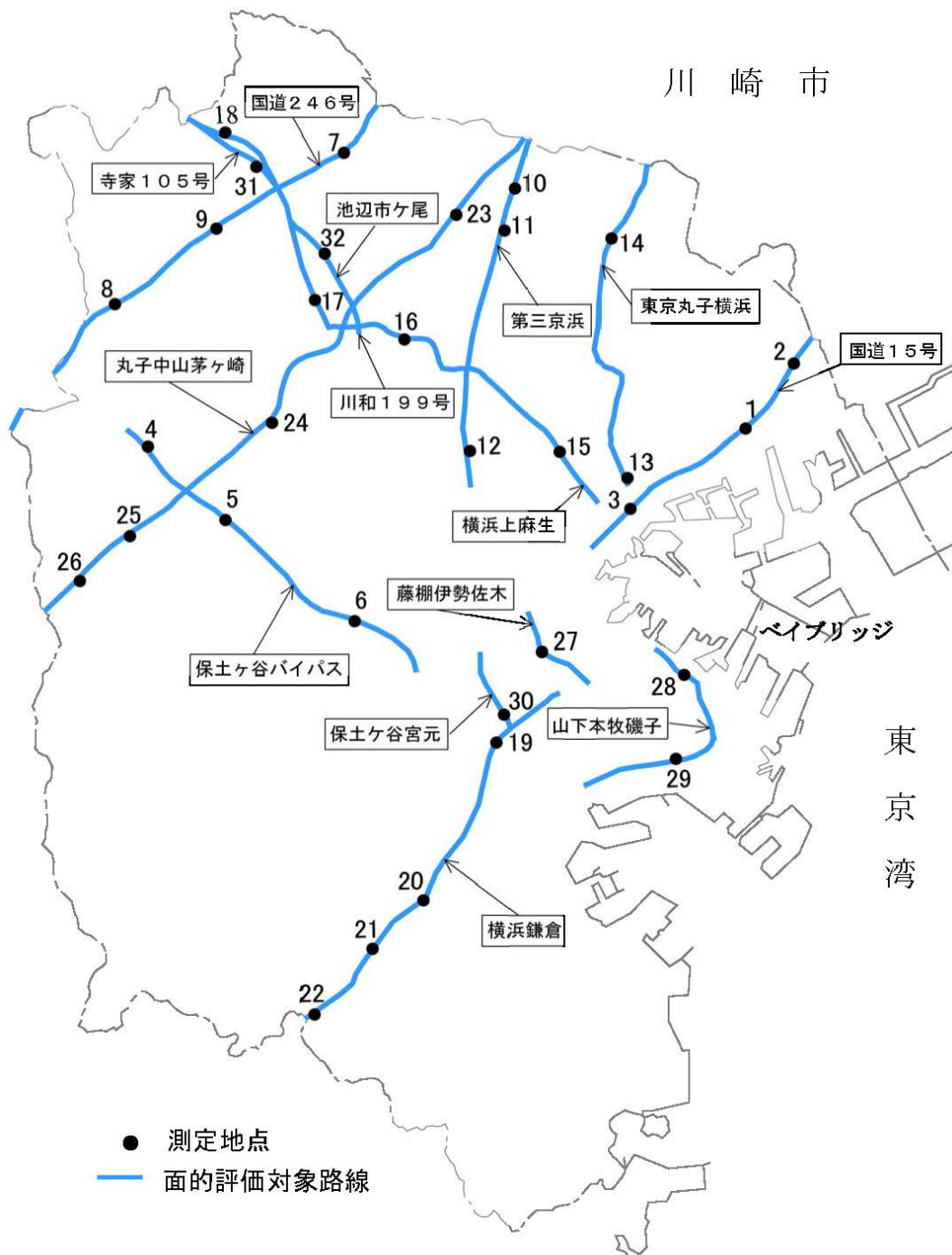
4-4 音環境の監視

(1) 一般環境騒音

2018～2022年度にかけて市内152地点を測定する計画ですが、2019年度は調査を実施していません。

(2) 道路交通騒音

ア 測定地点及び面的評価路線の位置図



イ 測定結果 (2019 年度)

地点 番号	路線名	測定場所	用途地域	騒音レベル		環境基準適否		
				L _{Aeq} (dB)		特例 適用※	適○ 否×	
				昼間	夜間		昼間	夜間
1	国道 15 号	鶴見区生麦四丁目	商業地域	73	72	○	×	×
2		鶴見区鶴見中央三丁目	準工業地域	75	73	○	×	×
3		神奈川区新町	商業地域	69	66	○	○	×
4	国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	市街化調整区域	79	79	○	×	×
5		旭区今宿一丁目	市街化調整区域	78	77	○	×	×
6		保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目	第 1 種住居地域	67	65	○	○	○
7	国道 246 号	青葉区荏田町	準住居地域	71	72	○	×	×
8		緑区長津田みなみ台五丁目	準住居地域	70	71	○	○	×
9		青葉区しらとり台	準住居地域	73	71	○	×	×
10	国道 466 号 (第三京浜道路)	港北区新吉田町	市街化調整区域	74	70	○	×	×
11		都筑区早渕一丁目	準工業地域	71	67	○	×	×
12		神奈川区羽沢町	市街化調整区域	69	65	○	○	○
13	県道東京丸子横浜	神奈川区白幡東町	第 1 種中高層住居専用地域	67	63	○	○	○
14		港北区綱島東二丁目	第 2 種住居地域	70	69	○	○	×
15	県道横浜上麻生	神奈川区六角橋六丁目	近隣商業地域	66	64	○	○	○
16		都筑区東方町	工業地域	66	64	○	○	○
17		都筑区川和町	近隣商業地域	65	61	○	○	○
18		青葉区鉄町	市街化調整区域	66	59	○	○	○
19	県道横浜鎌倉	南区大岡二丁目	商業地域	64	60	○	○	○
20		港南区日野一丁目	準工業地域	70	67	○	○	×
21		港南区日野南三丁目	準工業地域	73	69	○	×	×
22		栄区桂町	近隣商業地域	70	67	○	○	×
23	県道丸子中山茅ヶ崎	都筑区勝田町	市街化調整区域	66	60	○	○	○
24		旭区上白根三丁目	準工業地域	71	67	○	×	×
25		瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	73	71	○	×	×
26		瀬谷区橋戸二丁目	準住居地域	68	66	○	○	×
27	藤棚伊勢佐木線	西区境之谷	近隣商業地域	71	68	○	×	×
28	山下本牧磯子線	中区新山下一丁目	準工業地域	70	66	○	○	×
29		中区本牧和田	準住居地域	63	56	○	○	○
30	保土ヶ谷宮元線	南区井土ヶ谷下町	近隣商業地域	70	66	○	○	×
31	寺家第 105 号線	青葉区市ヶ尾町	市街化調整区域	67	64	○	○	○
32	池辺市ヶ尾線	都筑区大丸	準住居地域	68	63	○	○	○

2019 年度測定結果の環境基準適合状況 (適合地点数/測定地点数)	昼間 20/32	夜間 12/32	昼夜 12/32
------------------------------------	----------	----------	----------

※ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として、次の環境基準が適用されます。

昼間 (午前 6 時～午後 10 時) 70dB 以下、夜間 (午後 10 時～午前 6 時) 65dB 以下

ウ 面的評価（全体空間）の結果（2019年度）

路線名		評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合※1		昼間のみ 環境基準適合※1		夜間のみ 環境基準適合※1	
				適合戸数	%	適合戸数	%	適合戸数	%
1	国道 15 号	8.1	11,353	8,768	77.2	1,320	11.6	0	0.0
2	国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）	11.3	2,106	1,174	55.7	490	23.3	0	0.0
3	国道 246 号	10.6	6,443	3,046	47.3	1,732	26.9	1	0.0
4	国道 466 号（第三京浜道路）	10.0	1,465	1,168	79.7	98	6.7	0	0.0
5	県道東京丸子横浜	9.7	7,778	6,486	83.4	558	7.2	210	2.7
6	県道横浜上麻生	16.5	8,738	8,213	94.0	416	4.8	0	0.0
7	県道横浜鎌倉	11.0	9,253	8,407	90.9	782	8.5	4	0.0
8	県道丸子中山茅ヶ崎	21.0	5,896	5,381	91.3	293	5.0	19	0.3
9	藤棚伊勢佐木線	2.3	3,057	2,472	80.9	206	6.7	0	0.0
10	山下本牧磯子線	7.5	5,924	5,707	96.3	51	0.9	5	0.1
11	保土ヶ谷宮元線	2.1	2,167	1,990	91.8	170	7.8	0	0.0
12	横浜上麻生（池辺市ヶ尾線）	4.0	1,578	1,460	92.5	63	4.0	5	0.3
13	横浜上麻生（寺家 105 号線）	2.8	175	174	99.4	0	0.0	0	0.0
14	川和第 199 号線	0.5	49	47	95.9	2	4.1	0	0.0
2019 年度評価 14 路線		117.4	65,982	54,493	82.6	6,181	9.4	244	0.4

※1 騒音に関する環境基準は「4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要 (4)-ア」を参照してください。

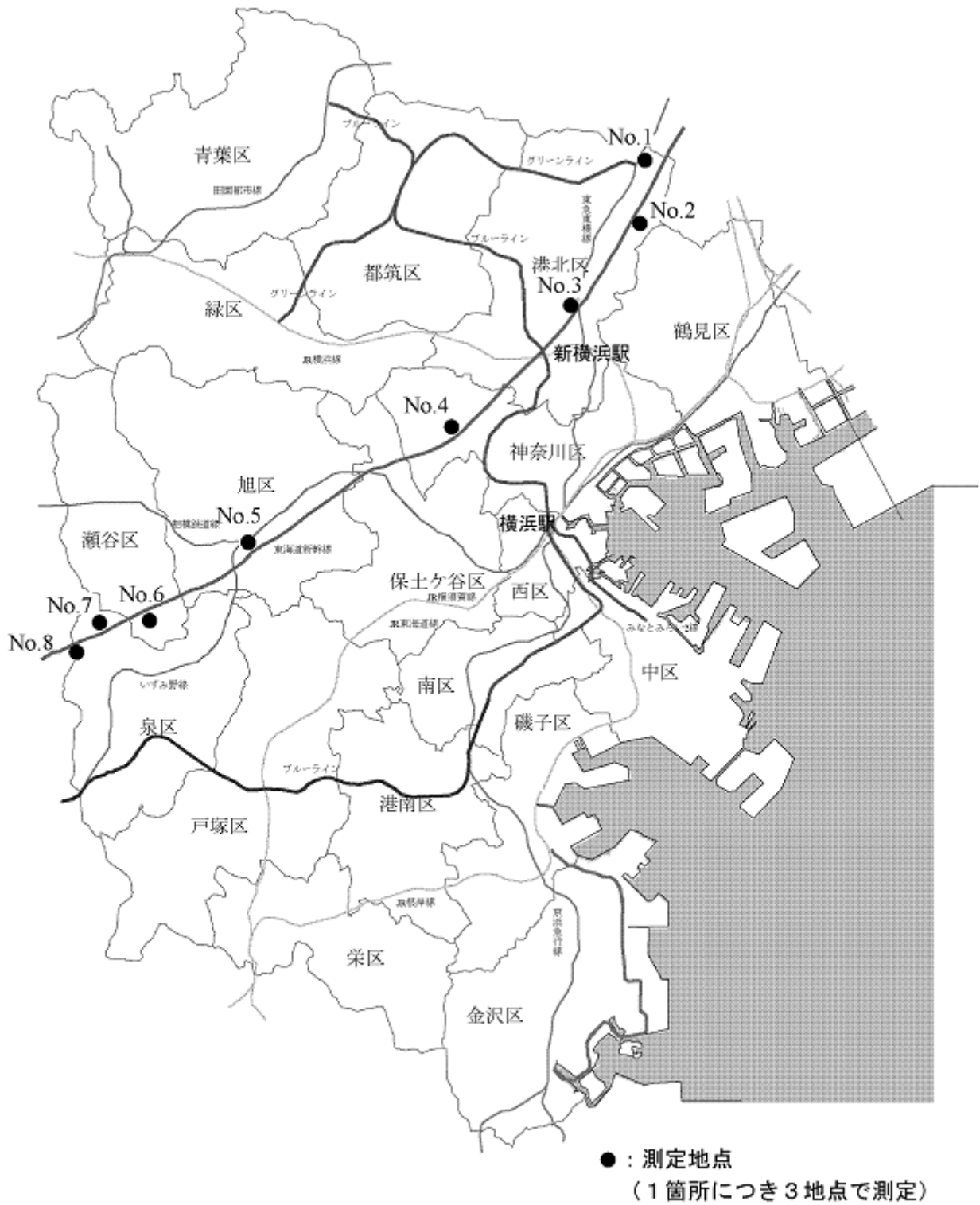
エ 面的評価（近接空間）の結果（2019年度）

路線名		評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合※1		昼間のみ 環境基準適合※1		夜間のみ 環境基準適合※1	
				適合戸数	%	適合戸数	%	適合戸数	%
1	国道 15 号	8.1	4,794	3,088	64.4	701	14.6	0	0.0
2	国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）	11.3	466	256	54.9	75	16.1	0	0.0
3	国道 246 号	10.6	2,200	824	37.5	606	27.5	1	0.0
4	国道 466 号（第三京浜道路）	10.0	530	386	72.8	47	8.9	0	0.0
5	県道東京丸子横浜	9.7	2,976	2,228	74.9	496	16.7	0	0.0
6	県道横浜上麻生	16.5	4,173	3,690	88.4	381	9.1	0	0.0
7	県道横浜鎌倉	11.0	3,959	3,166	80.0	748	18.9	0	0.0
8	県道丸子中山茅ヶ崎	21.0	2,568	2,179	84.9	237	9.2	15	0.6
9	藤棚伊勢佐木線	2.3	1,520	958	63.0	202	13.3	0	0.0
10	山下本牧磯子線	7.5	2,482	2,303	92.8	41	2.1	0	0.0
11	保土ヶ谷宮元線	2.1	1,042	888	85.2	151	14.5	0	0.0
12	横浜上麻生（池辺市ヶ尾線）	4.0	965	924	95.8	37	3.8	4	0.4
13	横浜上麻生（寺家 105 号線）	2.8	73	73	100	0	0.0	0	0.0
14	川和第 199 号線	0.5	36	36	100	0	0.0	0	0.0
2019 年度評価 14 路線		117.4	27,784	20,999	75.6	3,732	13.4	20	0.1

※1 騒音に関する環境基準は「4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要 (4)-ア」を参照してください。

(3) 新幹線鉄道の騒音・振動

ア 測定地点の位置図



イ 騒音の環境基準適合状況

軌道からの距離※1	2019年度の調査結果					
	地域類型Ⅰ（住居系） （環境基準 70dB 以下）			地域類型Ⅱ（商工業系） （環境基準 75dB 以下）		
	適合数	不適合数	適合率(%)	適合数	不適合数	適合率(%)
12.5m 地点	1	3	25	—	—	—
25m 地点	2	2	50	—	—	—
50m 地点	3	1	75	—	—	—
合計	6	6	50	—	—	—

※1 各測定地点において、手前側の軌道中心から 12.5m、25m、50m の各地点で騒音測定を実施しています。
2019年度の調査では、地域類型Ⅱに該当する地点はありませんでした。

ウ 騒音レベルの測定結果

No.	測定地点	地域 類型	軌道からの 距離	年度別の測定結果 (dB) ※1,※2				
				2015	2016	2017	2018	2019
1	港北区日吉四丁目	Ⅰ	12.5m	68	74	71	69	71
			25m	65	70	67	64	67
			50m	59	63	61	58	61
2	港北区綱島東五丁目	Ⅱ	12.5m	74	73	77	73	—
			25m	69	69	74	70	—
			50m	66	66	71	67	—
3	港北区大倉山三丁目	Ⅰ	12.5m	70	70	71	71	—
			25m	67	66	66	66	—
			50m	59	60	59	60	—
4	神奈川区三枚町	Ⅰ	12.5m	67	68	69	68	67
			25m	67	68	68	69	66
			50m	61	63	64	62	61
5	旭区二俣川二丁目	Ⅰ	12.5m	72	72	74	72	—
			25m	67	67	69	67	—
			50m	61	61	65	60	—
6	瀬谷区阿久和南四丁目	Ⅰ	12.5m	75	74	73	73	—
			25m	74	72	70	72	—
			50m	68	66	65	65	—
7	泉区和泉町	Ⅰ	12.5m	74	72	74	73	74
			25m	71	69	69	70	72
			50m	60	60	61	62	63
8	泉区上飯田町	Ⅰ	12.5m	75	75	77	75	74
			25m	75	73	74	73	73
			50m	73	71	72	71	71

※1 環境基準は「地域類型Ⅰ 70dB 以下、地域類型Ⅱ 75dB 以下」です。

※2 2019年度以降の調査は、2019～2021年度の3年間で沿線8箇所（24地点）を測定する計画です。

エ 振動の指針適合状況

軌道からの距離※1	2019年度の調査結果（指針値70dB以下※2）		
	適合数	不適合数	適合率(%)
12.5m地点	4	0	100
25m地点	4	0	100
50m地点	4	0	100
合計	12	0	100

※1 各測定地点において、手前側の軌道中心から12.5m、25m、50mの各地点で振動測定を実施しています。

※2 新幹線鉄道の振動について、環境基準は設定されていません。

オ 振動レベルの測定結果

No.	測定地点	軌道からの距離	年度別の測定結果 (dB) ※1,※2				
			2015	2016	2017	2018	2019
1	港北区日吉四丁目	12.5m	64	63	63	66	67
		25m	60	58	61	63	64
		50m	54	52	56	58	57
2	港北区綱島東五丁目	12.5m	63	61	63	64	—
		25m	64	62	64	66	—
		50m	61	58	60	62	—
3	港北区大倉山三丁目	12.5m	59	63	63	61	—
		25m	55	57	59	60	—
		50m	54	55	55	55	—
4	神奈川区三枚町	12.5m	49	52	52	50	49
		25m	40	40	41	38	40
		50m	39	38	41	38	38
5	旭区二俣川二丁目	12.5m	63	62	64	64	—
		25m	57	58	58	58	—
		50m	52	54	51	54	—
6	瀬谷区阿久和南四丁目	12.5m	66	65	65	65	—
		25m	63	63	64	65	—
		50m	56	55	56	55	—
7	泉区和泉町	12.5m	70	67	68	71	68
		25m	69	64	65	67	65
		50m	65	62	63	62	62
8	泉区上飯田町	12.5m	60	59	65	62	62
		25m	58	58	63	60	61
		50m	52	51	55	54	54

※1 指針値は「70dB以下」です。

※2 2019年度以降の調査は、2019～2021年度の3年間で沿線8箇所（24地点）を測定する計画です。

(4) 東海道貨物線（新貨物線）の騒音・振動

ア 測定地点の位置図



※ 地図上の番号を付した箇所が測定地点で、それぞれの番号は測定地点番号を示しています。

イ 測定結果

項目等		2019年度の測定結果	
地区		片倉2地区	
地点番号		10	
測定期間		2019年11月11日～25日	
用途地域		第1種低層住居	
料程(km)※1		7.320	
構築構造		トンネル	
軌道構造		フローティングスラブ	
上下線中心線からの距離※2		右15m	
就眠時※3	振動(dB)※4,※6	X	45
		Y	45
Z		53	
	騒音(dB)※5,※6	-	
覚醒時※3	振動(dB)※4,※6	X	47
		Y	45
Z		53	
	騒音(dB)※5,※6	-	

※1 料程は、鶴見駅を起点とした軌道延長距離を示します。

※2 鶴見駅から戸塚方面を見て、測定点が右側を「右」、左側を「左」と表示しています。

※3 就眠時は22～24時の時間帯、覚醒時は5～7時の時間帯です。

※4 水平振動のうち軌道に対して直角方向は「X」、平行方向は「Y」、上下振動は「Z」と表示しています。

※5 2019年度は騒音の測定を実施していません。

※6 在来線の騒音・振動について環境基準は設定されていません。旧国鉄と横浜市長との協定に基づき、目標値として、騒音55dB以下、振動は上下動(Z)59dB以下、水平動(X、Y)51dB以下が設定されています。

(5) 航空機騒音

ア 測定地点の位置図



※ ☆印の3箇所が測定地点です。

イ 測定結果

測定地点	所在地	年度別の測定結果 L _{den} (dB)				
		2015	2016	2017	2018	2019
長津田小学校	緑区長津田町	44.4	44.3	44.7	44.2	43.9
相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目	47.8	47.6	48.1	48.3	47.8
東中田小学校	泉区中田東四丁目	46.1	46.3	49.2	47.8	47.0

※1 市内には航空機騒音に係る環境基準の地域指定はされていません。

(参考：仮に、住居系地域として地域指定された場合の基準値はL_{den}値57dB以下です。)

(6) 在来線の騒音・振動の測定結果

鉄道名	測定場所	鉄道構造	2019年度の定点測定結果	
			騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
根岸線	中区根岸町3丁目	盛土	68	64
横浜線	緑区いぶき野48	盛土	63	64
相鉄・JR直通線	神奈川区三枚町731-1付近	平地	49	57

※1 在来線の騒音・振動について、環境基準は設定されていません。

4-5 各種協定

(1) 環境保全協定締結事業所の位置図 (2019 年度末時点)



※ JXTGエネルギー株式会社は、2020年6月にENEOS株式会社に商号変更されました。

(2) 環境保全協定の締結状況 (2019 年度末時点)

事業所名 ^{※1}	締結/再締結 ^{※1}		主な協定内容 ^{※1}	旧公害防止協定 ^{※2}
	年月日	根拠		
電源開発株式会社 磯子火力発電所	2004.3.31 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙排出濃度及び排出量の低減 ・市民開放施設（緑化、ビオトープを含む）の整備 ・温暖化対策の推進（省エネルギー対策、風力発電施設の設置） ・未規制物質への対応 ・廃棄物の資源化推進 	1964.12 (締結)
J X T G エネルギー 株式会社 ^{※3} 根岸製油所	2002.3.8 (締結)	既設工場 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・タンクローリー車の低公害化等交通環境対策 ・悪臭、炭化水素類の排出防止対策 ・タンカー事故防止等の安全対策 ・白煙影響への適切な対応 	1965.1 (締結)
東京瓦斯株式会社 根岸 L N G 基地	2004.3.31 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物の一層の低減 ・窒素酸化物排出量及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・LNG 船等の船舶ばい煙対策 ・新エネルギーの導入と LNG の冷熱利用の推進 	1965.5 (締結)
株式会社 J E R A 横浜火力発電所	2005.2.25 (締結) 2019.3.27 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・PCB の的確な処理 ・化学物質の自主管理 ・環境学習のための発電所見学会の実施 ・再生可能エネルギー利用施設の設置 	1965.8 (締結)
三菱ケミカル株式会社 Science & Innovation Center	2003.12.25 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動のあり方 ・排水処理水の可能な限り再利用 ・ドラフトチャンバー排ガス等の適切な処理 ・化学物質対策 ・自然林の保全 ・高圧ガス、危険物等に対する災害・安全対策 	1967.7 (締結)
株式会社 J E R A 南横浜火力発電所	2004.3.31 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・温排水による海生生物への影響配慮 ・PCB の的確な処理 ・新エネルギー利用施設の設置 	1967.7 (締結)
J X T G エネルギー 株式会社 ^{※3} 中央技術研究所	2004.2.27 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動のあり方 ・汚濁負荷量の排出総量協議 ・実験プラント排ガス等の最適処理 ・新エネルギー技術開発及びその導入 ・試験、研究施設に係る環境負荷の低減 	1969.7 (締結)
J F E スチール株式会社 東日本製鉄所 (京浜地区)	2008.3.31 (締結)	既設工場 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸化物、窒素酸化物排出量の低減 ・排水濃度の低減 ・エコドライブの実施等の交通環境対策 	1970.12 (締結)

J X T G エネルギー 株式会社※ ³ 横浜製造所	2002.1.23 (締結) 2016.3.11 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・ 悪臭及び炭化水素類の排出防止対策 ・ 化学物質の自主管理及び最適排出防止技術の導入 ・ 白煙の影響監視及び適切な対策 ・ 油流出事故防止対策 	1971.10 (締結)
A G C 株式会社 A G C 横浜テクニカルセンター	2004.10.29 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙排出量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・ 大気汚染物質の一層の低減 ・ 土壌、地下水汚染の未然防止対策 ・ PCB 処理の事前協議 ・ 温室効果ガス削減対策の推進 	1972.5 (締結)
株式会社 J - オイルミルズ 横浜工場	2006.3.10 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・ 積載効率向上、近場生産等による物流に係る環境負荷の低減 ・ 温室効果ガスの削減と省エネルギー対策 	1972.11 (締結)
日産自動車株式会社 横浜工場	2005.3.29 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・ 塗装作業等における VOC 排出抑制対策 ・ 試験、研究施設に係る環境負荷の低減対策 ・ 省エネルギー対策の推進 	1973.3 (締結)
三菱ケミカル株式会社 鶴見工場	2004.9.28 (締結) 2016.3.17 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚濁負荷量の総合的協議 ・ 雨水の監視及び対策 ・ 船舶ばい煙対策 ・ 化学物質の合理的使用及び排出抑制等 ・ 省エネルギー対策の推進 	1974.1 (締結)
東亜合成株式会社 横浜工場	2004.9.14 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚濁負荷量の総合的協議 ・ 化学物質の合理的使用及び排出抑制対策等 ・ 特定有害物質による地下水、土壌汚染の未然防止 ・ 温室効果ガスの削減と省エネルギー対策 	1974.5 (締結)
麒麟麦酒株式会社 横浜工場	2005.2.10 (締結) 2018.3.1 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・ 物流に係る環境負荷の低減 ・ 臭気対策 ・ 廃棄物の資源化の推進 ・ 風力、太陽光発電等の新エネルギー利用施設の設置 ・ ビオトープ、緑地の適切な維持管理 ・ 環境学習のための工場見学会の実施 	—
株式会社 I H I 横浜事業所	2005.3.24 (締結) 2015.3.23 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・ 実験施設からの排ガス規定及び環境負荷の一層の低減 ・ VOC 排出抑制対策 ・ 新エネルギー利用施設の設置検討 ・ 環境に関する地域貢献 ・ 廃棄物対策 	—
昭和電工株式会社 横浜事業所	2005.3.24 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫黄酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・ 船舶ばい煙対策の推進 ・ 産業廃棄物の資源化及び適正処理技術等の研究開発推進 ・ 関連企業の指導 	—

株式会社東芝 横浜事業所 東芝マテリアル株式会社	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 排水処理施設の適正管理による汚濁負荷量の低減 雨水の監視及び対策 緑地、ビオトープ（ラグーン）の適切な維持管理 環境学習のための積極的な見学会の実施 新エネルギー利用施設の設置 	—
東芝エネルギーシステムズ 株式会社 京浜事業所	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 物流に係る環境負荷の低減 新エネルギー利用施設の設置 省エネルギー対策の推進 	—
三菱重工業株式会社 横浜製作所 本牧工場	2006.3.31 (締結) 2018.10.31 (再締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 物流に係る環境負荷の低減 再生可能エネルギー利用施設の設置 	—
日清オイリオグループ 株式会社 横浜磯子事業場	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 積載効率の向上等による物流に係る環境負荷の低減 臭気対策 化学物質対策 市民参加イベントの開催、環境施設の見学会の実施 	—
太平洋製糖株式会社	2007.3.20 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 電動式フォークリフトの採用による排ガス対策 共同配送システムの採用など物流に係る環境負荷の低減 	—
株式会社ブリヂストン 横浜工場	2007.3.30 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 臭気対策 化学物質対策 太陽光発電等の新エネルギー利用施設の設置 	—
株式会社シンシア 横浜事業所	2007.6.15 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量の総合的協議 搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 粉じん対策 廃棄物対策 太陽光、風力発電等の新エネルギー利用施設の設置等 緑地の適切な維持管理 	—
株式会社扇島パワー 扇島パワーステーション	2007.8.7 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 温排水による海生生物への影響配慮 新エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止の取組 緑地の適切な維持管理 地域の環境保全施策への貢献、環境教育への支援 	—
J & T環境株式会社 横浜エコクリーン	2010.3.12 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 粉じん対策 産業廃棄物対策 太陽光、風力発電等の新エネルギー利用施設の設置等 緑地の適切な維持管理 	—

太陽油脂株式会社	2010.3.29 (締結) 2019.11.1 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・積載効率の向上等による物流に係る環境負荷の低減 ・再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化防止の取組 ・製品のライフサイクル全体における持続可能な社会への貢献 	—
国立研究開発法人 理化学研究所 横浜地区	2011.11.15 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動のあり方 ・臭気対策 ・化学物質対策 	—
アイテック株式会社 アイテックグリーンパーク横浜	2017.3.3 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 ・粉じん対策 ・廃棄物対策 ・新エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止の取組 ・緑地の適切な維持管理 ・地域の環境保全施策への貢献 	—
中外製薬株式会社 ライフサイエンスパーク横浜	2020.2.10 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動のあり方 ・化学物質対策 ・再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化防止の取組 ・緑地の適切な維持管理 	—

※1 環境保全協定の締結状況は、生活環境保全条例（市条例）第 150 条第 2 項の規定に基づき公表しています。

※2 環境保全協定の前身である公害防止協定を締結していた事業所について、その締結年月を掲載しています。

※3 J X T G エネルギー株式会社は、2020 年 6 月に E N E O S 株式会社へ商号変更されました。

(3) 農薬の使用に係る環境保全協定

協定の名称	農薬の使用に係る環境保全協定
締結年月日	2003 年 9 月 1 日（当初締結 1991 年 3 月 15 日）
締結先 （ゴルフ場の名称）	磯子カントリークラブ（磯子区）
	鎌倉カントリークラブ（栄区／鎌倉市）
	戸塚カントリー倶楽部（旭区）
	程ヶ谷カントリー倶楽部（旭区）
	横浜カントリークラブ（保土ヶ谷区）
協定の概要	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農薬の散布における留意事項 (2) 低毒性農薬への転換及び使用量の低減 (3) 農薬使用予定計画書の提出及び使用実績の報告 (4) コースからの排水等の濃度の管理目標値等 (5) 横浜市による立入調査への協力等

(4) 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定

協定の名称	災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定
締結年月日 ^{※1}	1999年8月31日（9月1日発効）
締結先団体の名称 ^{※1}	一般社団法人神奈川県環境計量協議会 横浜市環境技術協議会
協定の概要 ^{※1}	(1) 災害時の漏えい等により発生する有害化学物質の調査への協力 (2) 調査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災現場や周辺の環境情報の収集 ・ 試料採取 ・ 有害化学物質等の測定、分析等 (3) 協力体制及び情報受伝達体制の整備

※1 この表の内容は、2020年3月31日時点のものです。社会状況の変化等を踏まえ、2020年度に協定の見直しを行う予定です。

(5) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定

協定の名称	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定
締結年月日	2019年1月17日
締結先団体の名称	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
協定の概要	(1) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協力 (2) 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所等の調査 ・ 建材中のアスベスト含有の有無の調査 ・ 被災建築物からのアスベスト飛散防止に必要な支援 (3) 平常時の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物からのアスベスト飛散による被害を未然に防止するための準備

4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故

(1) 生活環境に関する苦情相談件数

苦情相談の種類		年度別件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
苦情件数※1	大気汚染	310	293	368	369	291
	悪臭	344	280	339	335	307
	騒音	402	346	381	463	387
	振動	142	127	116	161	108
	水質汚濁	86	119	75	84	63
	土壌汚染	3	4	1	2	1
	地盤沈下	2	0	0	2	0
	その他	6	5	6	5	8
	小計 (①)	1,295	1,174	1,286	1,421	1,165
相談件数※2 (②)		1,241	1,324	1,270	1,104	843
合計 (①+②)		2,536	2,498	2,556	2,525	2,008

※1 「苦情件数」は、公害苦情として受け付け、現地調査等の対応を行った件数です。

※2 「相談件数」は、苦情件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関すること等について寄せられ、電話等により一定の解決に至った相談の件数です。

(2) 発生源別の苦情件数

ア 大気汚染

苦情の種類			年度別件数				
			2015	2016	2017	2018	2019
固定発生源	ばい煙	屋外燃焼	213	167	215	204	163
		その他	20	22	25	18	20
		小計 (①)	(233)	(189)	(240)	(222)	(183)
	粉じん	建設作業	48	75	98	96	80
		製造作業	3	2	2	3	4
		その他	18	18	18	32	11
		小計 (②)	(69)	(95)	(118)	(131)	(95)
移動発生源	自動車の駐車時におけるアイドリング		8	6	8	12	10
	自動車の走行		0	3	2	4	3
	小計 (③)		(8)	(9)	(10)	(16)	(13)
合計 (①+②+③)			310	293	368	369	291

イ 悪臭

苦情の種類	年度別件数				
	2015	2016	2017	2018	2019
屋外燃焼	213	167	215	204	163
飲食店等	11	21	23	17	20
建設作業	5	2	9	7	20
塗装	12	11	6	8	8
金属加工	2	3	4	4	1
畜産・農業	6	5	2	7	4
その他	95	71	80	88	91
合計	344	280	339	335	307

ウ 騒音

苦情の種類		年度別件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
固定発生源	建設作業	145	134	153	203	162
	開放型事業場	45	38	30	33	28
	設備機器等	30	30	28	48	33
	音響機器	24	20	17	19	19
	工場	21	14	16	16	15
	その他	81	54	97	100	103
	小計 (①)	(346)	(290)	(341)	(419)	(360)
移動発生源	航空機	47	47	31	36	21
	道路交通	4	5	7	7	2
	鉄道交通	4	1	1	0	3
	その他	1	3	1	1	1
	小計 (②)	(56)	(56)	(40)	(44)	(27)
合計 (①+②)		402	346	381	463	387

エ 振動

苦情の種類		年度別件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
固定発生源	建設作業	93	86	78	110	72
	開放型事業場	10	13	6	7	6
	工場	2	2	1	2	1
	設備機器等	5	1	0	0	1
	その他	3	4	1	9	3
	小計 (①)	(113)	(106)	(86)	(128)	(83)
移動発生源	道路交通	26	20	28	33	22
	鉄道交通	3	1	2	0	2
	その他	0	0	0	0	1
	小計 (②)	(29)	(21)	(30)	(33)	(25)
合計 (①+②)		142	127	116	161	108

(3) 水質事故

ア 水質汚濁の状況（発生源別）

発生源	年度別件数				
	2015	2016	2017	2018	2019
製造業	5	9	3	3	4
建設業	7	11	7	10	6
サービス・卸売業	6	5	2	1	1
その他	11	13	12	4	8
不明	57	81	51	66	44
合計	86	119	75	84	63

イ 水質汚濁の水系・原因別受理件数

水域		原因別の受理件数（2019年度）※1						合計		
		魚浮上死		油浮遊		着色・汚濁など				その他
河川・水路	見川	3	(0)	4	(2)	4	(3)	0	11	(5)
	入江川	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)
	帷子川	0	(0)	3	(0)	6	(3)	1	10	(3)
	大岡川	0	(0)	2	(0)	1	(0)	0	3	(0)
	宮川	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	1	(1)
	侍従川	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	1	(1)
	境川	1	(0)	6	(0)	5	(1)	0	12	(1)
	柏尾川	2	(0)	5	(0)	9	(3)	0	16	(3)
海域	扇島沖	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)
	横浜港	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	2	(2)
	本牧根岸沖	0	(0)	4	(2)	1	(0)	0	5	(2)
	平潟湾	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)
	その他水域	0	(0)	1	(1)	1	(0)	0	2	(1)
上記水域外※2		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)
合計		6	(0)	28	(8)	28	(11)	1	63	(19)

※1 括弧内の数値は、原因別の受理件数のうち、その発生原因が判明した件数です。

※2 河川・海域以外の湧き水や側溝等で生じた事故を集計したものです。

ウ 魚浮上事故の被害魚種と原因

2019年度の 発生年月日	事故発生地点		被害魚種	原因
2019.4.9	早淵川	都筑区東山田町	コイ	原因不明
2019.6.3	和泉川	瀬谷区二ツ橋町	オイカワ、ナマズ他	原因不明
2019.6.19	阿久和川	戸塚区上矢部町	オイカワ他	原因不明
2019.12.5	奈良川	青葉区奈良町	モツゴ他	原因不明
2019.12.21	早淵川	青葉区荏田町	オイカワ他	原因不明
2019.12.27	舞岡川	戸塚区舞岡町	オイカワ、ウナギ他	原因不明

4-7 環境法令に基づく届出等の件数

(1) 大気汚染防止法

届出の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
ばい煙発生施設	設置届出書（第6条）	34	38	45	61	38
	使用届出書（第7条）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第8条）	3	9	8	11	5
	氏名等変更届出書（第11条）	97	81	115	95	99
	使用廃止届出書（第11条）	53	64	51	45	60
	承継届出書（第12条）	11	23	22	20	14
揮発性有機化合物 排出施設	設置届出書（第17条の5）	0	0	0	1	1
	使用届出書（第17条の6）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第17条の7）	1	0	0	0	0
	氏名等変更届出書（第17条の13）	1	4	0	4	2
	使用廃止届出書（第17条の13）	0	0	1	0	1
	承継届出書（第17条の13）	0	0	1	1	0
一般粉じん発生施設	設置届出書（第18条）	8	10	12	12	3
	使用届出書（第18条の2）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第18条）	3	0	3	4	4
	氏名等変更届出書（第18条の13）	11	17	11	11	11
	使用廃止届出書（第18条の13）	7	7	8	10	4
	承継届出書（第18条の13）	0	2	0	0	1
特定粉じん排出等 作業	実施届出書（第18条の15）	209	211	264	251	273
水銀排出施設 ^{※1}	設置届出書（第18条の23）	-	-	-	0	0
	使用届出書（第18条の24）	-	-	-	14	0
	変更届出書（第18条の25）	-	-	-	2	4
	氏名等変更届出書（第18条の31）	-	-	-	2	2
	使用廃止届出書（第18条の31）	-	-	-	0	0
	承継届出書（第18条の31）	-	-	-	0	0
合計		438	466	541	544	522

※1 水銀排出施設に係る届出は、大気汚染防止法の改正施行に伴い、2018年度から追加されました。

(2) 水質汚濁防止法

届出の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
特定施設 (①)	設置届出書 (第 5 条)	86	109	95	106	88
	使用届出書 (第 6 条)	0	0	1	8	0
有害物質使用特定施設・ 有害物質貯蔵指定施設 (②)	設置届出書 (第 5 条第 3 項)	16	16	15	12	13
	使用届出書 (附則第 3 条)	12	12	3	2	4
①・② 共通	変更届出書 (第 7 条)	116	103	83	76	92
	氏名等変更届出書 (第 10 条)	119	100	135	121	95
	使用廃止届出書 (第 10 条)	92	100	109	118	99
	承継届出書 (第 11 条)	12	19	22	16	25
	汚濁負荷量測定手法届出書 (第 14 条第 3 項)	3	6	8	7	7
合計		456	465	471	466	423

(3) 土壌汚染対策法 (届出等)

届出等の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
土壌汚染状況調査結果報告書 (第 3 条第 1 項)		8	11	16	13	24
土壌汚染状況調査結果報告書 (第 3 条第 8 項、第 4 条第 2 項、第 3 項)		11	13	16	9	28
特定有害物質の種類のお知らせ (規則第 3 条第 4 項)		1	0	1	0	0
土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書 (第 3 条第 1 項)		50	49	50	62	69
承継届出書 (規則第 16 条第 4 項)		5	4	10	5	9
土地利用方法変更届出書 (第 3 条第 5 項)		2	6	6	6	6
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (第 4 条第 1 項)		84	82	100	85	95
帯水層の深さに係る確認申請書 (規則第 44 条第 1 項)		0	0	0	0	0
汚染除去等計画書 (第 7 条第 1 項、第 3 項) ※1		-	-	-	-	1
工事完了報告書 (第 7 条第 9 項) ※1		-	-	-	-	0
実施措置完了報告書 (第 7 条第 9 項) ※1		-	-	-	-	0
指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書 (規則第 45 条第 1 項)		0	0	0	0	0
実施措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書 (規則第 45 条第 1 項) ※1		-	-	-	-	2
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書 (規則第 46 条第 1 項、同第 50 条第 3 項)		0	0	0	0	0

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（第12条第1項、第2項、第3項）	24	27	48	49	49
施行管理方針に係る確認申請書/変更届出書（規則第52条の6第1項、第2項）※1	-	-	-	-	0
施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書（第12条第4項）※1	-	-	-	-	0
施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書（規則第52条の5第1項）※1	-	-	-	-	0
施行管理方針の廃止届出書（規則第52条の7第1項）※1	-	-	-	-	0
指定の申請書（第14条第1項）	15	13	9	9	4
要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書（規則第59条の2第2項）※1	-	-	-	-	0
搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書（第16条第1項）	1	1	0	2	3
汚染土壤の区域外搬出届出書（第16条第1項）	15	14	27	26	27
汚染土壤の区域外搬出変更届出書（第16条第2項）	1	3	3	10	8
非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出書（第16条第3項）	0	0	0	0	0
搬出汚染土壤の運搬/処理状況確認届出書（第20条第6項）	0	0	0	0	0
要措置区域における汚染の除去等の措置完了報告書※2	5	1	3	2	3
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書※2	35	26	37	53	41
土壤汚染状況調査結果報告期限延長申請書（規則第1条第1項）	3	2	2	2	2
その他の届出書	40	53	75	48	56
合計	300	305	403	381	427

※1 土壤汚染対策法の改正施行に伴い、2019年度から追加された申請書等です。

※2 制度運用による報告書様式です。

(4) 土壌汚染対策法（許可等）

届出等の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
汚染土壌処理業	許可申請書（第22条第2項）	1	1	0	1	2
	変更許可申請書（第23条第1項）	0	1	0	0	0
	変更届出書（第23条第3項）	3	6	10	7	16
	休止/廃止/再開届出書（第23条第4項）	0	0	0	0	0
	廃止措置実施報告書（第27条第1項）	0	0	0	0	0
	譲渡及び譲受承認申請書（第27条の2）※1	－	－	－	0	0
	合併・分割承認申請書（第27条の3）※1	－	－	－	0	0
	相続承認申請書（第27条の4）※1	－	－	－	0	0
許可証の再交付申請書（省令第17条第2項）	1	0	0	2	0	
合計		5	8	10	10	18

※1 土壌汚染対策法の改正施行に伴い、2018年度から追加された申請書です。

(5) 騒音規制法

届出の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
特定施設	設置届出書（第6条）	48	46	43	56	46
	使用届出書（第7条）	0	0	0	0	0
	種類ごとの数変更届出書（第8条）	61	48	54	69	74
	騒音の防止の方法変更届出書（第8条）	0	3	12	11	8
	氏名等変更届出書（第10条）	216	166	203	151	169
	使用全廃届出書（第10条）	31	29	32	25	25
	承継届出書（第11条）	24	44	23	31	30
特定建設作業	実施届出書（第14条）	1,636	1,728	1,701	1,844	1,912
合計		2,016	2,064	2,068	2,187	2,264

(6) 振動規制法

届出の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
特定施設	設置届出書（第6条）	39	32	30	30	25
	使用届出書（第7条）	0	0	0	0	0
	種類及び能力ごとの数変更届出書（第8条）	60	46	44	60	62
	使用の方法変更届出書（第8条）	1	0	2	1	0
	振動の防止の方法変更届出書（第8条）	0	3	1	5	5
	氏名等変更届出書（第10条）	92	83	114	75	75
	使用全廃届出書（第10条）	23	15	22	20	15
	承継届出書（第11条）	8	5	6	9	7
特定建設作業	実施届出書（第14条）	810	910	899	966	1,015
合計		1,033	1,094	1,118	1,166	1,204

(7) ダイオキシン類対策特別措置法

届出の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
特定施設	設置届出書（第12条）	1	0	5	1	0
	使用届出書（第13条）	0	1	0	0	0
	変更届出書（第14条）	0	2	2	3	2
	氏名等変更届出書（第18条）	5	2	4	6	4
	使用廃止届出書（第18条）	3	2	3	11	5
	承継届出書（第19条）	0	0	0	1	0
合計		9	7	14	22	11

(8) 下水道法・横浜市下水道条例

届出等の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
特定施設 ①	設置届出書（法第12条の3第1項）	98	109	106	112	84
	使用届出書（法第12条の3第2項、第3項）	1	1	3	2	0
	構造等変更届出書（法第12条の4）	97	93	74	91	73
	使用廃止届出書（法第12条の7）	120	110	110	135	103
	工事完了届出書（要綱第5条）	170	148	173	160	139
除害施設 ②	新設等届出書（条例第7条第1項）	32	33	40	33	44
	使用廃止届出書（条例規則第11条第2項）	19	24	26	20	24
	工事完了届出書（条例第7条第2項）	27	31	29	29	32
①・②共通	氏名変更等届出書（法第12条の7）	185	166	267	160	169
	氏名等変更届出書（条例規則第11条第2項）					
	承継届出書（法第12条の8第3項）	21	28	27	25	34
	承継届出書（条例規則第11条第3項）					
除害施設等 管理責任者	選任届出書（条例第9条第2項）	146	134	159	134	168
	承認申請書（条例規則第15条第2項）	32	41	55	34	40
	解任届出書（条例規則第15条第5項）	141	128	166	127	152
	資格認定講習修了証再交付願 （要綱第15条第6項）	3	2	5	3	6
公共下水道	使用開始（変更）届（法第11条の2第1項）	135	122	151	189	154
	使用開始届（法第11条の2第2項）					
	使用開始（変更）届出の氏名等変更連絡 ^{※1} （要綱第6条）	-	-	16	13	17
合計		1,227	1,170	1,407	1,267	1,239

※1 要綱改正に伴い、2017年度から追加された様式です。

(9) 工業用水法

届出等の種類		年度別受付件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
井戸	使用許可申請書（第3条）	0	0	0	0	0
	使用届出書（第6条）	0	0	0	0	0
	変更許可申請書（第7条）	0	0	0	0	0
	氏名等変更届出書（第9条）	0	0	0	0	0
	許可承継届出書（第10条）	0	0	0	0	0
	許可井戸廃止届出書（第11条）	0	0	0	0	0
	変更報告書（第24条）	0	0	0	0	0
	使用状況報告書（第24条）	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	

(10) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

届出等の種類		年度別受付件数					
		2015	2016	2017	2018	2019	
公害防止統括者（第3条、第6条）	選任等 ^{※1}	57	43	51	55	42	
	代理者の選任等 ^{※1}	49	51	42	38	48	
公害防止主任管理者（第5条、第6条）	選任等 ^{※1}	3	2	2	2	2	
	代理者の選任等 ^{※1}	3	2	2	2	2	
公害防止管理者 （第4条、第6条）	大気関係	選任等 ^{※1}	27	29	23	24	40
		代理者の選任等 ^{※1}	43	28	23	28	27
	水質関係	選任等 ^{※1}	29	24	11	12	27
		代理者の選任等 ^{※1}	19	20	12	8	23
	騒音関係	選任等 ^{※1}	9	3	4	5	3
		代理者の選任等 ^{※1}	5	2	3	4	1
	特定粉じん関係	選任等 ^{※1}	0	0	0	0	0
		代理者の選任等 ^{※1}	0	0	0	0	0
	一般粉じん関係	選任等 ^{※1}	10	4	12	9	10
		代理者の選任等 ^{※1}	22	7	6	19	8
	振動関係	選任等 ^{※1}	10	4	4	6	3
		代理者の選任等 ^{※1}	8	4	7	4	2
	ダイオキシン類 関係	選任等 ^{※1}	0	2	0	0	0
		代理者の選任等 ^{※1}	2	2	0	0	0
	承継届出書（第6条の2）		0	5	4	2	3
	合計		296	232	206	218	241

※1 公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者に係る届出事由は「選任、死亡・解任」です。

(11) 化学物質排出把握管理促進法

届出等の種類	年度別受理件数 ^{※1}				
	2015	2016	2017	2018	2019
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書（第5条）	420	433	381	373	360
電子情報処理組織使用届出書（規則第12条）	8	5	4	5	3
電子情報処理組織変更（廃止）届出書（規則第12条）	39	44	41	48	41
変更届出書 ^{※2}	6	53	34	35	21
過年度新規届出書 ^{※2}	21	45	7	1	1
取下げ願い ^{※2}	0	0	0	1	0
合計	494	580	467	463	426

※1 各年度内に届出され、受理した件数を集計しています。（把握対象年度ごとに有効な届出を集計した結果ではありません。）

※2 PRTR 制度の運用に基づく届出等です。

※3 法律の正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」です。

(12) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（申請等）

届出等の種類	年度別受付件数					
	2015	2016	2017	2018	2019	
指定事業所	設置許可申請書（第3条）	54	44	48	33	31
	事業開始等届出書（第7条）	49	49	38	30	31
	変更許可申請書（第8条第1項）	163	182	167	189	180
	変更完了届出書（第8条第2項）	153	141	171	163	155
	変更計画中止届出書（第8条第3項）	2	3	0	2	0
	変更計画届出書（旧規定 ^{※1} ）	—	—	—	—	—
	変更届出書（第10条）	301	271	321	280	284
	地位承継届出書（第11条）	30	38	36	34	28
	廃止等届出書（第12条）	66	52	65	66	64
	現況届出書（第15条）	0	0	0	0	0
	環境配慮書（旧規定 ^{※1} ）	—	—	—	—	—
環境管理事業所	認定申請書（第18条）	10	13	7	15	10
	変更届出書（第21条）	37	27	39	31	37
騒音・振動	騒音測定結果報告書（第33条）	25	23	25	37	32
	振動測定結果報告書（第33条）	10	17	16	25	15
夜間営業	開始届出書（第55条第1項）	1	2	2	0	0
	変更計画届出書（第55条第2項）	0	1	3	0	0
	変更届出書（第55条第3項）	2	2	5	2	2
	廃止等届出書（第55条第4項）	2	0	2	0	1
	地位承継届出書（第56条）	2	0	0	0	0
	既設届出書（附則第9項）	0	0	0	0	0

地下水汚染	地下水汚染原因調査報告書（第 61 条の 2）	0	0	1	1	0
	地下水浄化措置結果報告書（第 61 条の 3）	14	13	11	13	13
土壌汚染	特定有害物質使用等事業所廃止届出書（第 64 条の 2）	24	30	33	40	35
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（第 64 条の 2）	11	16	19	19	19
	条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認申請書（第 64 条の 2）	2	1	1	3	5
	承継届出書（第 64 条の 2）	0	0	0	0	0
	土地利用方法変更届出書（第 64 条の 2）	0	0	0	0	1
	条例土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書（規則第 59 条の 2）	0	0	3	8	3
	土地の形質の変更届出書（第 65 条）	46	42	50	54	25
	条例第 65 条に基づく条例土壌汚染状況調査結果報告書（第 65 条）	18	17	26	31	17
	帯水層の深さに係る確認申請書（規則第 59 条の 25）	0	0	0	0	0
	条例指示措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（規則第 59 条の 26）	0	0	0	0	0
	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（規則第 59 条の 27）	0	0	0	0	0
	条例汚染除去等計画書（新規・変更）（第 66 条の 2）※ ²	—	—	—	—	0
	工事完了報告書（第 66 条の 2）※ ²	—	—	—	—	0
	条例実施措置完了報告書（第 66 条の 2）※ ²	—	—	—	—	0
	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（第 67 条の 2）	4	2	1	9	18
	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更 完了/中間 報告書（第 67 条の 2）	4	4	2	11	16
	土壌汚染による地下水への影響調査報告書（第 68 条の 2）	8	4	23	26	33
	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書（第 69 条）	0	0	0	0	0
	条例汚染土壌の区域外搬出届出書（第 69 条）	4	2	2	7	12
	条例汚染土壌の区域外搬出変更届出書（第 69 条）	0	0	0	1	2
非常災害時における条例汚染土壌の区域外搬出届出書（第 69 条）	0	0	0	0	0	

土壌汚染	搬出条例汚染土壌の 運搬/処理 状況確認届出書（第 69 条の 5）	0	0	0	0	0
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（追完・詳細）	1	0	0	1	1
	条例要措置区域における汚染の除去等の措置 完了/中間 報告書（旧規定※ ¹ ）	0	0	0	0	—
	その他の届出書（土壌汚染対策）	9	22	38	43	23
土壌汚染 （ダイオキシン類管理対象地に 係るもの）	ダイオキシン類管理対象事業所廃止届出書（第 70 条の 2）	1	1	2	1	1
	土壌汚染状況調査結果報告書（第 70 条の 2）	0	3	1	2	1
	土地の形質の変更届出書（第 70 条の 3）	8	9	21	24	10
	土地形質変更土壌汚染状況調査結果報告書（第 70 条の 3）	2	4	9	13	9
	公害防止措置完了報告書（第 70 条の 3）	0	0	0	0	0
	非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書（第 70 条の 3）	0	0	0	0	0
	地下水への影響調査報告書（第 70 条の 5）	0	0	0	0	0
地下水採取	許可申請書（第 72 条）	2	2	2	3	0
	開始届出書（第 74 条）	5	1	5	2	1
	変更許可申請書（第 75 条第 1 項）	4	2	7	3	3
	変更完了届出書（第 75 条第 2 項）	4	0	2	3	0
	変更計画中止届出書（第 75 条第 3 項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第 76 条）	8	10	14	17	20
	地位承継届出書（第 77 条）	2	2	3	1	3
	廃止届出書（第 78 条）	5	5	7	2	6
	地下水採取量及び水位測定結果報告書（第 81 条）	210	243	237	242	222
特定小規模施設	設置届出書（第 86 条第 1 項）	121	155	191	210	149
	承継届出書（第 86 条第 2 項）	7	3	89	6	5
	変更届出書（第 87 条）	60	56	55	546	44
	廃止届出書（第 88 条）	54	43	7	47	36
	既設届出書（附則第 17 項）	0	0	0	1	0
石綿排出作業	開始届出書（第 92 条）	22	24	14	19	18
	完了届出書（第 94 条）	225	232	269	271	286
焼却施設解体工事	開始届出書（第 99 条）	6	5	5	1	3
	完了届出書（第 100 条）	5	4	5	4	2
工事排水	工事排水届出書（第 105 条）	6	9	3	7	7
	変更届出書（第 106 条）	3	6	4	1	3
	完了届出書（第 107 条）	4	4	9	3	3

屋外作業	開始届出書（第 111 条）	0	3	2	0	3
	変更届出書（第 112 条）	0	7	0	1	2
	中止届出書（第 113 条）	0	2	0	1	1
	使用届出書（附則第 23 項）	0	0	0	0	0
掘削作業	開始届出書（第 117 条）	26	30	16	20	14
	変更届出書（第 118 条）	5	14	29	17	46
	完了届出書（第 120 条）	6	12	130	16	37
小規模揚水施設	設置届出書（第 124 条第 1 項）	8	12	7	5	8
	承継届出書（第 124 条第 2 項）	0	0	1	0	5
	変更届出書（第 126 条）	7	7	14	7	15
	廃止届出書（第 127 条）	1	1	7	2	4
土壌汚染 （土壌汚染有 害物質使用地 に係るもの） （旧規定 ^{※1} ）	土壌汚染有害物質使用事業所廃止等報告書	0	0	0	0	0
	土壌調査計画書	0	0	0	0	0
	土壌調査報告書	0	0	0	0	0
	土壌汚染対策計画書	1	3	2	1	0
	土壌汚染対策完了報告書	4	2	2	5	1
	土地形質変更届出書	0	0	0	0	0
	土地形質変更土壌調査計画書	0	0	0	0	0
	土地形質変更土壌調査報告書	0	0	0	0	0
	土地形質変更土壌汚染対策計画書	3	3	1	3	2
	土地形質変更土壌汚染対策完了報告書	8	5	6	3	6
	周知計画届出書	0	0	0	0	0
	周知完了届出書	0	0	0	0	0
適正処分・その他の届出書	4	2	1	3	2	
合計		1,889	1,944	2,334	2,687	2,071

※ 1 表中「旧規定」と記載されているものは、現在の生活環境保全条例では削除されているものです。

※ 2 生活環境保全条例の改正に伴い、2019 年度から追加された様式です。

(13) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（措置内容等）

措置内容等の種類		年度別件数				
		2015	2016	2017	2018	2019
指定事業所	設置の許可（第 3 条第 1 項）	55	45	48	33	29
	変更の許可（第 8 条第 1 項）	160	177	167	189	186
環境管理事業所	認定（第 18 条第 1 項）	10	10	10	15	9
地下水採取	許可（第 72 条第 1 項）	2	2	2	3	0
	変更の許可（第 75 条第 1 項）	8	2	7	3	3
合計		235	236	234	243	227

4-8 低公害車の普及促進

(1) 市内の次世代自動車（EV、PHV、FCV）登録台数

次世代自動車の種別	年度末時点の登録台数				
	2015	2016	2017	2018	2019
電気自動車（EV）	2,701	2,999	3,373	3,792	3,917
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	1,412	1,791	2,600	2,842	3,096
燃料電池自動車（FCV）	34	61	100	122	150
合計	4,147	4,851	6,073	6,756	7,163

4-9 広報物による情報発信

(1) ガイドラインに基づく取組に係る広報物（2019年度作成）

名称	概要	印刷物	電子版
横浜市生活環境の保全等に関する 条例関係規程集〔I〕	生活環境保全条例の関係規程（条例・施行規則・指針・ 指導基準等）をとりまとめた規程集	—	○
生活環境保全推進ガイドライン 年次報告書（2018年度実績）	生活環境の状況やガイドラインに基づく取組の実施状 況について2018年度実績をとりまとめた年次報告書	○	○
平成29年度横浜市公共用水域 及び地下水の水質測定結果報告書	神奈川県の水質測定計画に基づく水質調査（公共用水域 及び地下水）結果などをとりまとめた年次報告書	○	○
平成28年度横浜市における 騒音・振動の定点測定結果報告書	道路交通、貨物線鉄道、新幹線鉄道、航空機に関する 騒音・振動の定点測定結果をとりまとめた年次報告書	—	○
横浜市環境科学研究所報第44号	2018年度に環境科学研究所が行った試験検査、調査研 究の概要及び成果をとりまとめた年次報告書	○	○
2019年度環境に関する市民意識 調査 調査結果報告書	環境に対する意識や環境行動の実践状況等に関する 市民への意識調査の結果をとりまとめた報告書	—	○
2019年度環境に関する企業意識 調査 報告書	環境に対する意識や環境行動の実践状況等に関する 市内企業への意識調査の結果をとりまとめた報告書	—	○
横浜の環境保全と企業の取組	環境保全において市内企業が貢献してきた取組などを 紹介するパンフレット	○	○
化学物質について知ろう！	「化学物質と環境リスク」と「PRTRと横浜の環境」を テーマにした化学物質に関する啓発資料	—	○
光化学スモッグのない、きれいな 空をめざしてVOC排出削減に ご協力をお願いします！	光化学スモッグ発生抑制をテーマとしたVOC排出削減 に関する啓発資料 (九都県市首脳会議大気保全専門部会で作成)	○	○

4-10 市内に適用される主な環境基準等の概要

(1) 大気環境

ア 大気汚染に関する環境基準等

項目	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	長期的評価※ ¹
一酸化炭素 (CO)	日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	長期的評価※ ¹
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	長期的評価※ ¹
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。※ ²	98%値評価※ ³
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	昼間 (5~20 時) の測定値による評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	年平均値の評価及び 98%値評価の併用※ ⁴

※¹ 年間の日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値 (2% 除外値) を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。

※² 横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04 ppm) を環境目標値としています。

※³ 年間の日平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 98% に相当するもの (日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価します。

※⁴ 年平均値が長期基準である 15 μg/m³ 以下であり、かつ、日平均値の年間 98% 値が短期基準である 35 μg/m³ 以下である場合に、適合と評価します。

イ 有害大気汚染物質に関する環境基準

項目	環境基準※ ¹
ベンゼン	0.003 mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン※ ²	0.13 mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m ³ 以下

※¹ 年間平均値で評価します。

※² トリクロロエチレンの環境基準は、2018 年 11 月 19 日に「0.2 mg/m³ 以下」から「0.13 mg/m³ 以下」に改定されました。

ウ 有害大気汚染物質に関する指針値

項目	指針値 ^{※1,※2}	項目	指針値 ^{※1,※2}
アクリロニトリル	2 μg/m ³ 以下	水銀及びその化合物	0.04 μg Hg/m ³ 以下
アセトアルデヒド ^{※3}	120 μg/m ³ 以下	ニッケル化合物	0.025 μg Ni/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	10 μg/m ³ 以下	ヒ素及びその化合物	6 ng As/m ³ 以下
塩化メチル ^{※3}	94 μg/m ³ 以下	1,3-ブタジエン	2.5 μg/m ³ 以下
クロロホルム	18 μg/m ³ 以下	マンガン及びその化合物	0.14 μg Mn/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m ³ 以下		

※1 年間平均値で評価します。

※2 「指針値」は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、環境目標値の一つとして環境省が設定したものです。

※3 アセトアルデヒド及び塩化メチルの指針値は、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第12次答申）」（中央環境審議会 2020年8月20日）を受け、同日に指針値として設定されました。

エ ダイオキシン類の環境基準（大気）

項目	環境基準 ^{※1,※2}
ダイオキシン類（大気）	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

※1 年間平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

オ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

※1 「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（中央公害対策審議会 1976年8月13日）別添の専門委員会報告から指針に係る部分を抜粋して掲載しています。

※2 この指針は、光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルとして設定されたものです。

(2) 水環境

ア 水質汚濁に関する環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準 ^{※1}	項目	環境基準 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素 ^{※2}	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素 ^{※2}	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されません。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

生活環境項目（河川） ア ^{※1}

類型 ^{※2}	水素イオン濃度指数 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ^{※3}
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

※1 日間平均値で評価します。ただし、BODは「75%水質値」で評価します。「75%水質値」とは、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から75%に相当する値をいいます。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

※3 大腸菌群数は、最確数による定量法によって測定します。統計的に試料の大腸菌群数を推定する手法で、その結果得られた値を最確数（Most Probable Number）といい、単位に MPN を用いて示します。

生活環境項目（河川） イ ^{※1}

類型 ^{※2}	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

(ウ) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

生活環境項目（海域） ア ※1

類型※2	水素イオン濃度指数 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

※1 日間平均値で評価します。ただし、CODは「75%水質値」で評価します。「75%水質値」とは、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から75%に相当する値をいいます。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

生活環境項目（海域） イ ※1

類型※2	全窒素	全りん
Ⅲ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

※1 表層の年間平均値で評価します。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

生活環境項目（海域） ウ ※1

類型※2	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

イ ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）

項目	環境基準※1
ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））	1 pg-TEQ/L 以下※2
ダイオキシン類（水底の底質）	150 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

※2 水質（水底の底質を除く。）は、年間平均値で評価します。

ウ 水環境目標

横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）では、横浜の水環境の目指すべき目安として、水環境目標を定めています。水環境目標は、水域ごとに定める「達成目標」・「補助目標」と、市内全水域に定める「全水域の一律達成目標」で構成されています。









(ア) 達成目標・補助目標（河川）

水域区分	達成目標			補助目標				
	生物評価による水質評価	BOD	ふん便性 大腸菌群数	水深※1	流速※1	川床状況 と美観	周辺環境	
I	A	「源流・上流域」の “大変きれい”  アブラハヤ	3 mg/L 以下	1,000 個 /100mL 以下	5～15 (10) cm※2	30cm/s 程度	自然河床 の保全 ・ ごみの ないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。
	B	 ホトケドジョウ  サワガニ			10～25 (15) cm※2		自然河床 の復元 ・ ごみの ないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。
II	A	「中流～下流域」の “大変きれい”   シマドジョウ ヘビトンボ	5 mg/L 以下	-	10～30 (20) cm※2	30cm/s 程度	ごみの ないこと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。
	B	「中流～下流域」の “きれい”  ウグイ			30～50 (40) cm※2			川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。
	C	 シロハラコカゲロウ  アユ						河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。
III	「感潮域」の“きれい”    ビリンゴ クサフグ オサガニ	3 mg/L 以下	-	-	-	ヘドロの 堆積が ないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中でのうるおいのある水辺空間の整備に努める。	

※1 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とします。

※2 水深の補助目標欄の（ ）内の数値は、代表的な値です。

(イ) 達成目標・補助目標（海域）

水域 区分	達成目標				補助目標	
	生物評価による水質評価	COD	窒素・リン	ふん便性 大腸菌群数	底質状況 と美観	周辺環境
I	「内湾」の“きれい” 「干潟」の“きれい”  シロギス  クサフグ	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	100 個 /100mL 以下	ごみが 散乱して	砂浜の保全、後背緑地の保 全・復元等の生態系の保全を 重視し同時に海浜レクリエ ーション等の親水性にも配 慮する。
II	「干潟」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  ビリンゴ  ミミズハゼ	3 mg/L 以下	T-N 0.6 mg/L 以下 T-P 0.05 mg/L 以下	—	いない こと	底質の改善等、閉鎖性海域の 環境の改善や干潟の保全に 努め、プロムナードや親水公 園の整備等、親水機能の改善 に配慮する。
III	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  ヨロイイソギンチャク  クサフグ	3 mg/L 以下	T-N 1.0 mg/L 以下 T-P 0.09 mg/L 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	湾や湾内に位置する波の穏 やかなこの水域においては、 親水性と修景性の両面を重 視し、臨海公園における水辺 への親しみやすさの創出と ともに、うるおいのある海辺 景観づくりに努める。
IV	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  シロギス  マアジ	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	—	ごみが 浮いて いない こと	この沿岸水域においては、生 物生息環境と眺望へ配慮し、 海釣り施設やマリナーの整 備に努める。

(ウ) 全水域の一律達成目標

水環境目標として定める「全水域の一律達成目標」
環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（最新のもの）のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準（水環境目標の達成目標に定める項目を除く。）」

(3) 地盤環境

ア 地下水の水質汚濁に関する環境基準

項目	環境基準 ^{※1}	項目	環境基準 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) ^{※2}	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 「塩化ビニルモノマー」の名称は、2017年4月1日から「クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更されました。

※3 地下水中のダイオキシン類は、ダイオキシン類の環境基準のうち、水質 (水質の底質を除く。) の基準値である 1 pg-TEQ/L により評価します。(「4-10 (2)-ウ」参照)

イ ダイオキシン類の環境基準 (土壌)

項目	環境基準 ^{※1}
ダイオキシン類 (土壌)	1,000 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

ウ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん ^{※1}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
ヒ素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） ^{※2}	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン ^{※3}	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン ^{※2}	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

※1 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいいます。

※2 「クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1,4-ジオキサン」の土壌の汚染に係る環境基準は、2017年4月1日から追加されました。

※3 「シス-1,2-ジクロロエチレン」は、2019年4月1日から、トランス体を含めた「1,2-ジクロロエチレン」に変更されました。

(4) 音環境

ア 騒音に関する環境基準

地域の類型※ ¹	①幹線道路※ ²		②道路に面する地域 (①を除く)※ ³		③一般環境 (①②を除く)	
	昼間※ ⁴	夜間※ ⁴	昼間※ ⁴	夜間※ ⁴	昼間※ ⁴	夜間※ ⁴
A 地域 (専ら住居の用に供される地域)	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下	55dB 以下	55dB 以下	45dB 以下
B 地域 (主として住居の用に供される地域)			65dB 以下	60dB 以下		
C 地域 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)						

※¹ 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。市内は、次のとおり指定されています。

A 地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B 地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※² 道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用される基準です。幹線交通を担う道路とは、国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

※³ 「道路に面する地域」とは、A 地域及び B 地域では「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」を、C 地域では「車線を有する道路に面する地域」をいいます。

※⁴ 昼間は午前6時から午後10時までの間、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの間です。また、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル L_{Aeq} によって評価します。

イ 新幹線鉄道の騒音に関する環境基準

地域の類型※ ¹	都市計画法による用途地域※ ²	騒音の環境基準※ ³
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 田園住居地域、用途地域の定めのない地域	70 dB 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 dB 以下

※¹ 新幹線鉄道（一部区間を除く。）の本線の線路の中心線から一定距離の範囲内の地域であって、「地域の類型」が当てはめられた地域について、環境基準が適用されます。

※² 神奈川県内（横浜市内含む。）の用途地域に適用される類型を掲載しています。

※³ 新幹線鉄道のの上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを測定し、上位半数のものをパワー平均して評価します。

ウ 新幹線鉄道の振動に関する指針

① 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 dB を超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
② 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

※¹ 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年3月12日環大特第32号 環境庁）

横浜市 環境創造局 環境保全部 環境管理課

2021 年 1 月 初版作成

2022 年 3 月 第 2 版作成

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

TEL 045-671-2487 / FAX 045-681-2790

e-mail ks-kankyokanri@city.yokohama.jp

生活環境保全推進ガイドラインや年次報告書は、横浜市ホームページ（下記 URL）で公表しています。右記の二次元コードからアクセスできます。



https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/seikatsu_guideline.html